

# 春日部市体育施設整備基本計画

2019年(平成31年)3月





## ごあいさつ



スポーツは、世界の人々に大きな感動や楽しみ、活力をもたらすものであり、言語や生活習慣を超え、人々が共同して発展させてきた世界共通の文化の一つであります。

また、心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かな活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達、生きがいに満ちた生活の実現のために必要不可欠なものとなっております。

現在、社会情勢の変化に伴い、余暇時間の増加やライフスタイルの多様化、さらには高齢化社会での健康志向の高まりなどにより、スポーツ・レクリエーションへの関心や参加意識が高まっています。

そのため、全ての人がその自発性の下に、各々の関心、適正等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、楽しみ、支える活動に参画することのできる機会を確保することは、全ての世代

の人々にとって大きな意義があります。

春日部市では、長期的な視点に基づく将来像「つながる にぎわう すまいるシティ 春日部」の実現に向けたまちづくりを総合的かつ計画的に推進していくため、「第2次春日部市総合振興計画(計画期間:2018年度(平成30年度)～2027年度(平成39年度))」を策定し、本市を取り巻く社会情勢の変化に的確に応じつつ、大規模災害等への対応、公共施設マネジメントやコンパクトなまちづくりへの取組を目指しています。

このような状況の中、スポーツ施設は市民の皆様が利用しやすいスポーツ・レクリエーション施設の整備や機能充実を目的として、施設の利便性や安全性に配慮した施設整備を行っています。

この計画では、旧計画である「春日部市体育施設整備基本計画」(平成4年度)で計画したスポーツ施設の整備を踏まえ、「春日部市公共施設マネジメント基本計画」(平成28年度)に盛り込まれている公共施設の統合・集約といった施設の適正化を検討し、スポーツ施設の今後の方向性を示す中で、市内だけでなく、市外からの利用を想定した市の魅力を発信できる施設の整備を重点に計画を見直しました。

今後、本計画の具体化に向けて取組んでまいります。市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言を賜りました市民の皆様を始め、関係者の方々に心から感謝申し上げます。

2019年(平成31年)3月

春日部市長 石川良三

# 春日部市体育施設整備基本計画

## 目 次

<b>第1章</b>	<b>計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1.1	はじめに～計画策定の目的～	...1
1.2	現在の社会情勢	...2
1.3	計画の位置付け(上位・関連計画)	...3
1.4	計画の対象施設	...4
1.5	計画期間	...6
<b>第2章</b>	<b>現状と課題</b> .....	<b>7</b>
2.1	春日部市の概況	...7
2.2	全国的なスポーツ施設の現状	...9
2.3	春日部市のスポーツ施設の現状	...11
2.4	災害時の避難所等に指定されている施設	...20
2.5	本市スポーツ施設の課題	...21
<b>第3章</b>	<b>整備基本コンセプト</b> .....	<b>23</b>
3.1	整備にあたっての基本的な考え方	...23
3.2	基本理念	...24
3.3	基本方針	...24
3.4	管理運営	...26
3.5	施設整備の取組方針	...27
<b>第4章</b>	<b>スポーツ施設マネジメント方針</b> .....	<b>28</b>
4.1	公共施設マネジメント基本計画 施設分類別方針(スポーツ施設)	...28
4.2	スポーツ施設のマネジメント取組方針	...30
4.3	施設機能ごとの方向性	...33
4.4	スポーツ施設マネジメントの取組スケジュール	...33
4.5	市全域からみたスポーツ施設のエリアマネジメント	...34
<b>第5章</b>	<b>総合体育施設(ウイング・ハット春日部周辺)整備～基本構想～</b> .....	<b>35</b>
5.1	計画地の位置	...35
5.2	敷地現況	...36
5.3	周辺環境	...37
5.4	交通状況	...38
5.5	法律等の位置付け	...40
5.6	現在に至るまでの経緯(課題)	...43
5.7	整備コンセプトについて	...45
5.8	計画地に求められる施設	...48
5.9	ゾーニング計画	...50
5.10	事業手法の検討	...53

5.11	事業スケジュール	...54
5.12	事業化に向けた課題	...55
<b>第6章</b>	<b>計画推進について.....</b>	<b>56</b>
6.1	進行管理	...56
6.2	推進体制	...57
6.3	第1期実施期間での取組	...58
<b>&lt;資料編&gt;</b>		<b>59</b>
資料1	上位・関連計画	...60
資料2	市民意見の把握	...70
資料3	利用状況	...76
資料4	施設評価	...79
資料5	用語集	...84

# 第1章 計画策定にあたって

## 1.1 はじめに～計画策定の目的～

スポーツ施設は、健康の維持・増進の場であるとともに、地域コミュニティ交流の場となっており、災害時には、避難及び救援活動を支える場にもなる多目的な施設です。

スポーツ・レクリエーション活動により健康や体力の維持が図れるよう施設の貸し館事業を行っており、市内だけでなく、市外、県外の在住者にも多くの人々に利用されています。

本市では、1993年(平成5年)3月に、合併前の旧春日部市において「春日部市体育施設整備基本計画(以下、旧計画)」を策定していますが、策定時から25年以上が経過し、社会情勢の変化等による計画の見直しは、必要かつ急務です。

また、現在、市内にあるスポーツ施設を含めた公共施設で老朽化が進んでおり、安全・安心で快適に利用することができる施設整備を、限られた財源の中で効率的に図ることが喫緊の課題となっています。

これを踏まえ、2017年(平成29年)に策定された「春日部市公共施設マネジメント基本計画」では、今後の公共施設の課題解決に取り組む中で、単に公共施設を廃止・縮小し、施設の縮減を進めることを目的とするのではなく、地域の将来像を見据え、まちづくりの視点を重視し、公共施設の配置や使い方を見直すことで、公共施設の機能やサービスの質の向上を図ることとしています。

スポーツは、「する人」には爽快感や充実感を、「みる人」には感動や夢を、「ささえる人」には達成感を与え、全ての人をひきつける魅力を持っています。

そのため、いつでも誰もが、スポーツに親しめる機会や環境が必要であり、安全・安心なスポーツ施設整備の実現をすることは重要なことです。

本市においても、より多くの人々が健康づくりに向けてスポーツを実践・継続することができる環境を計画的に整備していくために、本計画を策定するものです。

また、本計画に基づいて、今後より具体的な計画を策定することにより、安全かつ快適なスポーツ・レクリエーション活動の場の整備に取り組んでいくこととします。

## 1.2 現在の社会情勢

### (1) 人口減少社会の到来

わが国の総人口は、2008年(平成20年)12月の1億2,809万9千人をピークに、若干の増減を繰り返した後、人口減少局面に入っています。2017年(平成29年)4月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、このままの人口減少が進むと、2053年には日本の人口は1億人を下回ることが予測されています。そのため、今後は人口減少社会に対応したまちづくりや制度づくりが求められています。

### (2) 少子高齢化の進展と高齢者単身世帯の増加

わが国では、合計特殊出生率が人口の維持に必要な水準を下回り、年少人口(0歳～14歳)の割合が低下する一方で、老年人口(65歳以上)の割合が上昇し続けています。また、核家族化の進行や高齢者の単身世帯の増加等も進行しているため、多様なライフスタイルに応じたまちづくりの実施や、サービス基盤の整備が求められています。

### (3) 安全・安心に関する意識の向上

近年、度重なる地震や大型台風、集中豪雨等といった自然災害の発生や、子どもや高齢者が被害者となる犯罪の発生等により、市民の安全・安心に関する意識が高まっています。そのため、日常生活の様々な場面で、市民と行政が協働して安全・安心に対する取り組みの強化を行うことが求められています。

### (4) 子どもたちが新たな時代に対応できる教育の充実

社会情勢の変化に伴い、新たな時代に対応でき、未来を切り拓く力を有した人材の育成が求められています。そのため、次世代を担う子ども達の可能性を広げ、一人ひとりが活躍するためには、自ら学ぶ力を身につけ、自ら行動できるようになること等、「生きる力」を育むことが求められています。

### (5) 将来を見据えた財政基盤の確立

人口減少と少子高齢化の進展により、税収の減少と、社会保障関連経費の増加が見込まれています。

また、本市では、昭和40年代から50年代にかけて整備された公共施設が多いことから、これらの施設の老朽化対策が大きな課題となっているため、将来を見据えながら、財政基盤の確立を図るとともに、公共施設を総合的かつ計画的に管理していくことが求められています。

これを踏まえ・・・

**旧計画を新たに見直し、時代の要請に応じた整備が必要である。**

⇒ 利用状況や施設状況を踏まえ、安全・安心に施設を提供できるよう施設マネジメントに基づいた取り組みにより、将来に亘って持続可能な施設としていく。

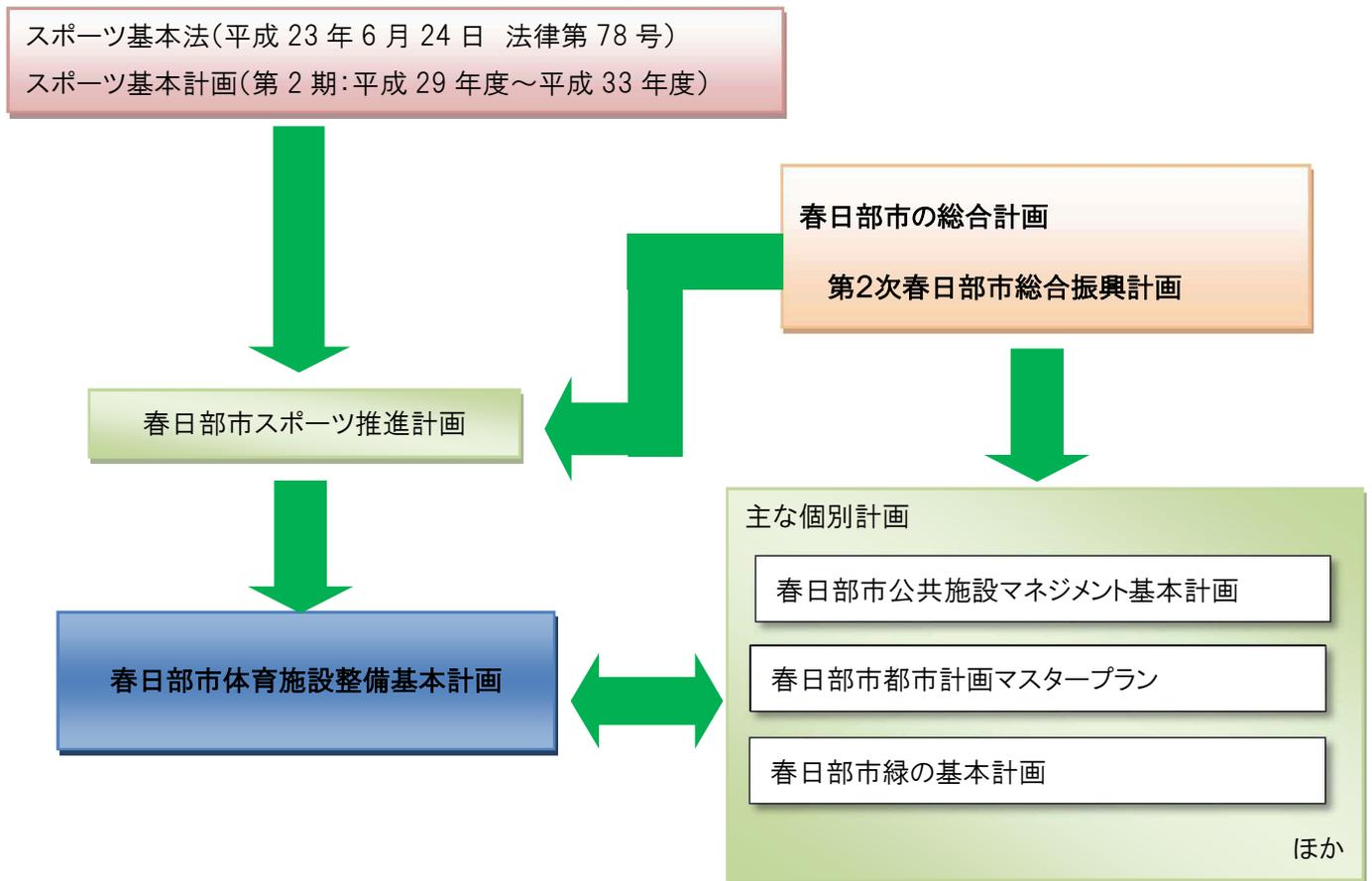
### 1.3 計画の位置付け(上位・関連計画)

本計画では国の計画等をもとに、「第2次春日部市総合振興計画」(以下、「総合振興計画」という。)を上位計画として、その目的に沿いながら、具体的な取り組みを進めるための計画とします。

あわせて、「春日部市公共施設マネジメント基本計画(以下、「公共施設マネジメント基本計画」という。))」、「春日部市都市計画マスタープラン(以下、「都市計画マスタープラン」という。))」、「春日部市緑の基本計画(以下、「緑の基本計画」という)」等の関連計画と整合を図り、整備基本コンセプト等を示していきます。

そのため、上位・関連計画と本計画の位置付けを下記の図で表します。

図表1-3-1 計画の位置付け



## 1.4 計画の対象施設

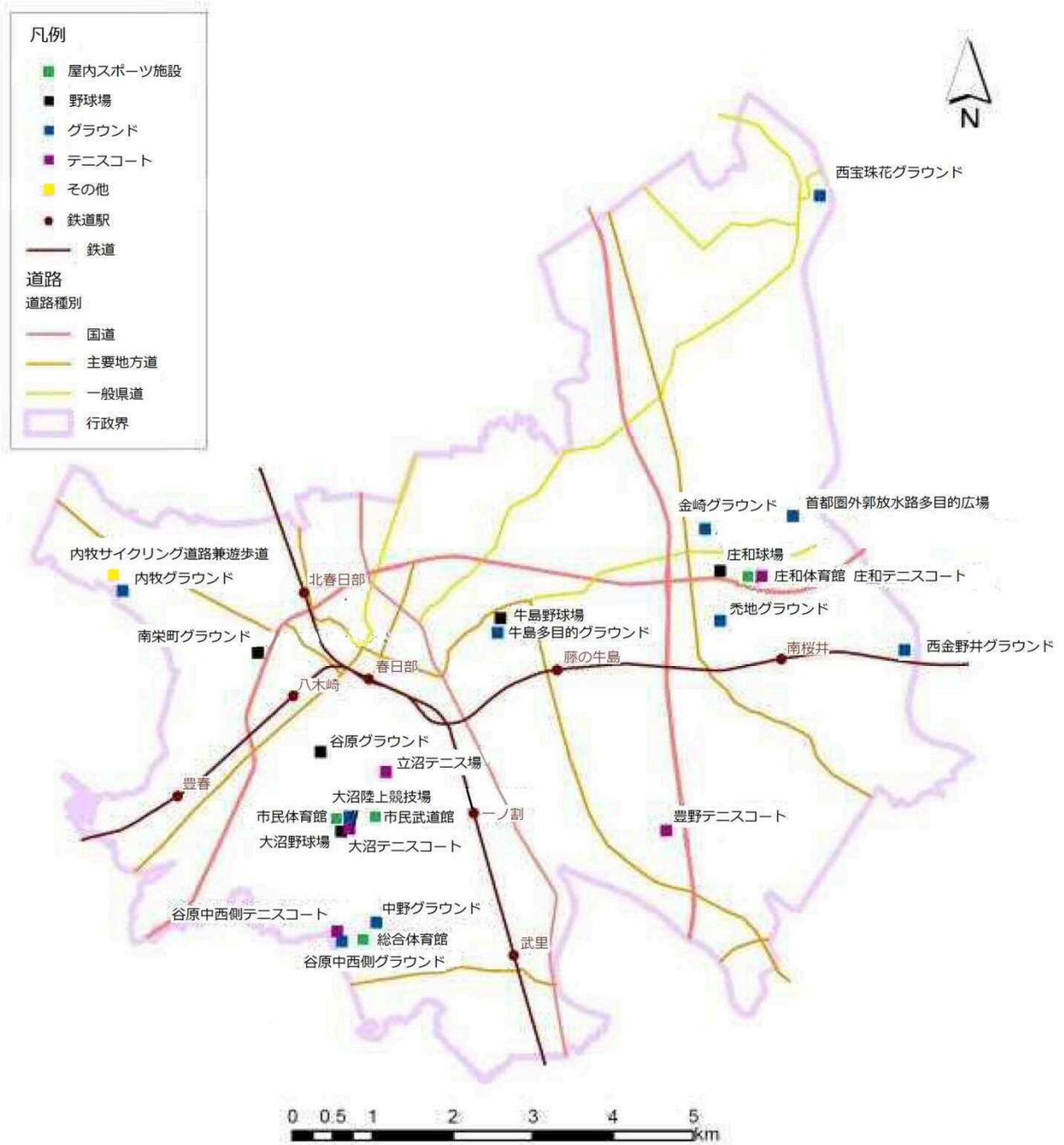
スポーツには多くの競技種目があり、施設の種別も多様です。体育館やグラウンドのように複数種目を実施できる施設もあれば、野球場やテニスコートのように種目が限定される専用施設もあります。そのため、現状を整理したうえで、施設整備について検討していくことが必要です。本計画における対象施設は、スポーツ推進課が所管する施設 25 施設(うち、屋内スポーツ施設 4 施設、屋外スポーツ施設 21 施設(グラウンド 10 施設、野球場 5 施設、テニスコート 5 施設、その他 1 施設))とします。

また、スポーツ・レクリエーション活動拠点として位置付けしている総合体育施設(ウイング・ハット春日部周辺)については、第5章で示していきます。

図表1-4-1 対象施設一覧

施設機能別		No	施設名称	住所	
屋内スポーツ施設	体育館・武道館	1	総合体育館	谷原新田 1557 番地 1	
		2	市民体育館	大沼 7 丁目 12 番地	
		3	市民武道館	大沼 2 丁目 107 番地	
		4	庄和体育館	金崎 616 番地	
屋外スポーツ施設	グラウンド	5	大沼陸上競技場(兼サッカー場兼ラグビー場)	大沼 7 丁目 12 番地	
		6	谷原中西側グラウンド	谷原新田 1612 番地 1	
		7	中野グラウンド	武里中野 560 番地 1	
		8	首都圏外郭放水路多目的広場	上金崎 720 番地	
		9	禿地グラウンド	金崎字禿地 地内	
		10	金崎グラウンド	金崎字干上 地内	
		11	西宝珠花グラウンド	江戸川河川敷内(西宝珠花地先)	
		12	西金野井グラウンド	江戸川河川敷内(西金野井地先)	
		13	内牧グラウンド	内牧 2910 番地	
		14	牛島多目的グラウンド	牛島 626 番地	
		野球場	15	大沼野球場	大沼 7 丁目 12 番地
			16	牛島野球場	牛島 626 番地
			17	庄和球場	金崎 759 番地
			18	南栄町グラウンド	南栄町 17 番地 1
	19		谷原グラウンド	谷原 1 丁目 3 番地	
	テニスコート	20	大沼テニスコート	大沼 7 丁目 12 番地	
		21	庄和テニスコート	金崎 616 番地	
		22	立沼テニス場	中央 8 丁目 6 番地	
		23	谷原中西側テニスコート	谷原新田 1612 番地 1	
		24	豊野テニスコート	豊野町 2 丁目 18 番地	
	その他	25	内牧サイクリング道路兼遊歩道	内牧 2910 番地地先から	

図表1-4-2 配置図



※春日部市公共施設マネジメント基本計画をもとにスポーツ推進課作成

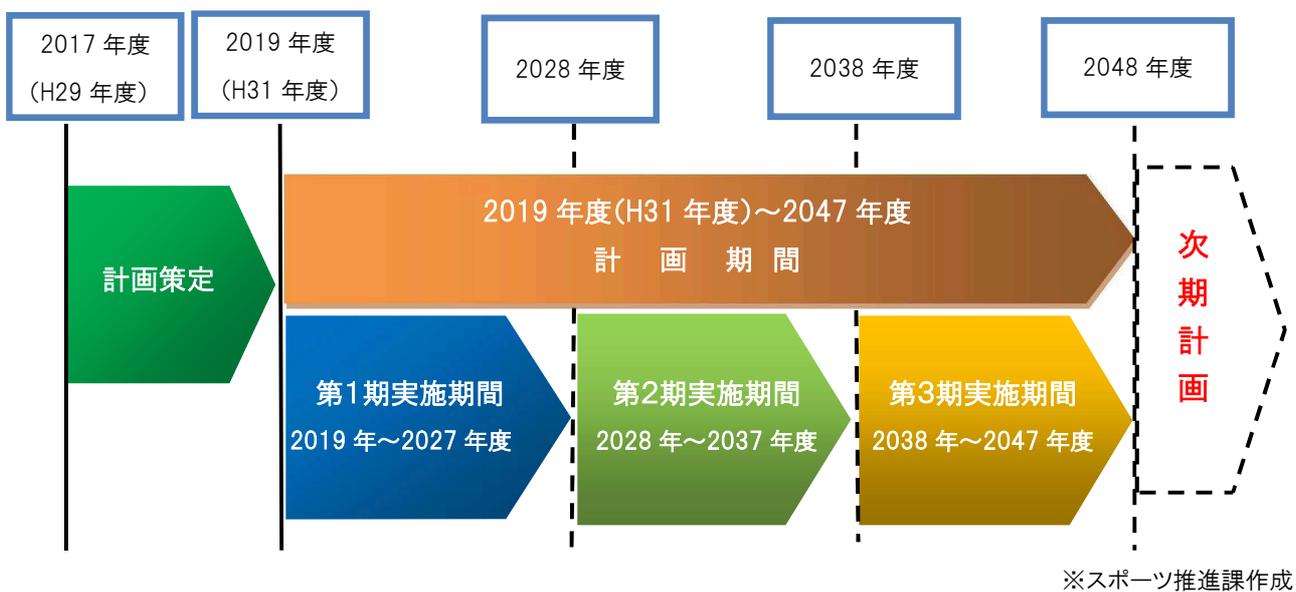
## 1.5 計画期間

本計画は、スポーツ施設の耐用年数が数十年に及ぶため、中長期的な視点が不可欠なことから、計画期間を2019年度(平成31年度)から2047年度までの29年間とし、原則10年を目安に見直しを行うことを基本とします。

また、社会情勢の変化や財政状況に応じて、変更が必要になったときは、その都度見直しを行います。

なお、第1期実施期間に示す施設整備については、速やかに取り組んでいきますが、第2期以降については、整備基本方針等を守りつつ、時代に応じた市民や利用者が求める施設の具体的な整備を、その時代の要請に合わせて行っていくこととします。

図表1—5—1 計画期間



## 第2章 現状と課題

### 2.1 春日部市の概況

#### 2.1.1 位置・地勢・気象

本市は、首都圏から35km圏、関東平野のほぼ中央、埼玉県の一部に位置しています。北は杉戸町・宮代町、南は越谷市・松伏町、西はさいたま市・白岡市、東は江戸川を挟んで千葉県野田市の4市3町と接しています。その市域は、南北約12km、東西約11km、面積は66km<sup>2</sup>であり、市域の南北方向には、東武スカイツリーラインと旧日光街道である国道4号と国道4号バイパスが縦断し、東西には東武アーバンパークラインと国道16号が横断しています。

本市の気候は、太平洋側気候に属し、冬は北西の季節風が強く、晴天の日が多くて空気が乾燥します。夏は日中かなりの高温になり、雷の発生が多く、降ひょうも多いのが特徴です。四季の変化は規則正しく明瞭で、2016年度(平成28年度)の年平均気温は16.2℃、平均湿度は72.7%、年間降雨量は1,227.5mmと温暖・湿潤な気候であり、生活にはおおむね好適といえます。(参考:気象庁、熊谷地方気象台ホームページ。)

図表2-1-1 春日部市の位置



## 2.1.2 人口と年齢別構成

本市の総人口は、2003年(平成15年)以降減少傾向となっており、2017年(平成29年)には235,991人となっています。春日部市人口ビジョンに基づき算出した推計値によると、今後人口は減少していくと考えられ、2027年(平成39年)には、226,787人になると推計されています。

年齢別構成をみると、年少人口(0歳～14歳)と生産年齢人口(15歳～64歳)が減少する一方、老年人口(65歳以上)が増加しています。2018年(平成30年)には年少人口の割合は11.2%、老年人口は29.2%となっており、少子化と高齢化がともに進行しています。

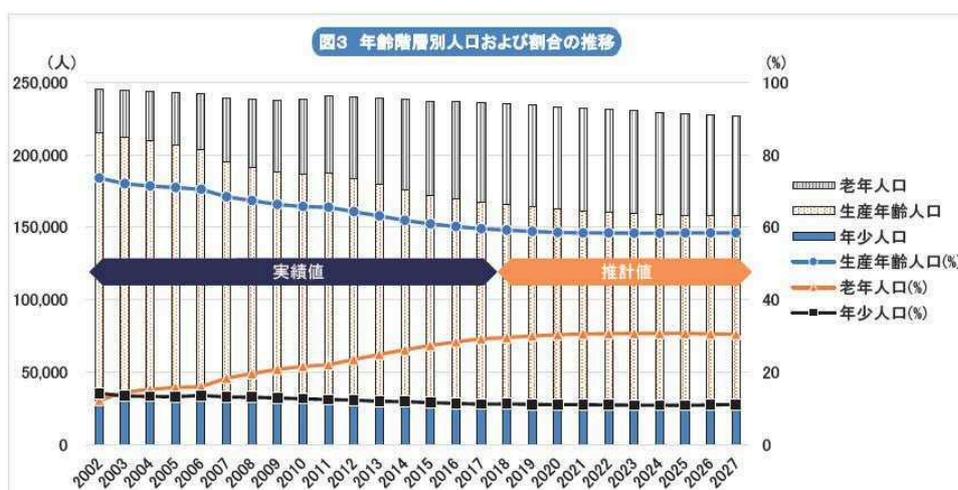
図表2-1-2 本市の総人口の推移と将来予測



資料：2002年(平成14年)から2017年(平成29年)は、住民基本台帳人口(各年10月1日現在)、2020年(平成32年)、2025年(平成37年)は、総合戦略(春日部市【人口ビジョン編】)からの推計値、2010年(平成22年)、2015年(平成27年)、2020年(平成32年)、2025年(平成37年)の社人研推計値は、「日本の地域別将来推計人口」(<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson13/t-page.asp>)  
2018年(平成30年)から2027年(平成39年)(2020年(平成32年)、2025年(平成37年)除く)は、総合戦略(春日部市【人口ビジョン編】)に基づき算出した推計値

※ 第2次春日部市総合振興計画より抜粋

図表2-1-3 年齢階層別人口及び割合の推移



資料：2002年(平成14年)から2017年(平成29年)は、住民基本台帳人口(各年10月1日現在)、2020年(平成32年)、2025年(平成37年)は、総合戦略(春日部市【人口ビジョン編】)からの推計値、2018年(平成30年)から2027年(平成39年)(2020年(平成32年)、2025年(平成37年)除く)は、総合戦略(春日部市【人口ビジョン編】)に基づき算出した推計値

※ 第2次春日部市総合振興計画より抜粋

## 2.2 全国的なスポーツ施設の現状

### 2.2.1 スポーツに関する国の政策

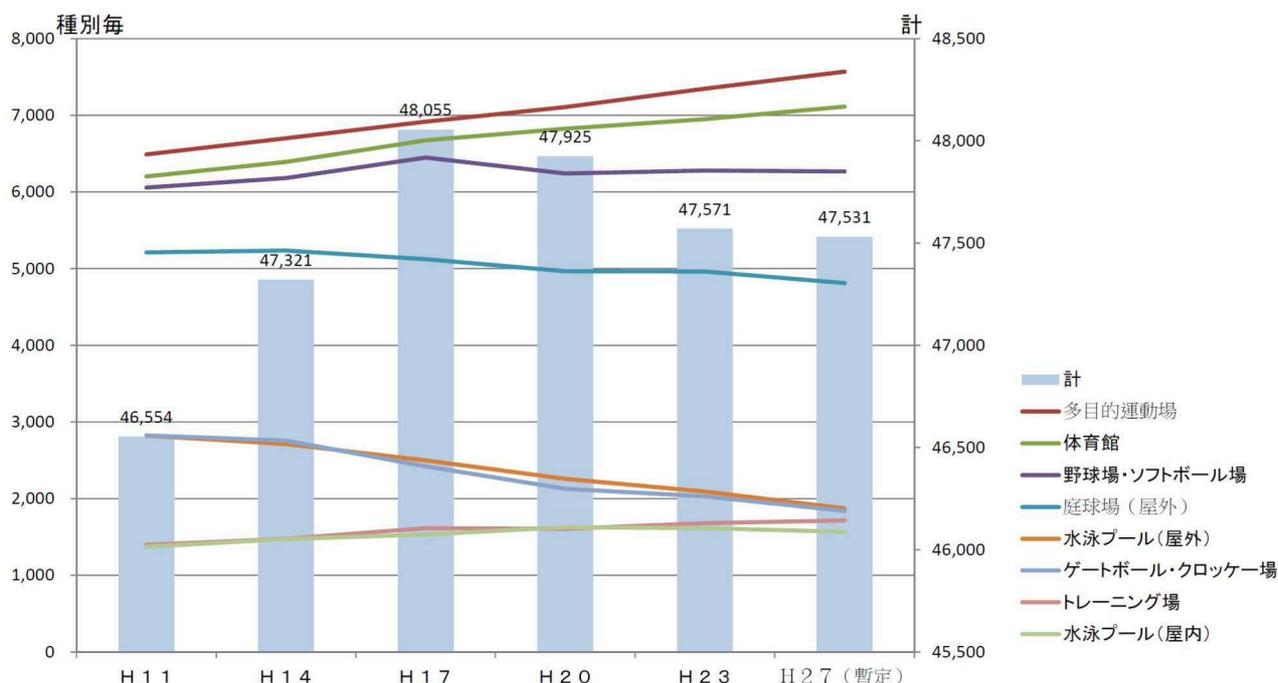
スポーツ施設は、スポーツ基本法(2011年(平成23年)法律第78号)によって、「(第十二条)国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と定められ、これに基づいて整備が進められています。

また、スポーツ基本法に基づくスポーツ基本計画(第2期:2017年(平成29年)3月24日文部科学省)では、スポーツ参画人口を拡大し、他分野との連携・協力により「一億総スポーツ社会」の実現に向けて取り組むにあたり、「成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人(65%程度)」や「週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人(30%程度)」、「健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人の存在にも留意しつつ、成人のスポーツ未実施者(1年間に一度もスポーツをしない者)の数がゼロに近づく」ことを政策目標として、2018年(平成30年)3月にはスポーツ庁がスポーツに参画する者を増やしていくことを目指すため、「スポーツ推進アクションガイド」を策定しています。

### 2.2.2 社会体育施設数の推移

人口減少及び少子高齢化を背景として2005年(平成17年)をピークに、社会体育施設数全体としては減少傾向を示しています。施設機能別にみると、体育館や多目的運動場は増加傾向ですが、水泳プール(屋外)やゲートボール・クロッケー場は減少傾向となっています。

図表2-2-1 社会体育施設数の推移(全国)



体育・スポーツ施設現況調査, 社会教育統計中間報告(H28)よりスポーツ庁作成  
 ※数字は施設数(総合体育館にプールと体育館がある場合には“2”とカウント)

※「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン策定検討委員会(第1回資料, H28.12.09)」

### 2.2.3 老朽化するスポーツ施設の適正な管理

全国的に高度経済成長期に合わせて多くのスポーツ施設が整備されてきましたが、人口減少や少子高齢化、財政の逼迫化に伴い、安全で快適なスポーツ・レクリエーション活動の場を確保することと同時に、長期的な施設の有効利用を図るためにも、施設・設備の老朽化に対応した計画的・効率的な維持管理・修繕の実施により維持更新費用などを縮減することが重要です。

また、利用者の年齢層も変化することから、利用者のニーズの変化に柔軟に対応することができるように、既存スポーツ施設の統廃合などを進めながら、機能及び保有量の適正化を図り、整備の必要性について十分に検討し、計画的に整備していくことが必要です。

## 2.3 春日部市のスポーツ施設の現状

本市のスポーツ施設としては、屋内スポーツ施設(体育館・武道館)と屋外スポーツ施設(グラウンド、野球場、テニスコートなど)合わせて25施設あります。昭和40年代から50年代にかけて、整備されたものが多く、築30年以上の施設がスポーツ施設全体の約70%を占めています。

また、施設の管理運営について、春日部市体育施設条例に規定されている施設(有料施設)については、平成20年度より指定管理者制度を導入し、その他の無料施設については、本市の直営となっています。

※ スポーツ施設における利用状況や各個別評価を、資料編に示しています。

### 2.3.1 屋内スポーツ施設(体育館・武道館)

- ・市内には3つの体育館と1つの武道館の4つの屋内スポーツ施設があります。そのうち、総合体育館を除く3館は、築30年以上経過しています。
- ・総合体育館、市民武道館、庄和体育館は新耐震基準の建物で、市民体育館は旧耐震基準の建物ですが、耐震改修工事を実施しているため、全ての屋内スポーツ施設は耐震基準を満たしています。
- ・全ての屋内スポーツ施設は吊り天井となっていることから、天井の落下防止のために天井の撤去及び再設置する対策が必要です。

No	1	名 称	総合体育館(愛称 ウイング・ハット春日部)		
整備年	平成14年	運営形態	指定管理者		
規模	敷地面積 49,639.28m <sup>2</sup> 、延床面積: 12,105.95 m <sup>2</sup> 、 建物面積 9,635.01 m <sup>2</sup>				
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 3階建て				
競技数量 付帯設備	メインアリーナ(バスケットボール3面/バドミントン12面)、 サブアリーナ(バスケットボール1面/バドミントン6面)、 トレーニング室、ランニングトラック、大会議室、中会議室、選手控 室、指導者控室、観客席3,584席、駐車台数200台、駐輪台数 100台				
土地状況	市街化調整区域。一部借地あり。				
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全てのスポーツ施設の中で、利用者及び使用料収入が最も多いですが、維持管理費も最も高くなっています。</li> <li>・貸出スペースが多いため、全てのスポーツ施設の中でも稼働率は低いです。</li> <li>・国民体育大会の卓球競技会場として利用され、観客席も充実していることから、ボクシング世界戦やバスケットボールリーグ戦など「みるスポーツ」のイベントを多数実施しています。</li> </ul>				

No	2	名称	市民体育館		
整備年	昭和49年	運営形態	指定管理者		
規模	延床面積:3,042.62㎡、建築面積 2,532.46㎡				
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)2階建て				
競技数量 付帯設備	アリーナ(バスケットボール2面/バドミントン8面)、談話室、観客席、駐車台数180台、駐輪台数50台				
土地状況	市街化区域(第一種中高層住居専用地域)。単独敷地なし(大沼公園内にある運動施設)				
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内スポーツ施設の中では利用者が少ないです。</li> <li>・2010年(平成22年)に耐震補強工事を実施していますが、アリーナ床や備品の経年劣化がみられます。</li> </ul>				

No	3	名称	市民武道館		
整備年	昭和57年	運営形態	指定管理者		
規模	敷地面積 4,745.35㎡、延床面積:2,487.08㎡ 建築面積 2,568.15㎡				
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造+鉄筋コンクリート造 2階建て				
競技数量 付帯設備	第1道場(柔道場 畳敷き)、第2道場(剣道場 板張り)、弓道場(近的 5人立)、指導者控室、和室、会議室、駐車場80台、駐輪場50台				
土地状況	市街化区域(第一種中高層住居専用地域)				
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新耐震基準の建物ですが、建設後から30年以上経過し、建物および設備に老朽化がみられ、近年では天井から雨漏りが発生し、随時修繕しています。</li> <li>・建設当時と比較すると施設周辺が住宅地となり、周辺環境が変化しており、騒音や迷惑駐車等の苦情が寄せられています。</li> </ul>				

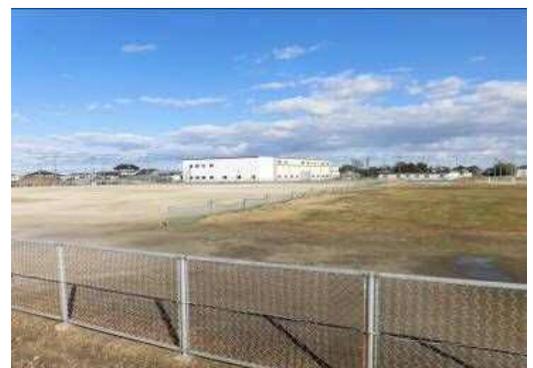
No	4	名称	庄和体育館		
整備年	昭和59年	運営形態	指定管理者		
規模	延床面積:4,624.20㎡、建築面積:3,520.85㎡				
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄筋コンクリート造)2階建て				
競技数量 付帯設備	アリーナ(バスケットボール2面/バドミントン6面)、格技室、トレーニング室、卓球室、会議室、研修室、観客席、駐車場60台、駐輪場50台				
土地状況	市街化調整区域。単独敷地なし(庄和総合公園内にある運動施設)				
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内スポーツ施設の中で総合体育館に次いで利用者が多く、稼働率も高い施設であり、利用者も増加傾向です。</li> <li>・新耐震基準の施設ですが、老朽化により各設備において劣化が見られ、天井から雨漏りが発生していましたが、屋根防水修繕を実施しています。</li> <li>・公園利用者が駐車場を利用することから、駐車スペースが不足することがあります。</li> </ul>				

## 2.3.2 グラウンド

- ・グラウンド機能を有している施設は 10 施設あります。
- ・指定管理者が管理運営しているのは 1 施設で、他は直営となっています。
- ・夜間照明設備が設置されている施設はありません。

No	5	名称	大沼陸上競技場(兼サッカー場兼ラグビー場)		
整備年	昭和 46 年	運営形態	指定管理者		
規模	施設面積:17,500.00 m <sup>2</sup>				
競技数量 付帯設備	トラック:1 周 400m×8 コース、フィールド:サッカー1 面程度 走り幅跳び助走路 2 か所、三段跳び助走路 2 か所、やり投げ助 走路 1 か所、棒高跳び助走路 2 か所、走り高跳び助走路 1 か 所、円盤投げサークル 1 か所				
土地状況	市街化区域(第一種中高層住居専用地域)。単独敷地なし。大 沼公園内にある運動施設				
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・唯一の有料としているグラウンド施設です。</li> <li>・トラックがあるのも当施設のみですが、土面であるため、天候等によりコンディションが左右されます。</li> </ul>				

No	6	名称	谷原中西側グラウンド		
整備年	平成 13 年	運営形態	直営		
規模	面積:25,600 m <sup>2</sup>				
競技数量 付帯設備	サッカー-2 面程度				
土地状況	市街化調整区域。一部借地。				
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウンドの中で最も利用者が多い施設です。</li> <li>・総合体育施設を整備するまでの一時的な利用ができる施設として整備されたグラウンドです(暫定施設)。</li> <li>・面積も広く、駐車場もあることから多くの人に利用され、市民体育祭や中学生大会など様々な競技大会の会場として利用されています。</li> </ul>				

No	7	名称	中野グラウンド		
整備年	平成 7 年	運営形態	直営		
規模	面積:21,336 m <sup>2</sup> 、土面 11,336 m <sup>2</sup> 、芝面 10,000 m <sup>2</sup>				
競技数量 付帯設備	多目的グラウンド(土面・芝面、各々サッカー場 1 面程度)				
土地状況	市街化調整区域。一部借地。				
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合体育施設を整備するまでの一時的な利用ができる施設として整備されたグラウンドです(暫定施設)。</li> <li>・芝面については養生のため 1 週間に 1 度の開放となっています。</li> </ul>				

No	8	名称	首都圏外郭放水路多目的広場	
整備年	平成 15 年	運営形態	直営	
規模	19,604.89 m <sup>2</sup>			
競技数量 付帯設備	サッカー1 面程度			
土地状況	市街化調整区域。国からの占用許可により利用。			
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏外郭放水路施設内にあるサッカー場 1 面程度の芝のグラウンドです。</li> <li>・広場横にはスケートボードパークが設置されています。</li> <li>・平日はグラウンドゴルフ、休日はサッカーの大会などが行われ、彩龍の川まつりの会場としても使用されています。</li> </ul>			



No	9	名称	禿地グラウンド	
整備年	昭和 58 年	運営形態	直営	
規模	8,183 m <sup>2</sup>			
競技数量 付帯設備	グラウンドゴルフ 1 面程度			
土地状況	市街化調整区域。一部借地。			
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飛球する競技で利用することはできず、主にグラウンドゴルフで利用されています。</li> </ul>			



No	10	名称	金崎グラウンド	
整備年	昭和 58 年	運営形態	直営	
規模	11,220 m <sup>2</sup>			
競技数量 付帯設備	サッカー1 面程度			
土地状況	市街化調整区域。借地。			
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庄和総合公園近くにあるグラウンドで、主に少年サッカーで利用されています。</li> <li>・庄和総合公園内でのイベントを行う際には臨時的な駐車場として活用されています。</li> </ul>			



No	11	名称	西宝珠花グラウンド	
整備年	昭和 58 年	運営形態	直営	
規模	15,000 m <sup>2</sup>			
競技数量 付帯設備	野球場 1 面程度			
土地状況	市街化調整区域。国からの占用により利用。江戸川河川敷内。			
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近 3 年間において利用者がいません。</li> <li>・春日部大凧あげ祭りの会場として利用しています。</li> </ul>			



No	12	名称	西金野井グラウンド	
整備年	昭和58年	運営形態	直営	
規模	50,000 m <sup>2</sup>			
競技数量 付帯設備	野球場2面程度			
土地状況	市街化調整区域。国からの占用により利用。江戸川河川敷内。			
備考	主に野球で利用されていますが、立地上の問題により排水機能に問題があります。			



No	13	名称	内牧グラウンド	
整備年	平成2年	運営形態	直営	
規模	8,900 m <sup>2</sup>			
競技数量 付帯設備	少年野球1面程度			
土地状況	市街化調整区域。単独敷地なし。内牧公園内にある運動施設。			
備考	主に少年野球やグラウンドゴルフで利用されています。公園の広場のため、競技性は低いです。			



No	14	名称	牛島多目的グラウンド	
整備年	平成元年	運営形態	直営	
規模	5,250 m <sup>2</sup>			
競技数量 付帯設備	少年野球1面程度			
土地状況	市街化調整区域。単独敷地なし。牛島公園内にある運動施設。			
備考	・主に少年サッカーやグラウンドゴルフで利用されています。公園の広場のため、競技性は低いです。			



## 2.3.3 野球場

- ・野球場として供用している施設は 5 施設あります。
- ・そのうち照明設備は 3 施設にあります。
- ・全ての野球場が有料体育施設で、指定管理者により管理運営されています。
- ・全ての野球場が建設後 30 年以上を経過しています。

No	15	名 称	大沼野球場		
整 備 年	昭和 42 年	運 営 形 態	指定管理者		
規 模	16,595 m <sup>2</sup>				
競技数量 付帯設備	軟式野球及びソフトボール場。中堅 120m、両翼 96m、夜間照明設備(昭和 51 年設置)、スタンド				
土地状況	市街化区域(第一種中高層住居専用地域)。単独敷地なし。 大沼公園内にある運動施設				
備 考	夜間利用のために照明塔が設置されていますが、経年劣化などによる老朽化がみられ、安全に配慮した対応が必要です。				

No	16	名 称	牛島野球場		
整 備 年	平成元年	運 営 形 態	指定管理者		
規 模	16,900 m <sup>2</sup>				
競技数量 付帯設備	硬式野球兼軟式野球場。中堅 120m、両翼 92m、スタンド、スコアボード、夜間照明設備(平成元年)、スタンド(メイン 240 人、1, 3 塁側スタンド 500 人)、芝生席 3,000 人				
土地状況	市街化調整区域。単独敷地なし。牛島公園内にある運動施設				
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野球場の中で最も利用者が多い施設です。</li> <li>・冬季は芝生養生期間を設けています。</li> <li>・スコアボードの老朽化による不良や防球ネットの高さ不足という問題があります。</li> <li>・建設当時と比較すると施設周辺が住宅地となり、周辺環境が変化しており、近隣から騒音や場外飛球等について苦情が寄せられています。</li> </ul>				

No	17	名 称	庄和球場		
整 備 年	昭和 60 年	運 営 形 態	指定管理者		
規 模	13,153 m <sup>2</sup>				
競技数量 付帯設備	硬式野球兼軟式野球場。中堅 120m、両翼 91.5m、スコアボード、スタンド(メイン 200 人、芝生席 3,000 人)				
土地状況	市街化調整区域。単独敷地なし。庄和総合公園内にある運動施設				
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬季は芝生養生期間を設けています。</li> <li>・防球ネットが設置されていないため、公園に飛球するといった問題があります。</li> </ul>				

No	18	名称	南栄町グラウンド	
整備年	昭和54年	運営形態	指定管理者	
規模	16,000 m <sup>2</sup>			
競技数量 付帯設備	軟式野球兼ソフトボール場 夜間照明設備(平成元年設置)			
土地状況	市街化区域(工業地域)。単独敷地なし。南栄町第1近隣公園内にある運動施設。			
備考	・利用者用駐車場がなく、迷惑駐車について苦情が寄せられています。			



No	19	名称	谷原グラウンド	
整備年	昭和51年	運営形態	指定管理者	
規模	12,000 m <sup>2</sup>			
競技数量 付帯設備	少年野球場兼ソフトボール場			
土地状況	市街化区域(第一種中高層住居専用地域)。単独敷地なし。谷原第1公園内にある運動施設。			
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野球場の中で最も利用者が少ない施設です。</li> <li>・利用者用駐車場がありません。</li> <li>・近隣から騒音や迷惑駐車等について苦情が寄せられています。</li> </ul>			



## 2.3.4 テニスコート

- ・テニスコートは5施設23面あります。その内、砂入り人工芝コートが9面、クレー(土系)コートが12面、ハードコートが2面あります。
- ・クレーコートは冬季には朝霜による凍結でコンディション不良となり、貸し出しできないことがあります。
- ・屋外スポーツ施設の中でテニス競技を行う利用者は一番多いです。大会会場として利用されていますが、観覧席がありません。
- ・大会を複数の会場で実施する場合、各施設が分散配置されていることから、円滑な大会運営ができないといった問題があります。

No	20	名称	大沼テニスコート	
整備年	昭和46年	運営形態	指定管理者	
規模	約5,980㎡			
競技数量 付帯設備	テニスコート(砂入り人工芝コート5面、クレーコート2面)			
土地状況	市街化区域(第一種中高層住居専用地域)。単独敷地なし。 大沼公園内にある運動施設			
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テニスコートの中で2番目に利用者が多い施設です。</li> <li>・クレーコートは軟式テニス(ソフトテニス)の利用となっています。</li> </ul>			



No	21	名称	庄和テニスコート	
整備年	昭和61年	運営形態	指定管理者	
規模	約2,588㎡			
競技数量 付帯設備	テニスコート4面(砂入り人工芝コート)、夜間照明設備			
土地状況	市街化調整区域。単独敷地なし。庄和総合公園内にある運動施設			
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テニスコートで唯一夜間利用のための照明設備があります。</li> <li>・コート面は、2013年(平成25年度)に全面張替を実施しています。</li> </ul>			



No	22	名称	立沼テニス場	
整備年	昭和50年	運営形態	指定管理者	
規模	約1,835㎡			
競技数量 付帯設備	テニスコート2面(ハードコート)			
土地状況	市街化区域(第一種中高層住居専用地域、第二種住居専用地域)。単独敷地なし。中央町第3公園内にある運動施設			
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コート面の経年劣化がみられます。</li> <li>・利用者用駐車場がなく、迷惑駐車之苦情が寄せられています。</li> <li>・コート面数が2面しかありませんが、利用者が多く、稼働率も高い施設です。</li> </ul>			



No	23	名称	谷原中西側テニスコート	
整備年	平成13年	運営形態	直営	
規模	約5,488㎡			
競技数量 付帯設備	テニスコート(クレーコート8面)			
土地状況	市街化調整区域			
備考	<p>・総合体育施設を整備するまでの一時的な利用ができる施設として整備されたテニスコートです(暫定施設)。</p> <p>・テニスコートの中で最も利用者が多い施設です。</p> <p>・無料で利用できる施設であり、クレーコートのため雨天時や冬季はコンディション不良により利用できない日があります。</p> <p>・コート面数が一番多いことから、中学生の大会をはじめ、多くの大会が開催されています。</p>			



No	24	名称	豊野テニスコート	
整備年	昭和58年	運営形態	直営	
規模	約2,547㎡			
競技数量 付帯設備	テニスコート(クレーコート2面)			
土地状況	市街化区域(工業地域)。単独敷地なし。調整池内施設。			
備考	<p>・テニスコートの中で最も利用者が少ない施設です。</p> <p>・調整池内の施設であるため、雨天後はコートが水没することがあります。</p>			



### 2.3.5 その他

No	25	名称	内牧サイクリング道路兼遊歩道	
整備年	昭和47年	運営形態	直営	
規模	1周5km			
土地状況	市保有(道路)、市道認定あり			
備考	<p>・内牧公園に隣接している一般道路(市道)をサイクリング及び散歩道として利用されています。</p>			



## 2.4 災害時の避難所等に指定されている施設

本市では、避難場所として、指定緊急避難場所と広域避難場所を指定しているため、多くのスポーツ施設は、災害時の避難場所等としての役割を担うこととなります。

そのため、防災上の位置付けを踏まえ、今後の整備にあたっては災害時の活用方法も考慮したうえでの検討が必要です。

図表2—4—1 スポーツ施設及び関連施設の防災機能など一覧表

防災機能	施設名称
防災拠点	大沼公園(市民体育館、大沼陸上競技場、大沼野球場、大沼テニスコート)
災害時物流拠点	市民体育館(予定)
指定緊急避難場所 (屋内スポーツ施設は指定避難所)	市民体育館、市民武道館、大沼公園、内牧公園(内牧グラウンド)、牛島公園(牛島野球場、牛島多目的グラウンド)、南栄町第1近隣公園(南栄町グラウンド)、谷原第1公園(谷原グラウンド)、
広域避難場所	大沼公園、牛島公園、総合体育施設
救助活動拠点	大沼公園、総合体育館周辺暫定体育施設、庄和総合公園
緊急消防援助隊宿営場	大沼運動公園グラウンド、谷原中西側グラウンド
災害廃棄物仮置場(候補地)	総合体育館周辺暫定体育施設
応急仮設住宅建設適地(候補地)	大沼公園、総合体育館周辺暫定体育施設
ヘリコプター離着陸場 (ドクターヘリポート)	大沼公園、庄和総合公園、首都圏外郭放水路多目的広場、西宝珠花グラウンド
ヘリコプター離着陸場 (災害・重大事故発生時)	大沼公園、庄和総合公園、首都圏外郭放水路多目的広場、西宝珠花グラウンド

※指定緊急避難場所…災害が発生し、または発生する恐れがある場合にその危険から逃れるための避難場所。

※広域避難場所…地震災害時に発生する大規模な延焼火災から一時的に避難し、安全を確保する場所。

※救助活動拠点…緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊災害派遣部隊の各応援部隊が、救助・救急・消火活動を行うため被災地域内の大規模空き地に車両や資機材等を留め置き、宿営するための拠点をいう。

## 2.5 本市スポーツ施設の課題

本市は、2005年(平成17年)10月1日に旧春日部市、旧庄和町が合併したことにより、それぞれの自治体が所有していたスポーツ施設があり、これらの施設は、本市のスポーツ普及推進を担い、各地域における市民の日常のスポーツ活動の場として利用されてきました。

近年では、子どもの体力低下・高齢化社会の進行による社会環境の変化への対応や災害時における防災機能、競技規則の改正への対応等、施設機能と安全性の向上のためにスポーツ施設に求められる役割が多様化しています。

それらに対応できる環境整備が求められ、加えて、プロスポーツの観戦等への関心の高まりから「みるスポーツ」に対応できる施設のニーズも高まっています。

このような現状を踏まえて、計画策定における課題を下記のとおり整理します。

### (1) 施設の老朽化への対応

安全にスポーツができるよう施設の維持管理を行っていますが、建設後30年を越えた施設数が全体の約70%を占めているとともに、施設整備されてから、隣接地の住宅地化等により、周辺環境が変化しています。

特に屋内スポーツ施設は、総合体育館を除く3施設が、昭和40年代から50年代にかけて整備されました。昭和56年以前に建設され旧耐震基準であった市民体育館は、平成22年度に改修工事を実施しましたが、今後は老朽化の状況に応じて順次大規模改修や建て替えが必要となります。

また、ほとんどの施設は災害時に防災施設としての役割を担うため、施設の安全性確保が求められます。

さらに、2017年(平成29年)に実施した本計画策定におけるアンケート調査によると、「今後の体育施設のあり方について、どのように考えているのか」の設問に対して「施設の集約化などにより、スポーツエリアの拠点性を高め、質の高い整備を進めるべきである」との回答が一番多く、次いで「利用状況や老朽化の状況を踏まえ、同様の体育施設と統合すべきである」となっており、合わせて6割近くの方から施設の集約化や統合すべきとの回答をいただいています。

### (2) スポーツニーズへの対応

本計画策定におけるアンケート調査によると、多くの人が「ウォーキング・ジョギング」などの比較的軽い運動を行っており、今後も同様の傾向が続くことが予想されます。

さらに、「希望する施設機能についてどのように考えていますか」の設問に対して、「だれもが利用しやすい健康増進型施設にしてほしい」との回答を6割以上の方からいただいています。

また、「具体的にどのような施設が必要だと思いますか」の設問に対しては、「ウォーキング・ジョギングコース」が一番多く、次いで「多目的運動場」が多い回答となっていることから、気軽に健康・体力づくりのための運動が行える施設環境づくりや、これまで運動を行っていない人の参加を促すような施設整備が必要となっています。

### (3) 大会運営における問題への対応

本市のスポーツ施設は市内各所に点在し、大会を開催するにあたって分散して大会運営を行わなければならない等の状況が生じています。

そのため、大会運営の効率化や大会のにぎわいの向上などを考慮した施設の配置が求められます。

### (4) 付帯的な施設の不足への対応

大会やイベント開催時においては、駐車スペースの不足や、ウォーミングアップ場所や観客席がない等、付帯的な施設の不足による問題が発生していることも、施設魅力低下の一つの要因となっています。

### (5) スポーツによる地域振興

今後、急速な少子高齢化や人口減少に伴う、地域経済の停滞などが懸念される中、より多くの人に本市の魅力を発信するために、行政と市民が一体となった地域振興を図る必要があります。

本市では、毎年5月に春日部大風マラソン大会を開催し、1万人を超える参加者で賑わい、スポーツを通じた活動によって交流人口を増やすような取組を実施し、地域振興に繋がっています。

そのため、スポーツイベントの企画とともに、スポーツ大会などの参加者、観戦者としての来訪者が周辺観光もできるような仕組みづくり、スポーツ施設の利用だけに留まらないよう「スポーツ」と「観光」を組み合わせたスポーツ・ツーリズムに対する施策も検討していく必要があります。

## 第3章 整備基本コンセプト

### 3.1 整備にあたっての基本的な考え方

本市のスポーツ施設は、人々の健康づくりや生きがいづくりにとって重要な施設で、今後も活動する場の確保のために将来を見据えて維持していくことが必要です。

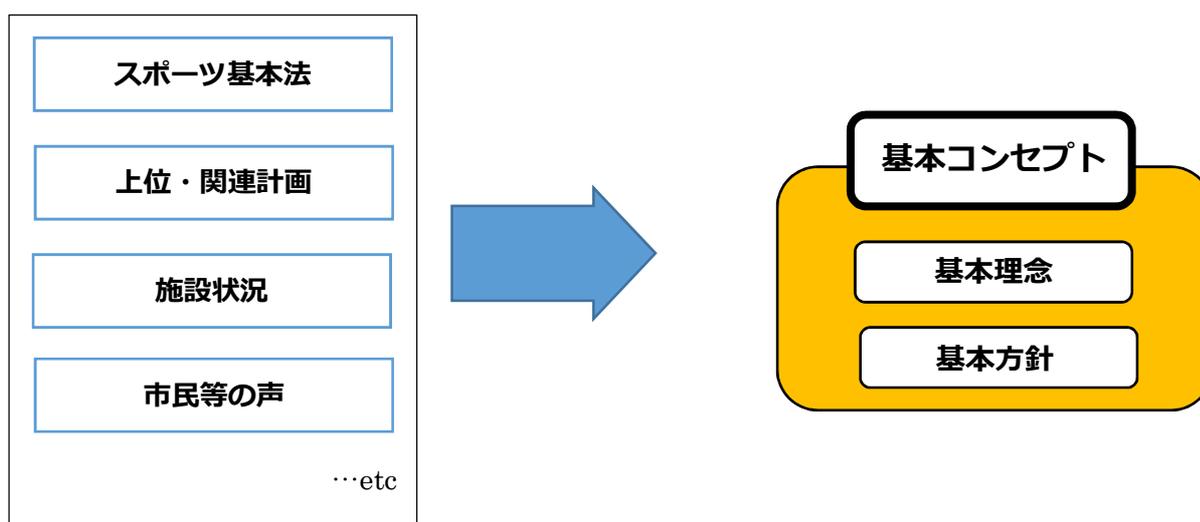
スポーツ基本法の前文においては、「すべての国民がスポーツに親しめる等の機会の確保」について、また、同法第12条において「身近にスポーツに親しめる施設の整備・運用改善」について示しているため、本市の上位計画である総合振興計画では、重点プロジェクト「子育て・健康長寿プロジェクト」及び基本目標「市民が主役となって活躍し、生きがいを持てるまち」を定め、その施策として「スポーツ・レクリエーション活動の推進」を掲げています。

前章で述べた、本市のスポーツ施設は、昭和40年代から50年代にかけて、整備したものが多く、築30年以上の施設がスポーツ施設全体の約70%を占めており、これらの課題を解決し、施設の充実を図るためには、施設利用の可能性を最大限に引き出すことが重要です。

また、今回実施した市民アンケート調査では、「今後の体育施設の方向性として、スポーツ施設に希望する施設機能についてどのように考えていますか」の設問に対して、回答者の6割以上の方が「だれもが利用しやすい健康増進型施設にしてほしい」との回答をいただき、今後の体育施設のあり方に対する設問について、6割近くの方が集約化や統合すべきとの回答をいただいています。

今後の整備を進めるにあたり「老朽化状況」「利用状況」「機能別施設数」「避難施設としての位置付け」等、欠くことのできない様々な視点と、アンケート調査の結果等により、目指すべき施設整備の方向性を定め、施設の性格に応じた整備を進めていきます。

図表3-1-1 整備にあたっての基本的な考え方



## 3.2 基本理念

本市のスポーツ施設の整備基本理念は、以下のとおりとします。

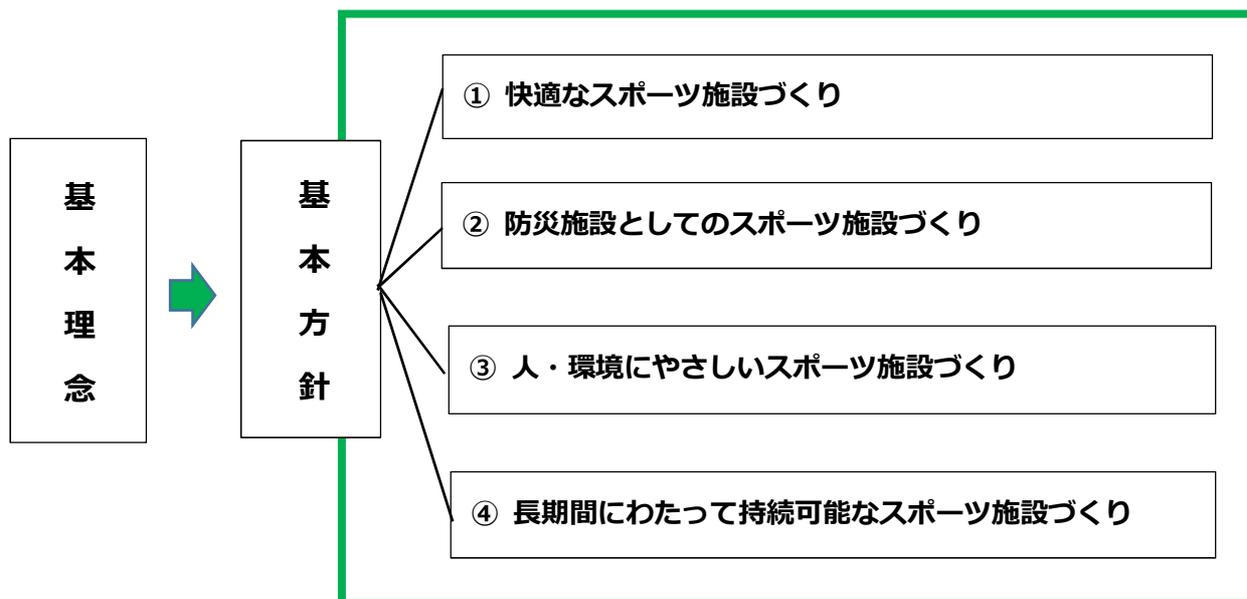
### <基本理念>

生涯スポーツの普及推進を図るため、安全かつ快適なスポーツ・レクリエーション活動の場を整備する。

## 3.3 基本方針

本市のスポーツ施設整備にあたって目指すべき方向性として、次の4つを基本方針とします。

図表3-3-1 基本方針



### 3.3.1 快適なスポーツ施設づくり

スポーツ活動の活性化を図るため、幼児期から子どもにはスポーツに親しむ習慣や意欲を養い、体力の向上を図ります。また、若者にはスポーツに参加する機会の拡充、高齢者には体力づくり支援等、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進を図る等、より良いスポーツ環境を構築します。

これにより、生涯スポーツの普及・推進、地域やスポーツ関係団体との連携による競技スポーツの充実・強化を図り、健康で豊かな生活を営む活力あふれる地域社会を目指します。

### 3.3.2 防災施設としてのスポーツ施設づくり

地域コミュニティの拠点や避難場所として、災害時における施設の防災設備を拡充します。特に体育館は、スポーツ施設としての役割をはじめ、災害発生時に地域住民の避難場所となる等、重要な施設であることから、避難場所として地域の防災機能強化の視点に立った施設整備に取り組みます。

### 3.3.3 人・環境にやさしいスポーツ施設づくり

だれもが利用しやすいスポーツ施設とするため、バリアフリーに配慮した施設整備を推進します。また、環境負荷の低減を図るため、省エネルギー化が図れる設備機器や再生可能エネルギーの導入を検討します。

### 3.3.4 長期間にわたって持続可能なスポーツ施設づくり

スポーツ施設が長期間にわたって良好な状態を維持できるよう、事後保全型の管理から予防保全型の管理へ転換し、計画的な改修に取り組みます。老朽化の著しい施設は、将来のニーズを見極めたうえで、施設の安全性を確保するために必要な改修、整備を優先的に行います。

## 3.4 管理運営

スポーツ施設を効率的・効果的に活用し、施設利用の可能性を最大限に引き出すため、整備を進めるだけでなく、管理運営の見直し等を行い、サービスの向上を図ります。

### 3.4.1 スポーツ施設の管理、運営

指定管理者制度の活用をはじめ、市民や民間のノウハウを活用し、時代にマッチした合理的で質の高いスポーツ施設の管理運営を導入することで、より良いサービスを提供するとともに、効率的かつ安定した運営を図ります。

また、今後の施設運営においては、収支のバランスや社会情勢を考慮し、利用時間の適性化や適切な利用料金となるよう使用料の見直しや新たな収入の確保等について検討していきます。

### 3.4.2 スポーツ施設の利用促進

多くの市民に施設を利用してもらうためには、施設整備だけではなく、スポーツ指導者の発掘や育成を行い、専門性のあるスタッフを施設に配置し、魅力ある事業の展開等を図っていく必要があることから、施設管理者等と連携しながら、さらなる利用促進に向けた取り組みを検討していきます。

また、市民のスポーツ意欲を推進するため、市民が気軽に利用しやすいシステムづくりを図るとともに、市民ニーズに合った様々なメディアと連携し、スポーツ情報を提供します。

### 3.4.3 スポーツ施設情報の提供

インターネットによる公共施設予約システムの周知を図り、空き施設の有効利用を進めていきます。

また、ホームページなどのインターネット上での情報発信を含め、各種媒体を活用し、施設情報の提供、共有化、PRを図り、情報発信の充実に努めていきます。

また、小学校・中学校等との連携を図り、身近なスポーツ・レクリエーション活動の場として使用されている学校体育施設のより一層の利活用に努めることにより、地域におけるスポーツ活動の活性化を図ります。

### 3.5 施設整備の取組方針

#### 3.5.1 スポーツ施設マネジメント方針

スポーツ活動の場を維持していくために、定期点検やメンテナンスの実施、冷暖房設備やエネルギー効率の良い設備の導入等、計画的な施設改修・改善に努めていく必要があります。

また、施設の統廃合や集約化等を進め、スポーツ施設の維持更新費用を縮減し、利用者状況に対応した施設機能を確認することを目指し、中長期的な展望を見据えた整備をしなければなりません。

そのため、施設総量の適正化、効率化・効果的な維持管理によるコスト縮減や施設の長寿命化等を図り、施設整備の方向性を検討する際に指針となる施設マネジメント方針を定めるものです。

例として、設置時の目的(機能の必要性)が消滅し、他の利用が見込めない施設、また、設置時から周辺状況が変化し、迷惑駐車や騒音等といった悪影響を与える可能性がある施設は別の利用方法(種目)での活用や廃止を検討します。

また、将来の人口動向を見据えたうえで、人口減少等により、利用者の減少や費用対効果(施設維持費と利用状況等のバランス)が他施設と比べて著しく見込まれなくなることが想定される施設がある場合は、施設マネジメント方針により今後の方向性を検討します。

なお、スポーツ施設マネジメント方針については、第4章で示していきます。

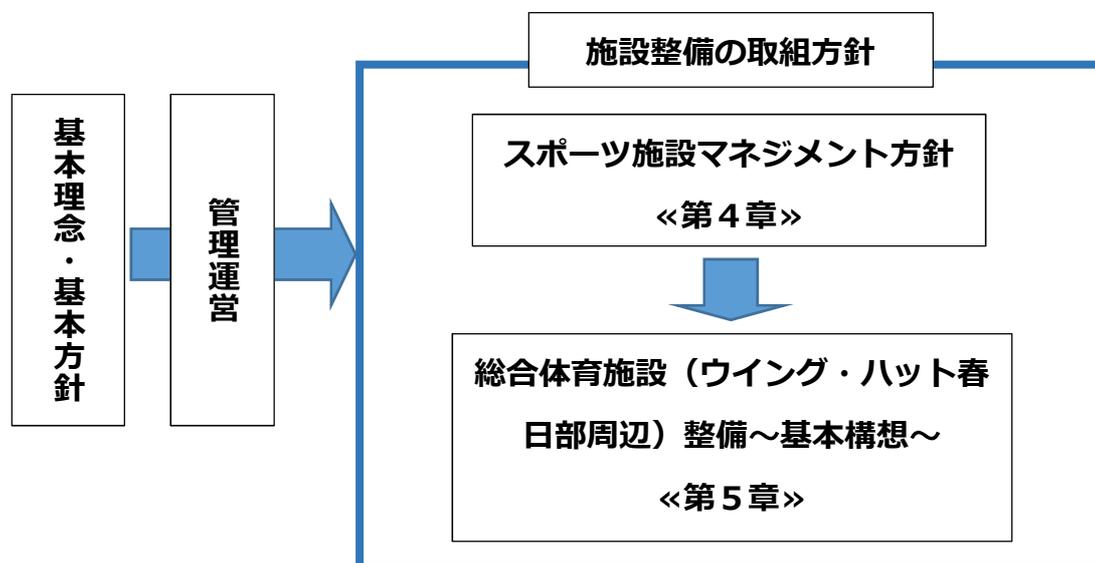
#### 3.5.2 総合体育施設(ウイング・ハット春日部周辺)整備～基本構想～

総合振興計画にある「総合体育施設の段階的な整備」を実施していく中で、プロスポーツや全国大会の試合を開催するための基準を満たしている施設が少ないこと等から、施設の充足が期待されています。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるため、スポーツへの関心が更に高まっており、全国大会等を積極的に誘致し、質の高いプレーを観戦する場を提供することで、スポーツ人口の拡大や市民のスポーツ活動の推進、技術の向上、地域経済の活性化等が期待できます。

そのため、プロスポーツや全国大会レベルの大会を誘致することもできる本市のスポーツ・レクリエーション活動の中心的な役割を担う拠点としての整備を検討します。

なお、総合体育施設(ウイング・ハット春日部周辺)整備については、第5章で示していきます。

図表3-5-1 施設整備の取組方針



# 第4章

## スポーツ施設マネジメント方針

### 4.1 公共施設マネジメント基本計画 施設分類別方針(スポーツ施設)

人口減少が急速に進展する中、将来に大きな財政等の負担を残さないためには、人口動態や財政状況を勘案し、必要なサービス水準を確保しつつ、施設総量の適正化を図ることにより、次世代に継承可能な施設を保有していく必要があります。そのため、本計画の策定においては、公共施設マネジメント基本計画を踏まえた計画としていきます。

図表4-1-1 公共施設マネジメント基本計画における施設分類(スポーツ施設 (屋内スポーツ施設))

【屋内スポーツ施設】(体育館、武道館)	
<p>■ 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「屋内スポーツ施設」には、総合体育館、市民体育館、市民武道館、庄和体育館の4施設があります。</li> <li>・全て単独施設となっています。</li> <li>・全ての施設が指定管理者制度を導入済となっています。</li> <li>・総合体育館を除く全ての施設(3施設)が、築30年以上経過しています。</li> <li>・総合体育館は広域避難場所に、その他の施設は、避難場所に、それぞれ指定されています。</li> <li>・近年のスポーツ振興により、年間利用者数は増加傾向にあり、必ずしも、人口減少の進行により利用者数が減少するとは限りません。しかしながら、時期や時間帯により、利用状況は異なるものの、庄和体育館を除く全ての施設が稼働率30%を下回っており、施設の集約化や運営効率化を検討する必要があります。</li> </ul>	
<p>■ 個別方針</p>	
配置の考え方	・市域レベルの施設として配置します。
建替え時等の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民体育館及び市民武道館については、今後の利用状況や運営状況を踏まえ、統合や集約化を検討します。</li> <li>・施設の複合化を検討します。</li> <li>・PFIなど公民連携(PPP)の手法活用を検討します。</li> </ul>
管理運営の方向性	・引き続き指定管理者制度など公民連携(PPP)の手法活用を検討します。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「体育施設整備基本計画」を早期に見直し、敷地内の借地部分については、計画的な取得を検討します。</li> <li>・主要な種目で全国大会を開催できる水準での整備を目指しつつ、将来の人口動向や民間施設の動向を踏まえて種目の範囲や規模、施設の機能等を検討します。</li> <li>・ニュースポーツや軽運動など、だれでも気軽に参加できるスポーツの普及を図り、施設利用者の増加を図ります。</li> </ul>
関連する個別計画	・体育施設整備基本計画(平成4年度策定)

図表4-1-2 公共施設マネジメント基本計画における施設分類(スポーツ施設 (屋外スポーツ施設))

【屋外スポーツ施設】	
<p><b>■ 現状と課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「屋外スポーツ施設」には、野球場5施設、グラウンド9施設、テニスコート5施設があります。</li> <li>・施設使用料は、野球場は全てにおいて、グラウンドは大沼運動公園のみ、テニスコートは3施設が、それぞれ有料施設となっています。</li> <li>・有料施設は指定管理者制度を導入済となっていますが、無料施設は市直営となっています。</li> <li>・谷原中西側グラウンドや中野グラウンド等、敷地内に借地が混在しており、用地取得を含めた今後の施設の方向性を、検討する必要があります。</li> </ul>	
<p><b>■ 個別方針</b></p>	
配置の考え方	・市域レベルの施設として配置します。
建替え時等の方向性	・今後の利用状況や運営状況などを踏まえ、集約化を検討します。
管理運営の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無料施設については、受益者負担の観点から有料化を検討します。</li> <li>・直営施設については、指定管理者制度など公民連携(PPP)の手法活用を検討します。</li> </ul>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「体育施設整備基本計画」を早期に見直し、敷地内の借地部分については、計画的な取得を検討します。</li> <li>・主要な種目で全国大会を開催できる水準での整備を目指しつつ、将来の人口動向や民間施設の動向を踏まえて種目の範囲や規模、施設の機能等を検討します。</li> <li>・ニュースポーツや軽運動など、だれでも気軽に参加できるスポーツの普及を図り、施設利用者の増加を図ります。</li> </ul>
関連する個別計画	・体育施設整備基本計画(平成4年度策定)

※ 公共施設マネジメント基本計画では、屋外スポーツ施設として、豊野グラウンドを位置付けていますが、西金野井グラウンド及び西宝珠花グラウンド、内牧サイクリング道路兼遊歩道は位置付けしていません。

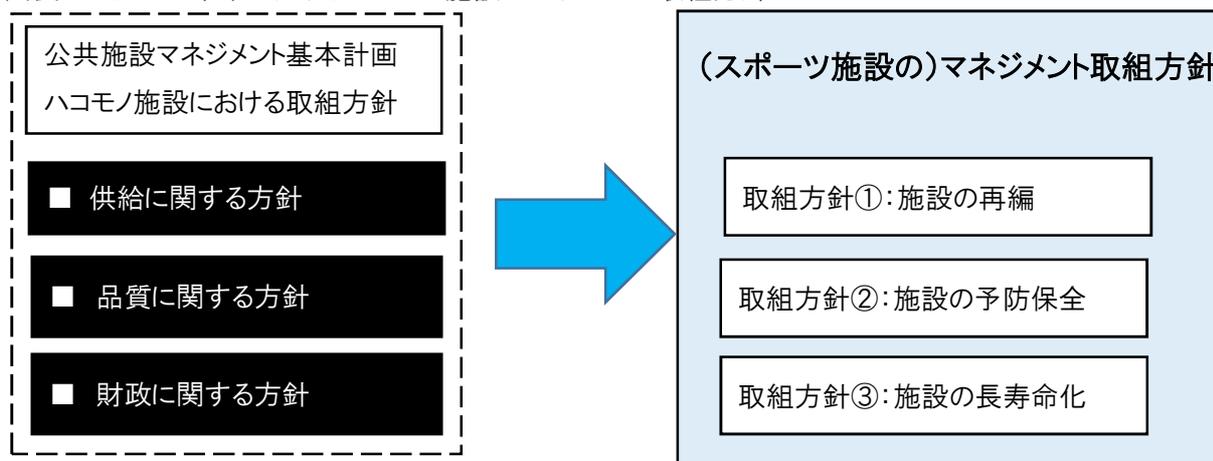
## 4.2 スポーツ施設のマネジメント取組方針

スポーツ施設のマネジメントの取り組みは、施設保有量の最適化、効率的・効果的な維持管理による施設の長寿命化等を目的としたうえで、実施するものです。

そのため、今後の人口推移や財政事情、将来のニーズを見極めつつ、機能の見直しを図りながら、利用状況に応じた集約化等を含めた整備について、施設機能の優先度・重要度を考慮したうえで、検討する必要があります。

今後のスポーツ施設は、下記のとおりを実施し、効率的・効果的な維持管理を目指します。

図表4—2—1 本市におけるスポーツ施設のマネジメント取組方針



### 4.2.1 施設の再編

スポーツ施設を将来にわたり持続可能な施設としていくためには、保有量の見直しを行う必要がありますが、人口減少や少子高齢化の動き、市民の活動エリアや施設の周辺環境も変化している中で、スポーツ施設については、取り組まれていないのが現状です。

今後について、維持すべき施設については計画保全により長寿命化させ、見直すべき施設については将来を見据えて対応をしていく必要があります。

そのため、利用状況等で各施設を評価し、下記の方向性を参考に整理していくこととします。

図表4—2—2 施設再編の方向性(案)

スポーツ施設整備の方向性		
1	統合	設置目的が同じである複数の施設で、利用者が少ない場合や、将来的に減少が見込まれる場合、また、設置目的が異なる複数の施設で施設機能が重複している場合などに、サービス・建物ともに一つの施設として整備し、もう一方の施設を廃止する方法です。
2	複合化・共用化	設置目的が異なる施設を、一つの建物に集約し、それぞれのサービスを継続しつつ、共通の機能を共同で利用する方法です。
3	機能転換	利用されていない、あるいは将来的に利用の減少が見込まれるサービスを廃止し、他の用途に再生してサービスを提供する方法です。
4	譲渡	市の管理から移行することが望ましいと考えられる施設・サービスについて、地域団体や民間事業者等へ譲り渡す方法です。

5	廃止	施設の安全性を確保できないことが確認された場合、あるいは、利用状況が著しく良くない場合などに、同施設でのサービスの提供をやめる方法です。 今後、改修を行っても施設の安全性が確保できない施設や利用頻度が低い施設、同機能施設等については、必要最低限の維持管理を行いながら、他施設への統合を視野に入れ、廃止を検討していきます。
6	長寿命化	計画的に点検や修繕・改修を行うことにより、建物や設備などに不具合や故障が生じる前に適切な対応を行い、施設を将来にわたって長く使い続ける方法です。

※ 個別施設の再編の方向性や、スポーツ施設機能が消滅した場合における施設跡地の将来的な活用については、関係機関と協議を重ねながら検討していくこととします。

#### 4.2.2 施設の予防保全

スポーツ施設をできる限り長く、安全で良好な状態で供用していくため、今後は、従来のような不具合が生じた後に、補修・修理を行う事後保全型の管理から、不具合を未然に防ぎ、劣化や損傷が顕在化する前の段階から予防的に対策等を実施することで、機能の維持・回復を図る予防保全型の維持管理へ転換していきます。

それにあたり、日常的・定期的な施設の点検を実施することが重要であり、建物や設備等の劣化状況を把握することで、故障や不具合の兆候を早期に発見することができるため、突発的な事故・故障が発生する可能性を減少でき、利用者の安全・安心が確保できるとともに、緊急対応に要する修繕費用の支出を縮減することが可能となります。

また、指定管理者からの不具合箇所の連絡や各種点検における修繕必要箇所等の情報を集約・記録するとともに、対応状況を記録し、情報の一元化を図ることで、指定管理者との情報の共有化と、計画的なスポーツ施設の維持管理に取り組んでいきます。

#### 4.2.3 施設の長寿命化

長寿命化の主な目的は、老朽化等の課題を解決し、中長期的な維持管理などに係るライフサイクルコストの縮減及び財政負担の平準化、スポーツ施設に求められる機能・性能を確保することであることから、改修等の検討段階において、個別施設ごとの躯体の詳細な調査等を行った結果、長寿命化への対応に適さない施設と判断された場合は、建て替え等の検討を行います。

また、建て替えた方が経済的に望ましい施設や集約化に伴い廃止となる施設、長寿命化への対応を行わないこととしたスポーツ施設についても、建て替え等の期間まで応急的な保全を行い、安全性・機能性の確保に留意します。

## 4.2.4 期待される効果

スポーツ施設マネジメントにより、下記のような効果が期待できます。

図表4—2—3 スポーツ施設マネジメント取組による効果

分類	効果
施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○老朽化する施設について、概ね 20 年ごとに中規模修繕・大規模修繕を行うことで、突発的な事故・故障が発生する可能性を減少できるとともに、計画的に機能・性能の維持向上を図ることができ、利用者の安全・安心を確保することができます。</li> <li>○計画的な改修を行うことで、今後のスポーツニーズの多様化、また、省エネルギー化やバリアフリー化、防災機能強化等といった現代の社会的要請に対し、定期的な対応が可能となります。</li> </ul>
コスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現状の施設総量を縮減することや長寿命化を行うことで、将来コストの縮減が見込まれます。</li> <li>○予防保全型の維持管理を行うことにより、突発的な事故等に要する修繕費用の支出を抑制することができます。</li> <li>○無料施設を有料化することにより、将来コストの充足をすることができます。</li> </ul>
環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長寿命化することで、建て替え時に発生する廃棄物や二酸化炭素を抑制することができ、環境負荷の軽減が図れます。</li> </ul>

### 4.3 施設機能ごとの方向性

スポーツ施設の方向性について、下記のとおり機能別に設定しました。

図表4-3-1 施設機能ごとの方向性

施設機能分類	方向性
屋内スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な点検を実施し、不具合箇所がある場合は早急な対応を行います。</li> <li>・市民体育館と市民武道館の統合・集約化を検討します。</li> </ul>
グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用状況等に応じて、施設の集約化を図ります。</li> <li>・無料施設の有料化を検討します。</li> <li>・機能保持をするために維持管理の効率化を図ります。</li> </ul>
野球場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な点検を実施し、不具合箇所がある場合は早急な対応を行います。</li> <li>・利用状況等に応じて、施設の集約化を図ります。</li> </ul>
テニスコート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用状況等に応じて、施設の集約化を図ります。</li> <li>・無料施設の有料化を検討します。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設機能を維持しますが、利用状況等を考慮したうえで、存続、廃止について検討します。</li> </ul>

### 4.4 スポーツ施設マネジメントの取組スケジュール

スポーツ施設のマネジメント方針に基づき、第1～3期実施期間において、下記のとおり取組んでいきます。

図表4-4-1 スポーツ施設マネジメントの取組スケジュール

第1期実施期間 2019年度～2027年度	第2期実施期間 2028年度～2037年度	第3期実施期間 2038年度～2047年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設の状況把握・現状分析</li> <li>・スポーツ施設のマネジメント取組方針をもとに個別施設の方向性を検討</li> <li>・(仮称)スポーツ施設マネジメント基本計画の策定</li> <li>・(仮称)スポーツ施設マネジメント基本計画をもとに取組実施</li> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設の充実</li> <li>・長寿命化・改修</li> <li>・機能転換</li> <li>・集約・廃止</li> <li>・有料化など</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設の状況把握・現状分析</li> <li>・(仮称)スポーツ施設マネジメント基本計画をもとに取組実施</li> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設の充実</li> <li>・長寿命化・改修</li> <li>・機能転換</li> <li>・集約・廃止</li> <li>・有料化など</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設の状況把握・現状分析</li> <li>・(仮称)スポーツ施設マネジメント基本計画をもとに取組実施</li> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設の充実</li> <li>・長寿命化・改修</li> <li>・機能転換</li> <li>・集約・廃止</li> <li>・有料化など</li> </ul> </li> </ul>

## 4.5 市全域からみたスポーツ施設のエリアマネジメント

スポーツ施設のマネジメント取組方針の実行を推進し、老朽化した施設の再生とともに市内にあるスポーツ施設を適正配置することでライフサイクルコストの縮減を見込むことができますが、施設をどこに配置していくかについても重要な課題なため、現在の施設の配置状況や土地の保有状況、利用状況、施設ごとの方向性を踏まえる必要があります。

そのような要件を踏まえると、多くの人に利用されている総合体育館及び庄和体育館を中心としたエリアに配置していくことで、それらを本市のスポーツ施設に特化したエリアとして位置付けし、市内や市外から多くの利用を見込むことができるため、総合体育施設及び庄和総合公園に施設配置や機能充実を図るとともに、施設保有量の適正化に取り組めます。

総合体育施設については、第5章において基本的な考え方を示し、今後の「(仮称)総合体育施設(ウイング・ハット春日部周辺)整備基本計画」を策定する中において詳細な検討していくこととします。また、庄和総合公園については、「(仮称)スポーツマネジメント基本計画」を策定する中で、既存施設の個別方向性について示した後に機能充実について検討していくこととします。

図表4—5—1 市スポーツ施設エリアマネジメント図



第5章

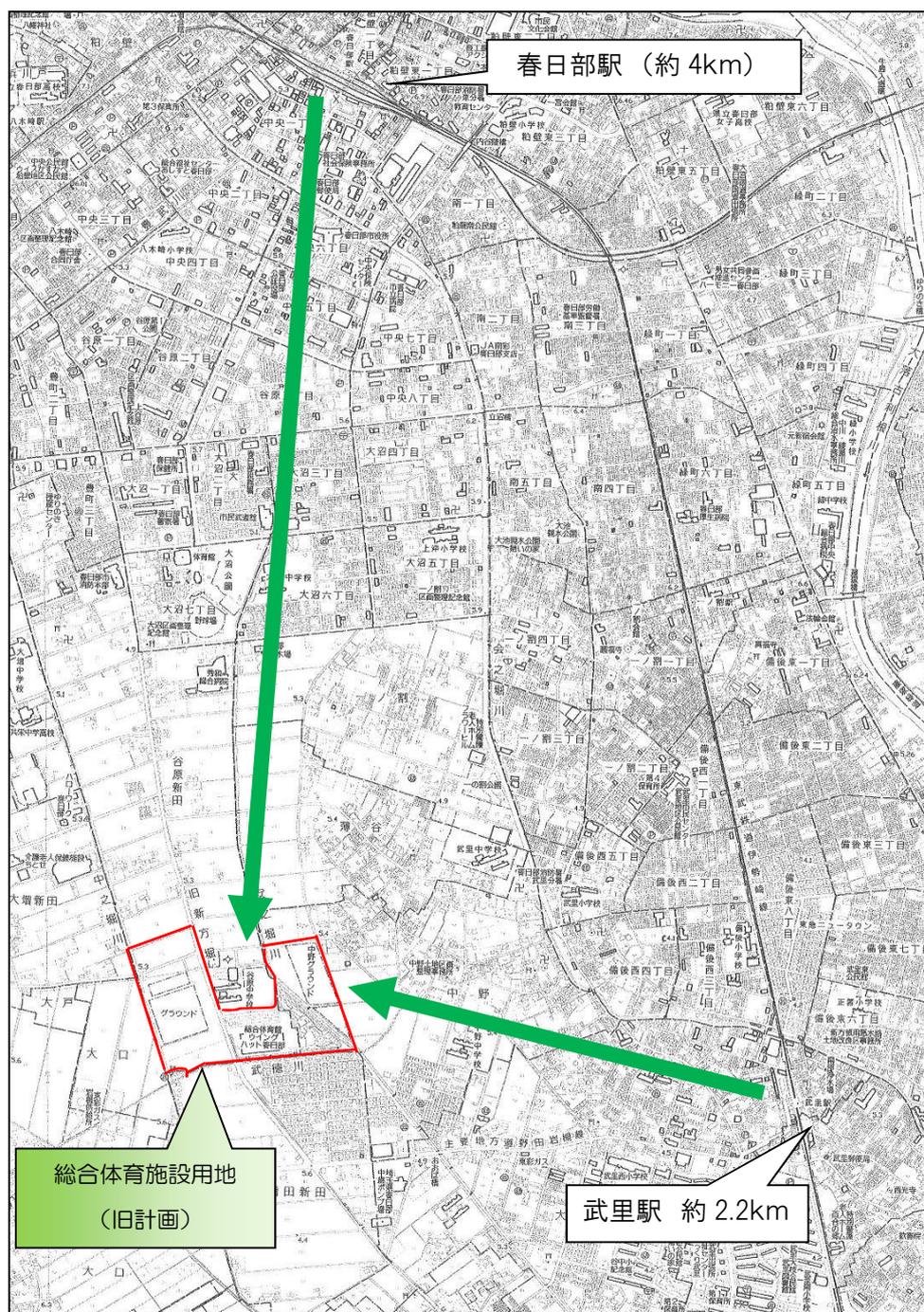
総合体育施設 (ウイング・ハット春日部周辺) 整備

～基本構想～

5.1 計画地の位置

現在、総合体育館周辺の計画地(以下、総合体育施設)をスポーツ・レクリエーション活動拠点として位置付けており、施設整備を推進しているところです。現在の総合体育施設の位置は下記のとおりとなっています。

図表5—1—1 春日部駅、武里駅からの総合体育施設の位置図



## 5.2 敷地現況

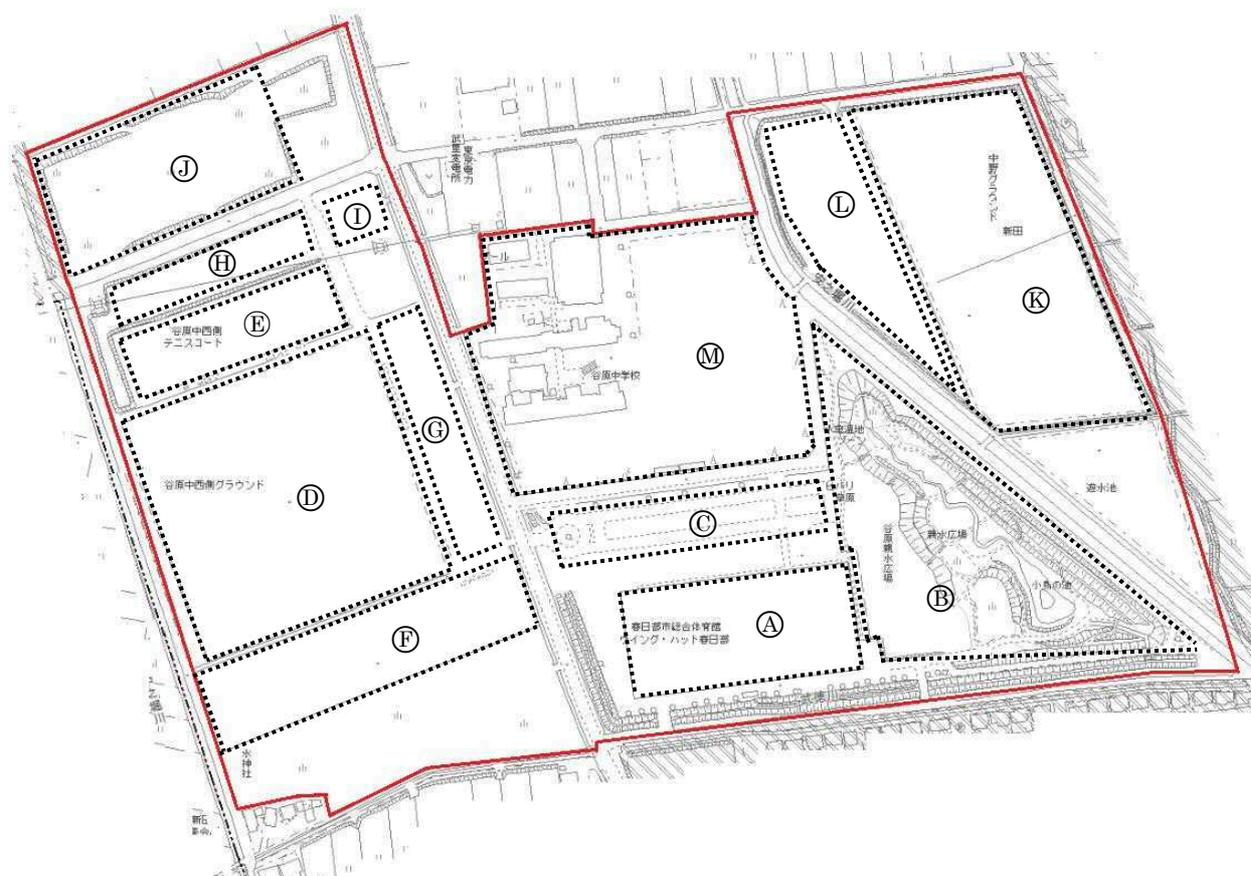
総合体育施設は、本市の南西部、春日部駅から南へ約4km(武里駅から西へ約2.2km))に位置します。現在の全体敷地は谷原中学校と東京電力武里変電所に隣接し、道路と排水路等によって分断されています。

計画地内には総合体育館及びその周辺の暫定施設(谷原中西側グラウンド、谷原中西側テニスコート、中野グラウンド)があり、市民の利用だけでなく、市外からも多くの方が利用しています。一般的な利用のほか、市民体育祭や中学生の新人戦、県民体育大会の予選やスポーツ少年団の活動、本市のイベント(農業祭等)にも利用されています。

また、広域避難場所として位置付けられているほか、広域的な応援隊の受入れ拠点として、本市の防災における重要な役割を担っています。

なお、2018年度(平成30年度)末で、総合体育館に隣接する谷原中学校が閉校となり、その跡地について、スポーツ施設として周辺施設と一体利用することとなったため、学校跡地の有効活用も含めた区域を総合体育施設の整備区域とします。

図表5—2—1 総合体育施設の配置図



※赤線が新たな総合体育施設整備計画区域を表しています。

図表5—2—2 計画地の概要

項目	内容
所在地(地番)	春日部市谷原新田及び武里中野地内
面積(予定)	約 21ha (赤線で囲われた部分)
既存スポーツ施設 ほか	㉠:総合体育館 ㉡:谷原親水広場 ㉢:駐車場(総合体育館) ㉣:谷原中西側グラウンド ㉤:谷原中西側テニスコート ㉦:谷原中西側グラウンド南側広場 ㉧:駐車場(谷原中西側グラウンドほか) ㉨:駐車場(谷原中西側テニスコート) ㉩:駐車場(谷原中西側テニスコート) ㉪:臨時駐車場 ㉫:中野グラウンド ㉬:駐車場(中野グラウンド)
学校施設跡地	㉭:谷原中学校跡地<平成 31 年閉校> 新たに追加

### 5.3 周辺環境

計画地の東側及び南側の一部に住宅が密集している他は、田園の景観が広がっています。

計画地周辺の北西側には、埼玉県が公園事業として整備中の総合公園「新たな森」や、民間の温浴施設(温水プールあり)があります。また、西側には、さいたま市の公園があり、園内に野球場があります。

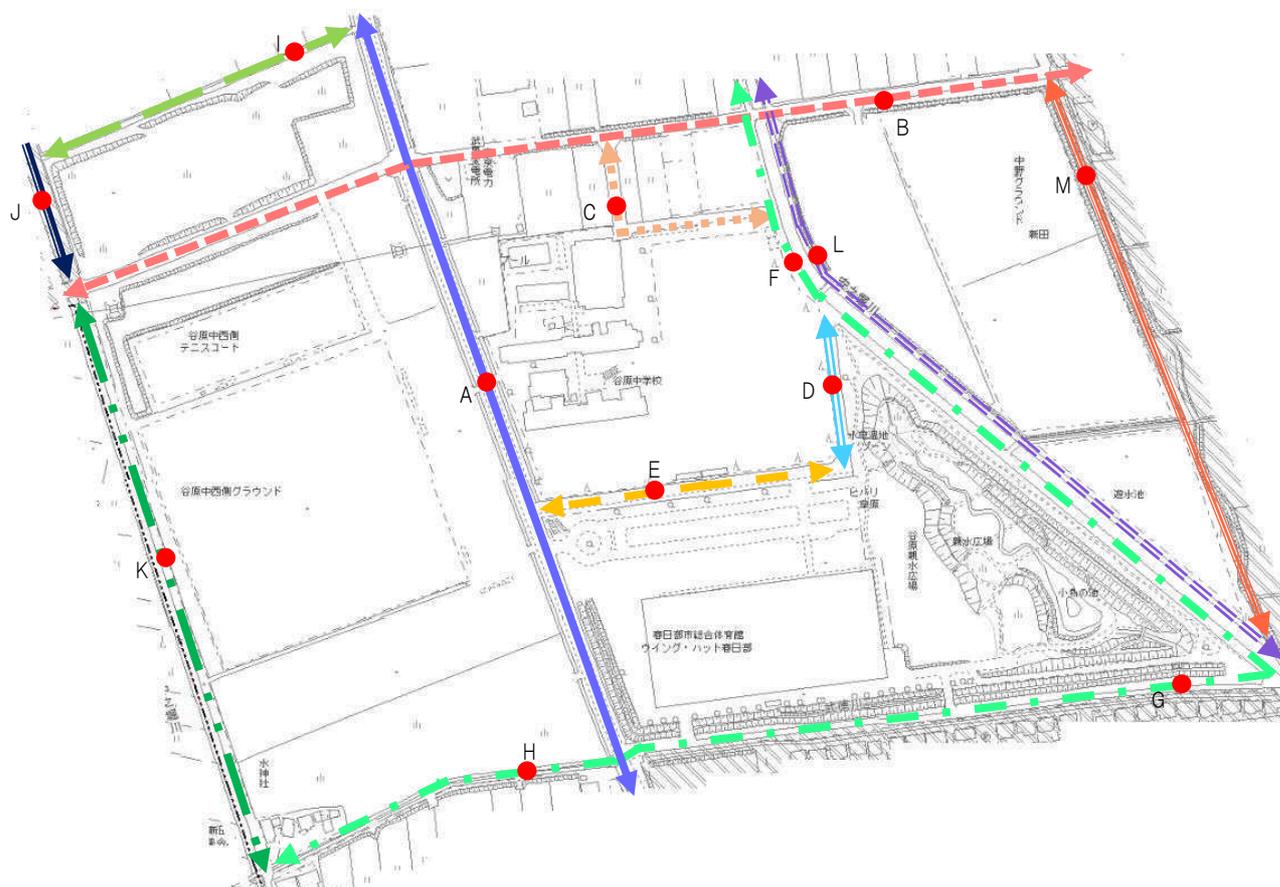
図表5—3—1 計画地の周辺環境



## 5.4 交通状況

計画地は主要道路である市道1-23号線が縦断、市道2-21号線が横断しており、市道1-23号線は市指定緊急輸送道路となっています。

図表5-4-1 計画地周辺の道路状況(道路台帳参考図)



No	道路	計測地点	車道幅員(m)	歩道幅員(m)	道路幅員(m)
1	市道1-23号線	A	7.0	5.4	12.4
2	市道2-21号線	B	6.2	0.0	6.2
3	市道4-120号線	C	6.0	2.0	8.0
4	市道4-121号線	D	7.0	0.0	7.0
5	市道4-122号線	E	7.0	3.0	10.0
6	市道4-124号線	F	7.2	0.0	7.2
		G	2.5	0.0	2.5
		H	2.5	0.0	2.5
7	市道4-128号線	I	1.8	0.0	1.8
8	市道4-175号線	J	5.6	1.6	7.2
9	市道4-176号線	K	4.6	0.0	4.6
10	市道6-29号線	L	3.2	0.0	3.2
11	市道6-40号線	M	0.0	2.0	2.0

交通アクセスは、本市の春日部駅よりバスで所要時間約 20 分の場所に位置しています。

また、計画地の南側には地域幹線道路である県道野田岩槻線が東西に延びており、本市の主要道路である国道 16 号(増戸北交差点)まで約 3km、車で約 10 分、岩槻インターチェンジから計画地まで約 8km、車で約 20 分となっています。

公共交通機関は、バスが運行しており、総合体育館駐車場内に停留所があります。

<【参 考】 総合体育館までの交通機関>

- 東武スカイツリーライン・東武アーバンパークライン「春日部駅」西口  
→朝日バス ウイング・ハット春日部行き(約 20 分)「ウイング・ハット春日部」下車  
→市コミュニティバス(春バス) 春日部駅西口～増戸・豊春駅ルート(約 25 分)「ウイング・ハット春日部」下車
- 東武アーバンパークライン「豊春駅」東口下車 徒歩2分 「豊春駅南」バス停  
→市コミュニティバス(春バス) 春日部駅西口～増戸・豊春駅ルート(約 35 分)「ウイング・ハット春日部」下車
- 東武スカイツリーライン「武里駅」西口下車  
→徒歩約 6 分 朝日バス「団地入口」バス停 ウイング・ハット春日部行(約 10 分)「ウイング・ハット春日部」下車
- 東武スカイツリーライン「せんげん台駅」西口  
→朝日バス ウイング・ハット春日部行き(約 15 分)「ウイング・ハット春日部」下車

## 5.5 法律等の位置付け

### 5.5.1 都市計画上の位置付け

計画地周辺のほとんどが田園で囲まれており、都市計画マスタープランにおける地域別構想では、計画地が武里地域及び豊春地域の境界に配置されているため、両地域別構想を下記のとおり整理します。

図表5—5—1 総合体育施設周辺の都市計画マスタープラン上の位置付け

地域将来像	(武里地域)四季が香る いきいき武里 (豊春地域)創造します。人と人、人と自然のふれあい豊かなまち・豊春
まちづくりの 基本方向 (一部抜粋)	(武里地域) ・水に親しめる場や緑の豊富な場を創出し、散歩したくなる空間の形成を図る ・今ある田園や集落を活かしながら、自然と調和した環境の形成を図る ・歴史や文化の資源を地域固有のシンボルとして守りながら、地域の人々が集う場所の充実化を図り、世代間交流のあるあたたかいコミュニティの形成を図る
	(豊春地域) ・農地や緑地、古隅田川等の自然環境や総合運動施設等のレクリエーション空間を活かし、人と自然がふれあえる場所づくりを図る ・既存の交通網を活かしながら、他地域や他都市との連携強化を図る ・地域住民の意見を反映したまちづくりを図る
まちづくりの 方針 (一部抜粋)	(武里地域) 3 緑地空間整備 ●都市の骨格となる緑地環境や水環境の保全・育成 ◇地域の特性を活かした公園づくり ・地域のメインとなる公園として、総合運動公園の整備を推進する。 ●快適な都市環境を支える緑の整備 ◇緑豊かな都市の拠点づくり ・全市的なスポーツ・レクリエーション施設である総合運動施設を中心として、その周辺施設を含め一体的な整備をし、自然と親しむことのできる空間形成を図る。
	(豊春地域) 2 交通体系整備 ●道路網の整備 ◇地域間を結ぶ交通ネットワークの形成 ・総合運動施設を市民が身近に利用できるよう、各地域との連絡道路の整備検討を図る。 3 緑地空間整備 ●快適な都市環境を支える緑の整備 ◇緑豊かな都市の拠点づくり ・全市的なスポーツ・レクリエーション施設である総合運動施設を中心として、その周辺施設を含め一体的な整備をし、自然と親しむことのできる空間形成を図る。 ●愛着の持てる質の高い緑のまちづくりの推進

◇街並みを彩る多様な緑づくりの推進

・既存の自然環境や施設を活かして、人と自然がふれあえる場所づくりの検討を図る。

図表5—5—2 都市計画上の現況

項目	内容
用途地域	市街化調整区域
建蔽率・容積率	建蔽:60%、容積:200%
高さ制限	制限なし
道路斜線	勾配 15
隣地斜線	20m+勾配 1.25
北側斜線	制限なし
日影規制	5mを超え 10m の範囲:5 時間以上、10m を超える範囲:3 時間以上
測定面	4.0m
建築基準法第 22 条区域	制限なし

### 5.5.2 高圧電線下の対応

東京電力武里変電所より中之堀川沿いに高さ約 14.6m、電圧 66,000v の高圧電線が横断しています。建築可能な高さは高圧電線より 3.6m 下と規制され、現状の地盤から 11m 程度なことから、電線下での建物の配置をすることは難しいため、これを踏まえた整備が必要です。

図表5—5—3 高圧電線横断図



### 5.5.3 河川の洪水等による影響について

総合体育施設を含めた周辺地域における河川の洪水による影響については、利根川が一番大きく、浸水した場合に想定される水深は、ほとんどの区域が 0.5～3.0m 未満の区域ですが、一部の区域が 3.0～5.0m 未満の区域となっています。(参考:洪水浸水想定区域図(国土交通省 利根川上流河川事務所ホームページより))

また、計画地は、河川に挟まれた地形で、くぼんだ低平地なことから、降雨による影響を周辺に及ぼさないように雨水貯留について配慮が必要です。

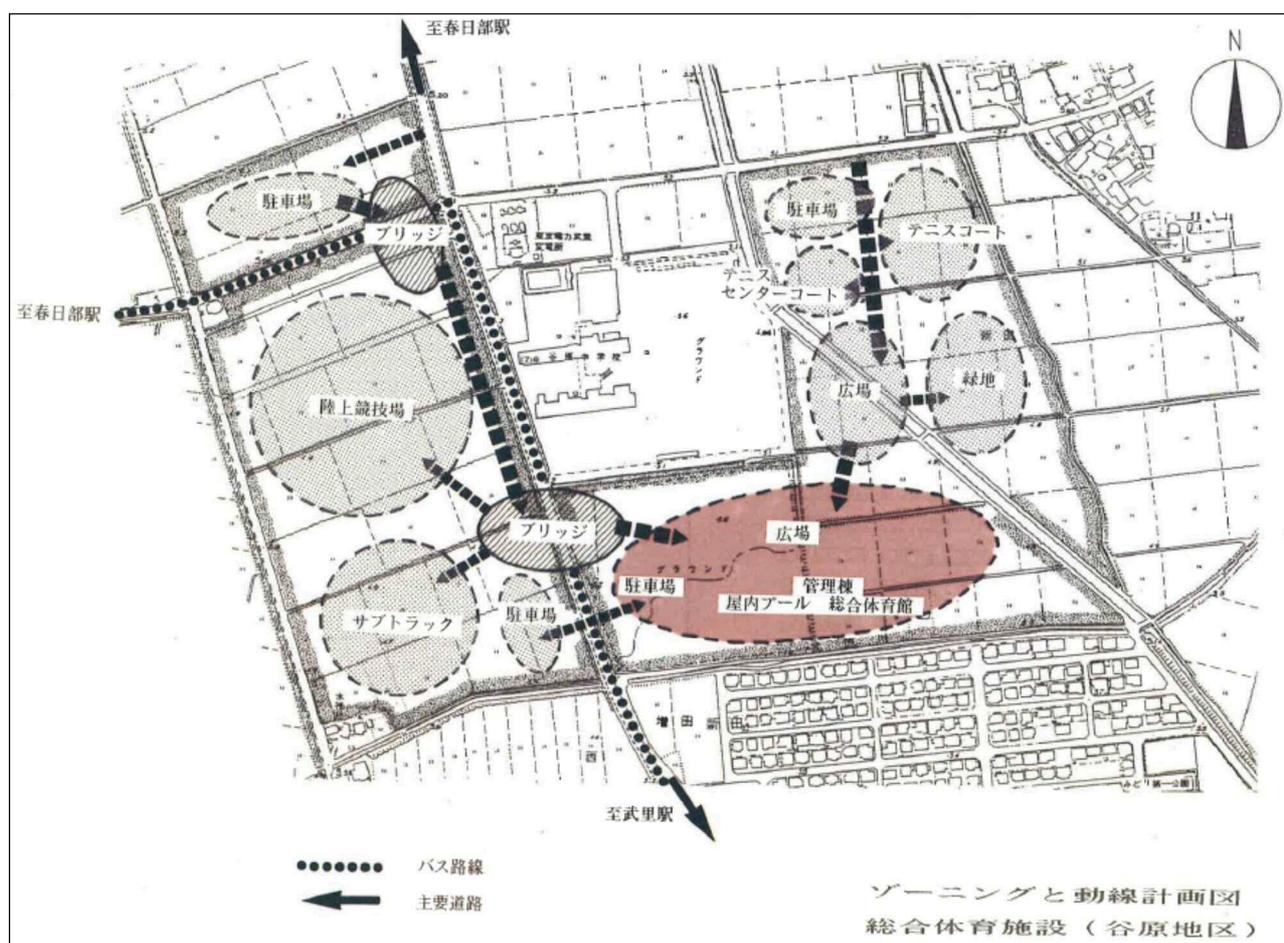
## 5.6 現在に至るまでの経緯(課題)

平成5年に旧計画を策定した後、平成14年に春日部市総合体育館を建設しています。しかしながら、総合体育館を除く周辺スポーツ施設については整備が進展せず、整備を実施するまでの一時的な利用が可能な暫定施設として、谷原中西側グラウンド、谷原中西側テニスコート、中野グラウンドを整備しています。

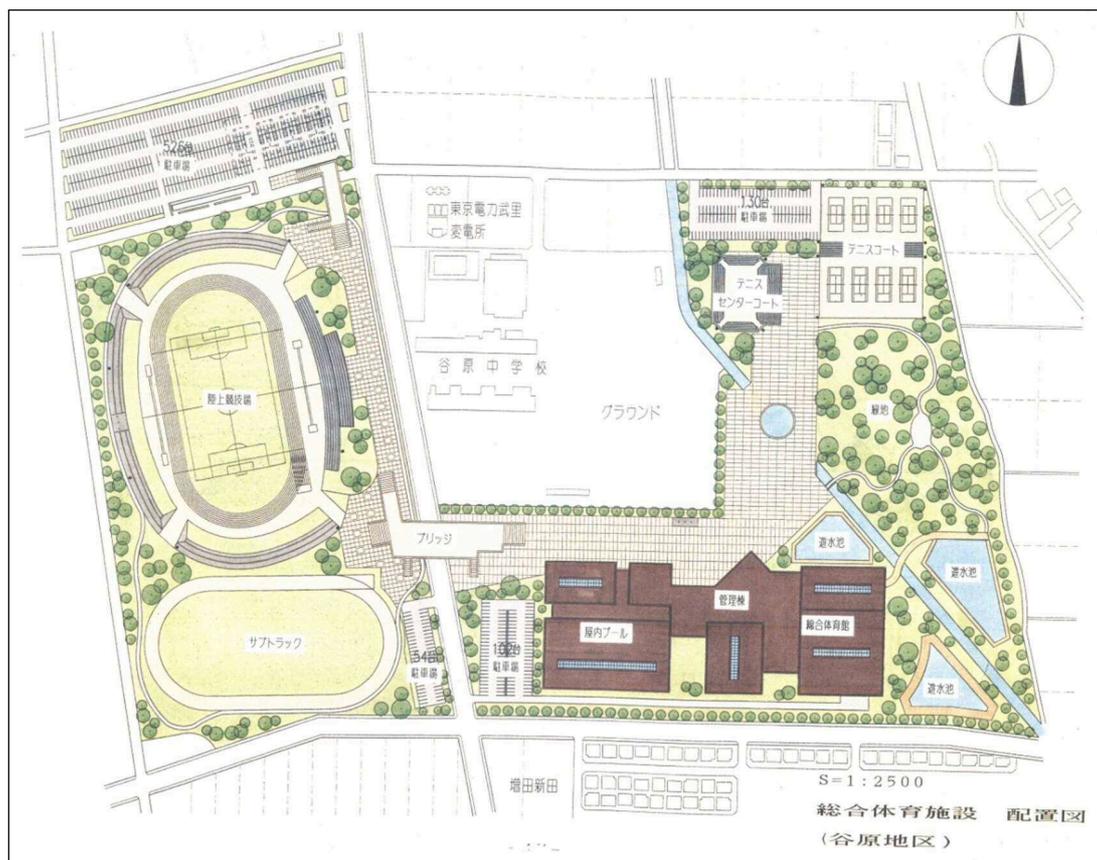
また、現在、計画地内に借地があることから、買取りを進めている状況です。

総合体育施設の整備にあたっては、本市におけるスポーツの一大拠点として、象徴的なエリアづくりであることを念頭に、今後、本市の魅力発信をしていくため、スポーツをはじめとした様々な活動を通じて都市の魅力をどのようにして創り出していくのか、また、施設を活用して、本市の活性化にどう繋げていくか等を考えていくことが必要です。

図表5-6-1 旧計画における総合体育施設整備構想ゾーニング・動線計画図



図表5—6—2 旧計画における総合体育施設整備構想平面図



図表5—6—3 旧計画における総合体育施設整備構想鳥瞰図

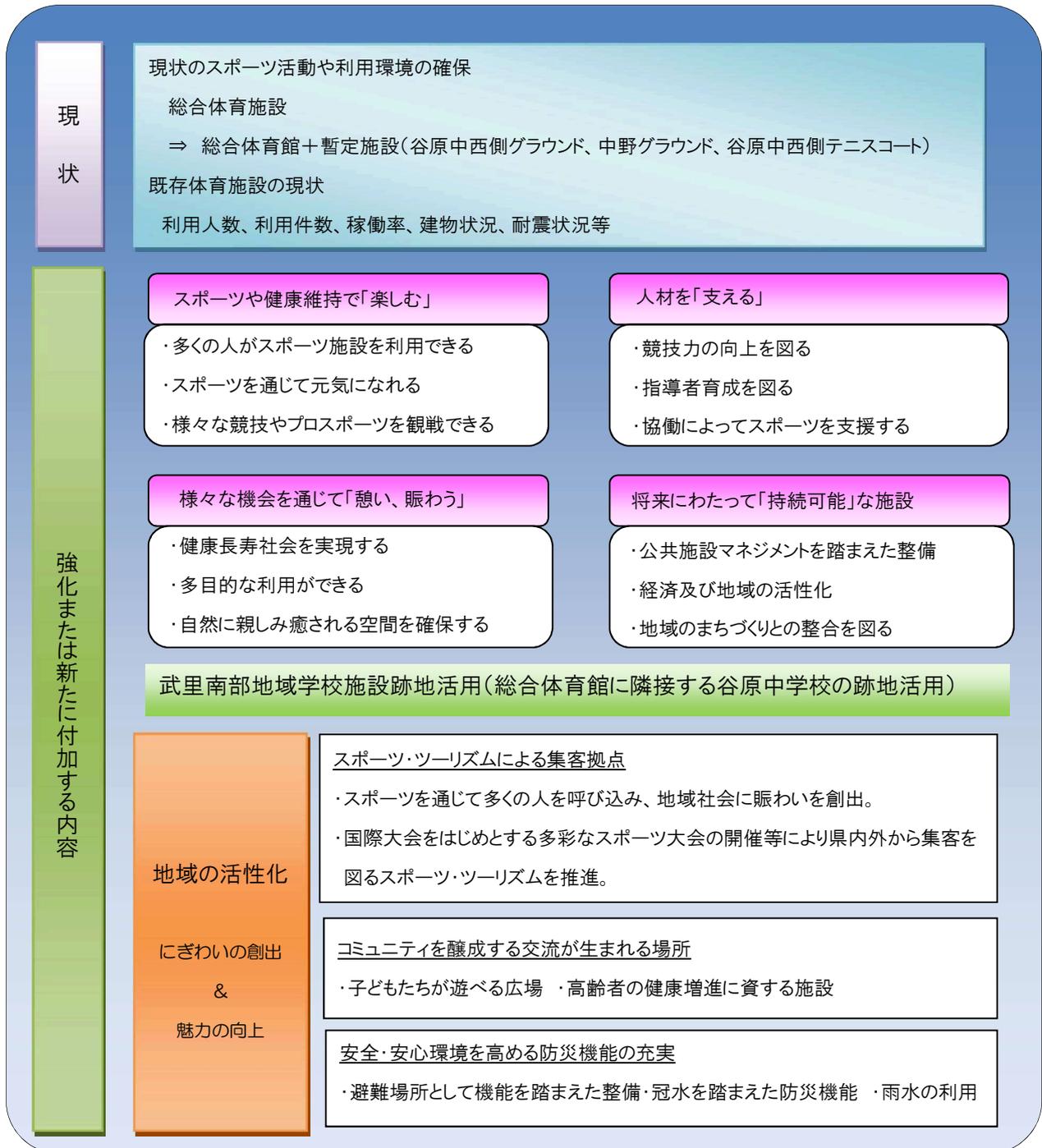


## 5.7 整備コンセプトについて

### 5.7.1 整備コンセプト

総合体育施設の整備にあたり、現状の利用状況や課題等を踏まえたうえで、整備コンセプトを下記のとおりとします。

図表5—7—1 整備コンセプト



スポーツ・レクリエーション活動拠点  
 整備コンセプト(整備理念・整備方針)

整備理念

「誰もが集い、親しみ、交流が生まれる持続可能な生涯スポーツの推進拠点」

スポーツ施設を集約した総合体育施設には、性別、年齢、スポーツ経験、障がいの有無にかかわらず、それぞれのニーズやライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーションへの取り組みを可能とし、身近にスポーツとふれあうことのできる健康の維持増進の場及びスポーツイベントの開催地としてスポーツ環境を向上させることにより、生涯スポーツ・競技スポーツの推進と地域活性化を図ります。

5.7.2 整備方針

整備コンセプトの実現を目指し、以下のような整備方針として設定します。

整備方針

- ① 子どもから高齢者まで、多くの人々がスポーツ・健康づくりの場として利用し、愛着のもてる整備
- ② 市全体のスポーツ施設の再配置等を考慮した整備
- ③ スポーツ振興や地域活性化に寄与した整備
- ④ 災害対策及び環境に配慮した整備

① 子どもから高齢者まで、多くの人々がスポーツ・健康づくりの場として利用し、愛着のもてる整備

⇒要望が高いウォーキング・ジョギングコース、サッカー場、陸上競技場をはじめ、生涯スポーツに寄与するスポーツ施設の整備を目指します。

生涯スポーツやレクリエーション活動の拠点となる施設整備を目指す

- ・生涯にわたりスポーツやレクリエーションを楽しめ、運動機会の増大、健康増進に寄与する施設の整備をします。
- ・子どもたちが夢を持ってスポーツに取り組める環境をつくれます。

安心してスポーツできる施設整備を目指す

- ・安全で快適に利用できることが重要であることから、各施設の現状を十分に把握し、計画的な整備を行います。
- ・バリアフリー化やシャワーなどの付帯設備の充実等を実施していくこととします。

競技力の向上を支援する施設整備を目指す

- ・指導者の育成の場として利用できる施設整備を行うとともに、選手が集って合同練習や練習試合をしたりする際に、利便性の高い施設となるように整備します。

緑の拠点として自然と触れ合える環境整備を目指す

- ・いつでも人と自然が触れ合える環境の中で、健全な心身と活力のある地域づくりのため、周辺環境と調和したスポーツと自然を活かした緑地空間に努めます。
- ・既存樹木の健全な生育を促すとともに、段階的な整備を行ううえで、屋上・壁面、駐車場等の緑化や遮熱性舗装等環境に配慮した整備をします。

② 市全体のスポーツ施設の再配置等を考慮した整備

⇒総合体育施設内の既存施設を含め、市全体のスポーツ施設の集約化・統合等を総合的に検討し、それらに対応できる施設機能を整備します。

需要と供給のバランスにあった将来にわたって持続可能な施設整備を目指す

- ・スポーツ関係団体からの要望や、アンケート調査結果などをもとに、本市の将来人口及び財政状況を踏まえ、利用者数と施設数の需要と供給のバランスに配慮した施設整備をします。

施設マネジメントによる施設の集約化を目指す

- ・施設の統廃合や機能の複合化などの再配置を進め、長期的な維持更新費用を縮減し、利用者状況に対応した施設機能を確保することを目指し、中長期的な展望に立った整備をします。

補助金等を有効活用した施設整備を目指す

- ・施設整備の財源として、スポーツ施設の整備を対象とした国・県・その他の交付金や補助金などの補助制度を有効に活用しながら、進めていくものとします。また、施設を安定的に運営するため、ネーミングライツの活用やふるさと納税制度等の活用、また、民間活力導入等といった新たな財源の確保のために調査及び検討を行います。

③ スポーツ振興や地域活性化に寄与した整備

⇒スポーツ施設の適正な機能分担やスポーツ・ツーリズムを意識した整備を進めます。

多目的な利用を想定した施設整備を目指す

- ・スポーツだけの利用にとどまらず、イベント開催に対応できる空間を整備するとともに、人々が集うことを想定した観客席や駐車場等といった付帯施設の整備をしていきます。
- ・イベント等の需要に対応できるように運営する側にとって使いやすく、また、来場者に配慮した整備をします。

スポーツ・ツーリズムによる活性化した施設整備を目指す

- ・プロスポーツ選手の試合やプロスポーツ選手を招いての講習会、注目度の高い大会等の誘致・開催をととして、スポーツによって多くの人に本市を訪れていただく機会を創ります。
- ・総合体育施設が観光客誘致に資することを目指すため、フィルムコミッション登録施設として活用します。
- ・スポーツ施設にとって興業事業は重要な収入源であることから、多くのイベントを呼び込むための戦略を検討します。

④ 災害対策及び環境に配慮した整備

⇒災害時の避難場所として利用できるよう、また、環境に配慮した整備を進めます。

市民の命を守る防災拠点としての施設整備を目指す

- ・災害時に要配慮者が安心して避難ができるような施設整備を行います。
- ・耐震性に優れた防災備蓄倉庫などを備えた施設として整備していきます。
- ・広域的応援隊の活動拠点としての活用も考慮した施設とします。
- ・雨水流出抑制として調整池等といった雨水貯留施設を整備します。
- ・貯留した雨水についてグラウンドへの散水等といった有効活用ができるような整備を行います。

環境への配慮をした施設整備を目指す

- ・様々な再生可能エネルギーの活用や効果的な空調システムの導入等により、環境にやさしい施設を整備します。
- ・圧迫感を抑えた施設外観など周辺環境に配慮した整備を行います。
- ・熱中症対策として猛暑をしのぐスペース及び悪天候時に避難できるスペースを整備します。

## 5.8 計画地に求められる施設

### 5.8.1 整備施設の検討と設定

総合体育施設に「整備する施設・確保する機能」を選定するにあたっては、既存施設の利用状況より将来的な利用見込みを想定し、アンケートでいただいたご意見を踏まえ、整備する施設、各施設の規模、配置、主な導入機能等に関する検討を行いました。

検討にあたっては、既存施設を集約することを前提とすることから、屋内スポーツ施設、野球場、グラウンド、テニスコートで機能別に分類したうえで、検討していきます。

なお、下記に示す整備施設については、今後の詳細な検討を行う中で決定していくこととします。

### 5.8.2 屋内スポーツ施設(体育館、武道館)

屋内スポーツ施設の利用状況をみると、体育館はバスケットボールやバレーボールなど競技の他に、広い競技面積を要しない卓球等の競技でも利用されており、多種多様な競技で利用されています。

武道館は、柔道や剣道等といった武道競技で利用されていますが、武道競技以外の競技種目でも利用されています。

また、武道については、中学校学習指導要領の改訂が行われ、平成24年4月から全ての中学校で男女を問わず武道が必修化され、若年層の武道競技人口や指導者養成の増加、中学生・高校生の武道大会をはじめとする大会規模の拡大が見込め、生涯スポーツの普及等もあり、幅広い年齢層で武道が行われるようになってきています。

加えて、総合体育館との併用により大規模な大会の開催が可能となるため、観戦機会の拡大や地域間交流人口の増加、世代間交流が深まる等、地域の活性化に繋がると考えられます。

これらを踏まえ、武道を含めた多種多様な競技ができる屋内スポーツ施設を整備することを検討します。

なお、施設規模については、公共施設マネジメント基本計画等を踏まえた、施設となるよう検討します。

### 5.8.3 野球場

野球場は専用施設であるため利用用途が限られています。また、芝の養生期間があることから冬季は利用制限もあり、稼働率が低い状況です。

そのため、整備することで一時的な利用率の向上は見込まれるかもしれませんが、将来にわたって考えると稼働率は低くなることが想定されます。また、近隣に野球場があることから、計画地には野球場の整備は行わず、施設マネジメントにより将来的に維持していくとした既存施設については、機能向上等を行うこととします。

なお、少年野球やソフトボールはマウンドがなくても利用でき、グラウンドで他の種目(競技)との兼用も可能なため、これらの施設機能を有したグラウンドの整備を検討します。

### 5.8.4 グラウンド

現在の総合体育施設内の暫定施設として利用されているグラウンドでは、世代を問わず多種多様な競技で利用されています。

利用形態としては、サッカーやラグビーなどに限定した専用グラウンドと、様々なフィールド競技や、スポーツ以外のイベント等での利用も想定した多目的グラウンドの2つが考えられます。

既存のグラウンドでは、サッカーやソフトボール、グラウンドゴルフといった複数の屋外競技で利用されている状況を踏まえると、専用グラウンドではなく、多種多様な競技に広く利用可能なグラウンドが適していると考えられま

す。

また、複数のグラウンドが必要なことから、下記のとりの施設を整備することを検討します。

(1) (仮称)屋外競技場(スタジアム)

- ・トラックを備えた陸上競技場型のグラウンドとし、「みるスポーツ」としての機能を備えた施設。
- ・サッカーやグラウンドゴルフ等の多目的な競技をすることができる施設。
- ・市内外における交流人口の拡大を図るために、関東大会や県大会規模の各種大会が開催できる施設。
- ・スポーツ・ツーリズムを推進していくためにイベントの開催に配慮した施設。
- ・将来的に大規模な大会(国際試合や国体など)に対応できるよう、段階的な整備を視野に入れた施設。
- ・稼働率を向上させるため、学校や仕事終わりの利用を想定した施設。

(2) (仮称)補助競技場

- ・(仮称)屋外競技場の補助的機能を有する施設。
- ・通常時は多種多様な屋外スポーツが利用することのできるグラウンドとし、(仮称)屋外競技場で大会を開催する際には、第2会場またはウォーミングアップスペースとして利用できる施設。
- ・少年野球及びソフトボールに対応できる機能を有した施設。
- ・(仮称)屋外競技場と同様に学校・仕事終わりの利用を想定した施設。

(3) (仮称)第3グラウンド

- ・サッカーフィールド1面程度のグラウンドを有した施設。

### 5.8.5 テニスコート

屋外スポーツ施設では、利用者が一番多く、稼働率も高い施設ですが、市内に点在していることから、大会運営に支障があるため、大会開催を想定したコート数を確保することを検討します。

また、整備基準については、今後の維持管理や身体への影響を考慮して検討します。

なお、稼働率を上げるため、付帯設備として、各種大会の開催や、学校・仕事終わりの利用を想定した施設についても検討します。

### 5.8.6 その他

各施設の規模や用途に合わせて、駐車場・駐輪場、トイレ、また、要望の多い園路(ウォーキング・ジョギングコース)などの付帯施設を検討します。

## 5.9 ゾーニング計画

### 5.9.1 ゾーニングの考え方

現在、総合体育施設内には体育館、グラウンド、テニスコートといった様々なスポーツ施設が存在しています。

市内のスポーツ施設を集約し、質の高い整備をしながら、かつ、各施設が連携した利用の仕組みを考えていくことで、市民の健康づくりに貢献することはもとより、スポーツ・ツーリズム等による地域の活性化も期待できます。

また、総合体育施設に様々な施設・機能を整備し、それらが持つポテンシャルを発揮させるとともに、機能連携による相乗効果も期待できるため、これらを踏まえながらゾーニングの検討を行います。

そのため、計画地をエリアで分け、様々な用途に役割分担していきます。

### 5.9.2 エリア分類

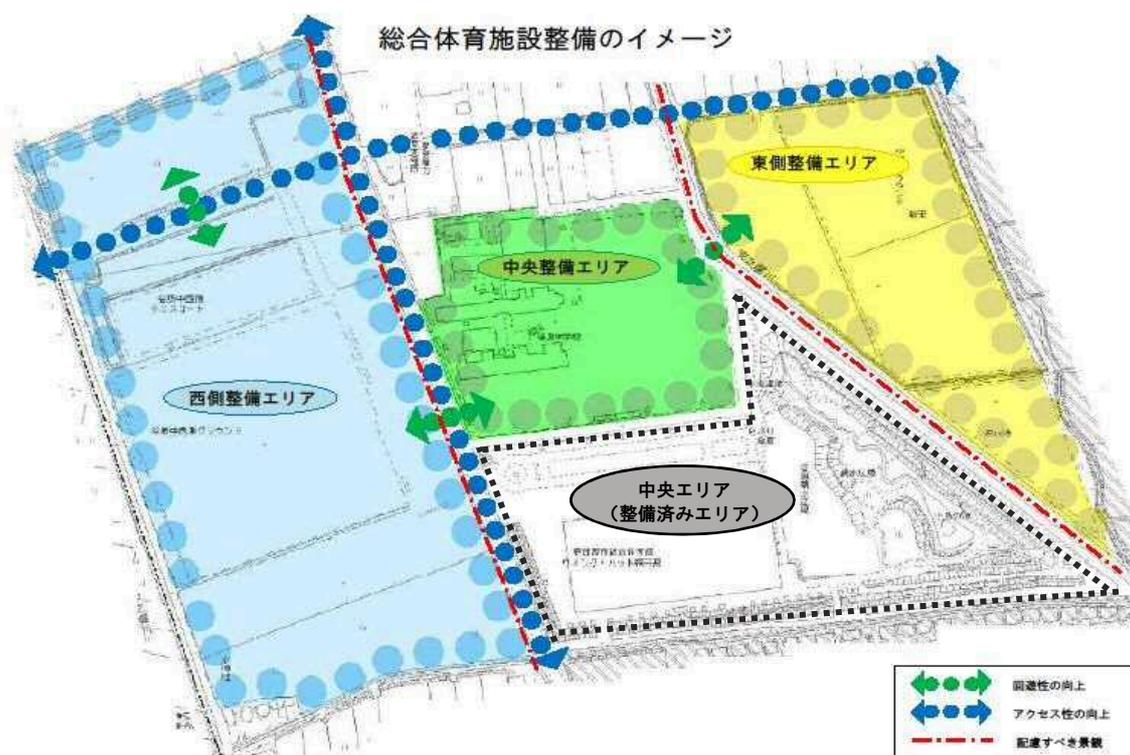
総合体育施設の全体を一斉に整備すると、現在の施設利用者に影響を与えてしまうこと、また、多額の工事費を要することが見込まれることから、実現することは難しいため、段階的な整備をしていく必要があります。

そのため、今後整備するエリアを中央、西側、東側に三分割し整備していくこととします。

中央整備エリアは谷原中学校跡地とし、西側整備エリアは総合体育館の西側にある道路(市道 1-23 線)を隔てた谷原中西側グラウンド及び谷原中西側テニスコートなどがあるエリアとし、東側整備エリアは総合体育館の東側にある安之堀川を隔てた、中野グラウンド等があるエリアとします。

なお、整備にあたっての優先順位は、施設の利用状況等を踏まえ、決定していくこととします。

図表5—9—1 総合体育施設整備のエリア分類イメージ



### 5.9.3 施設の配置

基本的な整備方針や利便性や効率性、安全性、土地利用規制、周辺環境の影響等に配慮し、最も適正な施設の配置を検討していくにあたり、各施設を敷地内のどの位置に収めるかという全体配置イメージを図表5—9—2のとおりとします。

なお、イメージであるため、施設や配置等は確定したものではなく、付帯施設(トイレや駐車場、調整池等)についても今後の詳細な調査を行ったうえで検討します。

(1) 中央エリア(整備済みエリア) 敷地面積:約 5ha

総合体育館及び調整池として谷原親水広場があります。

(2) 中央整備エリア(谷原中学校跡地) 敷地面積:約 3ha 「学校施設跡地活用エリア」

- ① (仮称)第3グラウンド
- ② テニスコート
- ③ 校舎跡地の利活用

校舎跡地の有効活用を図ります。そのため、建物状況をもとに活用方法について検討したうえで、どのような施設機能を持たせるか検討していきます。

活用案…管理事務室、医務室、合宿所、更衣室、ロッカールーム、シャワー室、会議室、多目的ルーム、防災倉庫等

(3) 西側整備エリア(谷原中西側グラウンドほか) 敷地面積:約 9ha 「屋外競技場(スタジアム)エリア」

- ① (仮称)屋外競技場(スタジアム)
- ② (仮称)補助競技場
- ③ ウォーキング・ジョギングコース
- ④ 駐車場

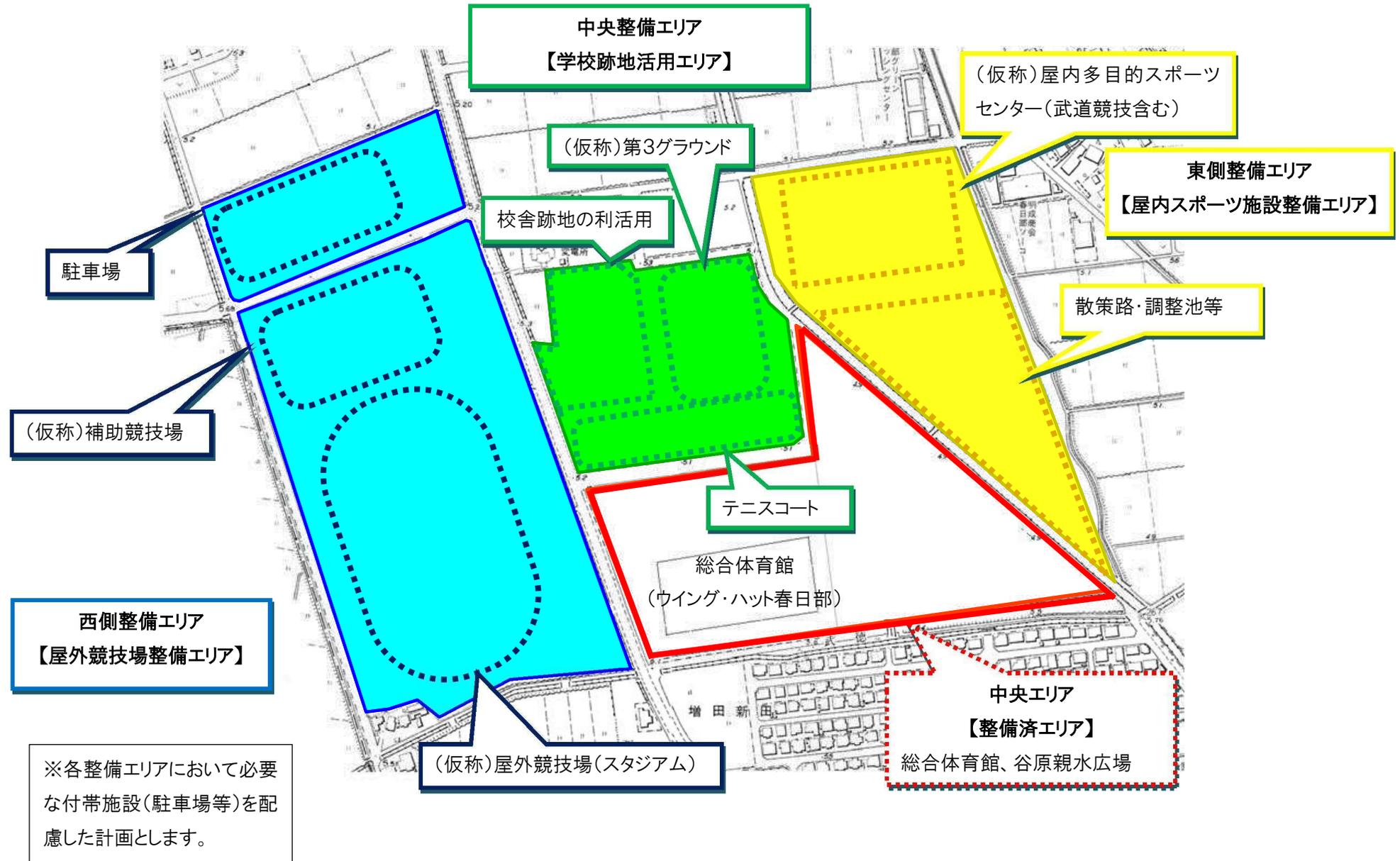
3つのエリアのうち一番大きい面積を有していることから、施設規模が大きい(仮称)屋外競技場(スタジアム)及び(仮称)補助競技場を整備します。また、競技場の外周にウォーキング・ジョギングコースを整備することとします。

(4) 東側整備エリア(中野グラウンドほか) 敷地面積:約 4ha「屋内スポーツ施設整備エリア」

- ① (仮称)屋内多目的スポーツセンター(武道競技を含む)
- ② 散策路・調整池等

安之堀川の景観を生かした自然環境の整備を行います。

図表5—9—2 総合体育施設のゾーニングイメージ



## 5.10 事業手法の検討

### 5.10.1 前提条件について

これまでの国内のスポーツ施設は、収益性が十分ではなく、運営に多大な財政負担を伴う場合が多くありましたが「指定管理者制度」等の民間のノウハウを活用することで運営が改善された施設もあり、本市のスポーツ施設(有料施設)においても指定管理者制度の導入により、サービスの向上を図るとともに経費の縮減を図っています。

そのため、民間活用の手法を導入することは、今後の施設のあり方を検討していくうえで、重要です。

特に、総合体育施設を整備するためには、多額の建設費を要することが見込まれることから、事業手法の検討にあたっては、従来方法と比較しながら民間活用の手法の導入について検討する必要があります。

### 5.10.2 PPP推進の必要性

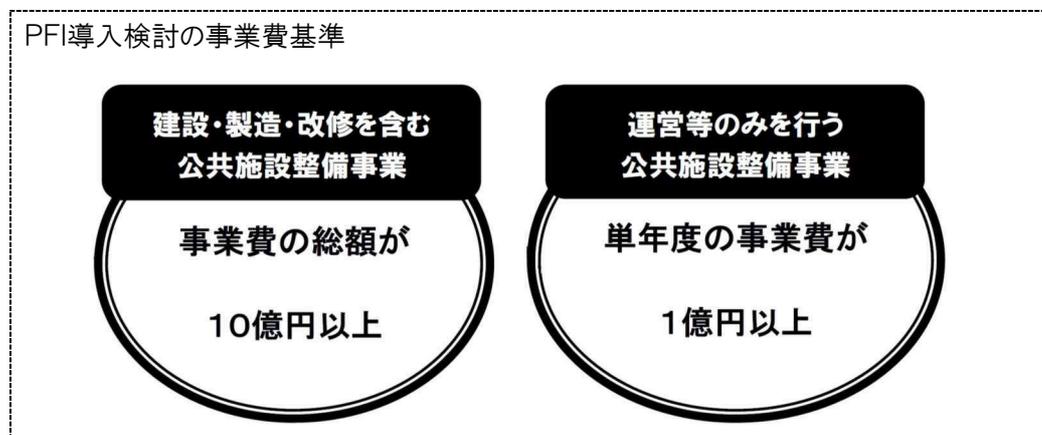
PPPとは「公(Public)」と「民([Private])」が「連携(Partnership)」して、公共サービスの提供や社会資本の整備、公共性の高いプロジェクトの実施等を、民間の知識や技術、資金を活用しながら実施していく様々な手法の総称で、PFI(Private Finance Initiative)など、数多くの手法があり、現在導入している指定管理者制度もPPPの代表的な手法のひとつです。

わが国では、「経済財政運営と改革の基本方針 2015(骨太の方針)」において「PPP/PFIの飛躍的拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要である」と示しています。

また、2015年(平成27年)12月17日付内閣府・総務省からの通知により、人口20万人以上の自治体においては「一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活動が効率的・効果的な事業については、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築する」ため、優先的検討規定を策定するよう要請されています。

そのため、従来のように、市が公共施設の整備・管理を行うのではなく、公民が連携することで、財政負担の軽減だけでなく、サービスの充実を図ることが必要であり、本市では、PPP導入開始検討時期や検討プロセス等について「春日部市PPP活用指針」を策定しており、この指針に基づいてPPPの活用を推進していきます。

図表5-10-1 春日部市PPP活用指針 一部抜粋



### 5. 10. 3 今後の方向性

総合体育施設の整備にあたっては、その手法として従来手法、民間活力導入手法があることから、整備にあたり検討できる事業手法について、施設の整備費と整備後の年間維持管理費及び運営費について、概算費用を算出するとともに、施設のレイアウトや機能の自由度、利用者の満足度について比較検討を行うこととします。

その結果、民間活力導入手法による整備が最も有効であることを確認できた場合には、PFI手法をはじめとする官民連携の手法の活用を前提とし、実際の整備内容については、民間事業者からの積極的な提案を受けて整備を進めるものとします。

そのため、適切な施設規模、導入機能及び事業費を精査した後に、「(仮称)民間活力導入可能性調査」にて、導入機能(新規導入、機能充実など)による利用者増の予測等に基づく詳細なVFM(Value For Money)を算出するとともに、民間事業者の参入可能性を調査する等の検討を行い、その結果を踏まえて効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ることができるような事業手法を決定します。

※VFM(Value For Money:バリューフォーマネー)とは

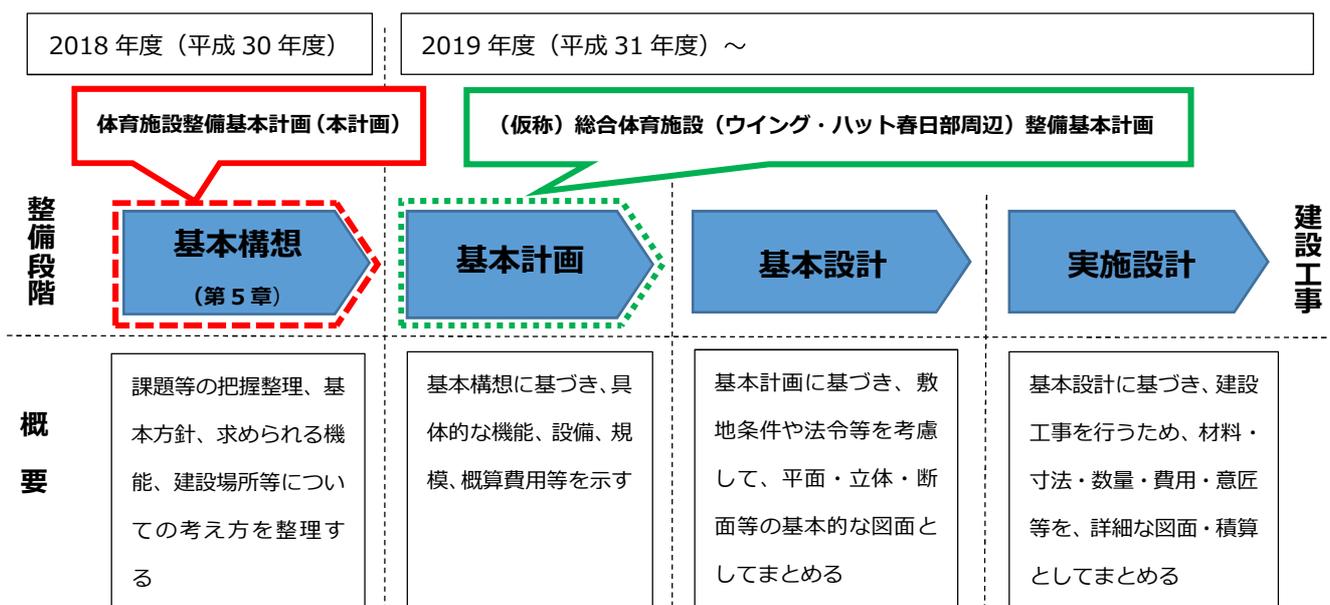
…PFI事業における最も重要な概念の一つで、支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方のことです。従来手法と比べてPFI手法の方が総事業費をどれだけ縮減できるかを示す割合です。

## 5. 11 事業スケジュール

総合体育施設の整備にあたっては、可能な限り早期実現を目指し、社会情勢を注視しながら、総合的な見地から検討していく必要があります。

今後については、市民や利用者、地域住民からの意見調査やワークショップ等を開催し、ご意見、ご要望を踏まえながら、本章で整理した総合体育施設の整備における考え方に基づき、次のステップである「(仮称)総合体育施設(ウイング・ハット春日部周辺)整備基本計画」の策定に取り組んでいくこととします。

図表5-11-1 施設整備における標準事業スケジュール



## 5.12 事業化に向けた課題

### (1) 事業の円滑な推進

軟弱地盤は、コスト及び事業スケジュールに影響を及ぼす恐れがあるため、軟弱地盤対策を検討するうえで、早期の測量及び地盤調査を行います。

また、現在借地している土地が計画地内に点在しているため、地権者と交渉し、早期買取りに努めます。

### (2) 適正規模の検討

今後、具体的な検討をするためには、周囲の景観に配慮した整備や地盤対策の検討も重要です。

また、本市の将来像を見据えた適正規模による施設整備とします。

### (3) 地域住民の理解や地域づくり

総合体育施設整備に関して地域住民や地権者に説明し、理解を得るよう努める必要があります。

また、地域のまちづくりにもつながるよう、地域に親しまれる施設づくりに向け美化活動に対するサポーターを募る等、施設運営への市民参画のあり方について検討し、市民が気軽に参加でき、愛着を持って施設を利用し、いただくような取り組みを検討します。

### (4) 防災施策との調整

スポーツ施設は、災害時には防災施設としての役割を担うため、本市の防災対策を進める上で重要性が認識されているところであり、総合体育施設についても、防災機能について考慮する必要があります。

そのため、地域全体を見据えて、その場所の役割と必要な機能を設定していくにあたり、「春日部市地域防災計画」を踏まえた役割を担うことが重要であるため、関係機関と調整をします。

### (5) スポーツ拠点施設から地域活性化

本市のスポーツ拠点施設となる総合体育施設は、通常利用や大会開催が市内で最も多い施設で、競技力向上や大会開催・誘致、市民利用などの面において、本市にとってはなくてはならない施設です。

施設の魅力向上により、市内での交流人口の増加が期待でき、地域にとってより一層にぎわい等の効果が得られるため、スポーツ選手や指導者等を活用した人材育成を行い、各種団体等とも協働することで、地域への継続的な賑わい等の効果の波及を図ります。

### (6) 都市計画との整合

計画地は市街化調整区域となっており、都市計画マスタープランでは、「全市的なスポーツ・レクリエーション施設である総合運動公園を中心として、その周辺施設を含め一体的な整備をし、自然と親しむことのできる空間形成を図る。」としており、緑の基本計画では、「全市的なスポーツ・レクリエーション活動の拠点である「総合体育施設(ウイング・ハット春日部周辺)」を、周囲の自然環境と調和させながら、総合運動公園の整備を進めます。」としています。

そのため、本市の都市計画との整合について、関係機関と調整をしていきます。

なお、市民が身近に利用できるよう、各地域との連絡道路をはじめ、公共交通の利便性向上など交通ネットワークの充実についても検討していきます。

## 第6章 計画推進について

### 6.1 進行管理

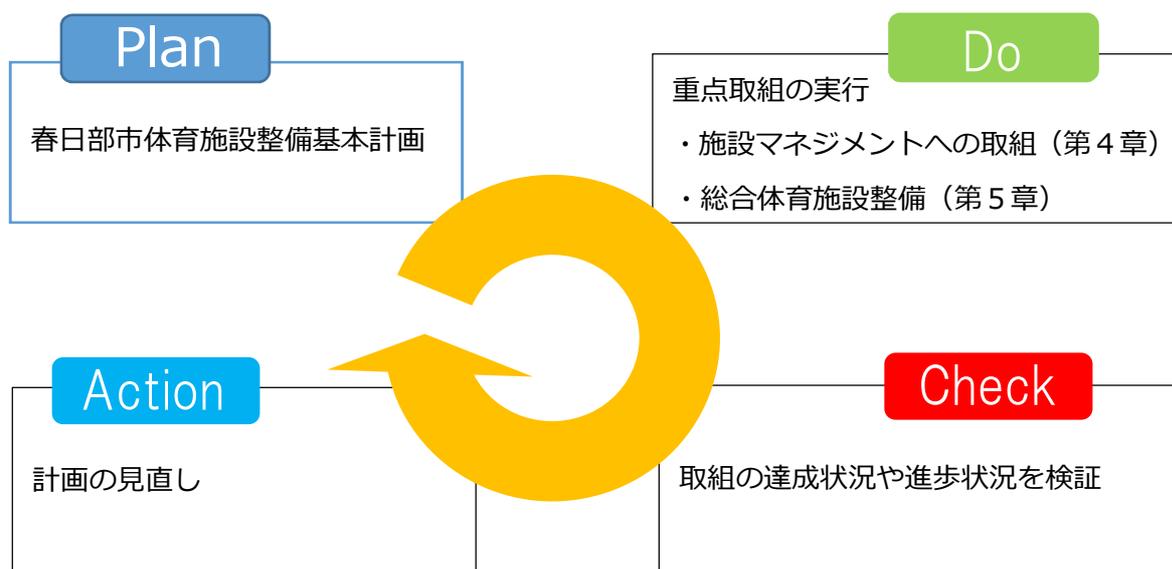
スポーツ施設の老朽化が進行していく中で、スポーツ環境の充実やスポーツ施設に求められる機能を確保しながら、施設マネジメントを行うため、また、スポーツ・レクリエーション活動拠点となる総合体育施設を整備していくためには、長期間を要するため本計画の進行管理を行うにあたり、中長期的なマネジメントサイクル(PDCAサイクル)を確立することが重要です。

今後、第3章で示した基本理念や基本方針をもとに、施設の現状を的確に把握し、詳細な検討を行ったうえで、第4章で示した施設マネジメント及び第5章で示した総合体育施設整備を取り組んでいく中で、達成状況や進捗状況について検証を行い、問題点を検証・改善していきます。

また、実効性と効果的な推進を図るため、原則として10年(第1期は2028年)ごとに、計画を見直していくこととします。

なお、社会経済情勢の大きな転換や法制度の大幅な改正、あるいは計画と実績の間で大幅な乖離が生じた場合には、その都度において計画の見直しを検討します。

図表6—1—1 計画の進行管理のイメージ



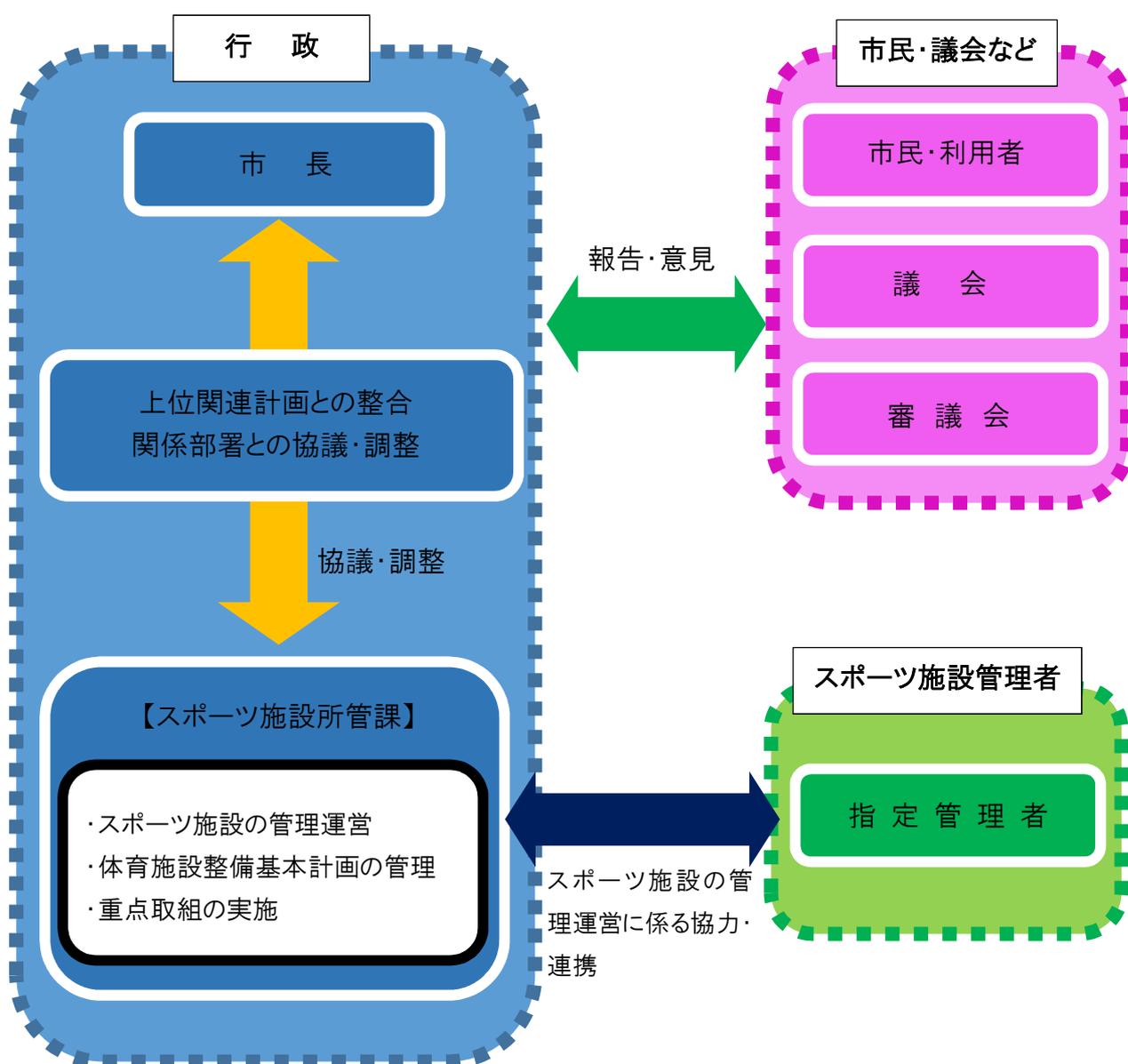
## 6.2 推進体制

本計画策定後においても、スポーツ施設の老朽化は進行していくことから、経年劣化等の状況は変化していくとともに、今後の社会情勢の変化等により、スポーツ施設に求められる機能や水準も変わっていくことが予想されます。

これらの変化を的確に把握し、効率的かつ効果的にスポーツ施設整備を推進していくためには、関係機関や指定管理者とスポーツ環境に係る協議・連携を図りながら本計画に関する取り組みを進めていきます。

さらに、具体的な取り組みを実施する際には、議会や審議会等、市民から意見聴取を行いながら、実行していきます。

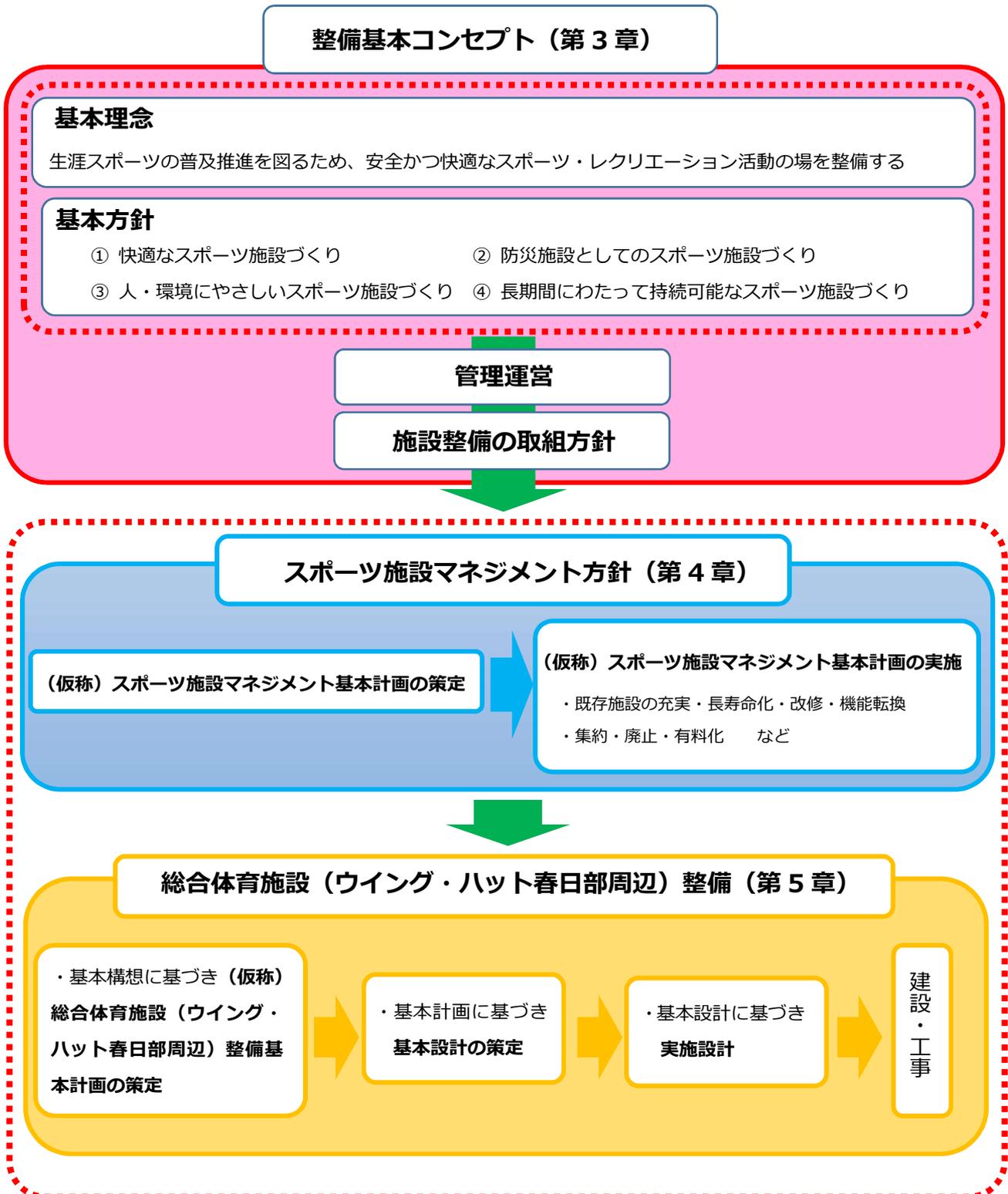
図表6—2—1 推進体制の構築のイメージ



### 6.3 第1期実施期間での取組

第1期実施期間(2019年度(平成31年度)～2027年度)における主な取組内容について下記の図のとおり整理します。

図表6-3-1 第1期実施計画での取組フローイメージ図



# 資料編

## 資料 1 上位・関連計画

### 資1.1 スポーツ基本計画

スポーツ基本法において、スポーツは「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自立心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と規定されており、オリンピック・パラリンピック競技種目のようなものだけではなく、スポーツ・レクリエーション活動や、新たなルールやスタイルで行うスポーツなど、その範囲は広く捉えられています。

2015年(平成27年)10月に発足したスポーツ庁は、スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、スポーツを通じ「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活」を営むことができるスポーツ立国の実現を最大の使命としています。

スポーツ基本計画は、スポーツ基本法第9条の規定に基づき、文部科学大臣がスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものであり、同法の理念を具体化し、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となってスポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針となっているものです。

2012年(平成24年)3月に策定された第1期スポーツ基本計画は、2012年度(平成24年度)からの5年間の計画であり、2017年(平成29年3月)に2017年度(平成29年度)から2021年度(平成33年度)までの新たな計画(第2期スポーツ基本計画)を策定されました。

資：図表1-1-1 スポーツ基本計画における基本方針

中長期的なスポーツ政策の基本方針	<p>～スポーツが変える。未来を創る。 Enjoy Sports, Enjoy Life～</p> <p>スポーツの「楽しさ」「喜び」こそがスポーツ価値の中核であり、全ての人々が自発的にスポーツに取組み自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創る。</p>
1 スポーツで「人生」が変わる！	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツを「する」ことで、スポーツの価値が最大限享受できる。</li> <li>・スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことでみんながその価値を享受できる。</li> <li>・スポーツを生活の一部とすることで、人生を楽しく健康で生き生きとしたものにできる。</li> </ul>
2 スポーツで「社会」を変える！	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ価値を共有し人々の意識や行動が変わることで、社会の発展に寄与できる。</li> <li>・スポーツは共生社会や健康長寿社会の実現、経済・地域の活性化に貢献できる。</li> </ul>
3 スポーツで「世界」とつながる！	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツは「多様性を尊重する世界」「持続可能で逆境に強い世界」「クリーンでフェアな世界」の実現に貢献できる。</li> </ul>
4 スポーツで「未来」を創る！	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を好機として、スポーツで人々がつながる国民運動を展開し、オリンピックムーブメントやパラリンピックムーブメントを推進。</li> <li>・本計画期間においては、「スポーツ参画人口」を拡大し、スポーツ界が他分野との連携・協働を進め、「一億総スポーツ社会」を実現する。</li> </ul>

資：図表1-1-2 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策（政策目標）

<p>1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実</p> <p>・ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度(障がい者は40%程度)、週3回以上が30%程度(障がい者は20%程度)となることを目指す。</p>
<p>2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現</p> <p>・社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化、国際貢献に積極的に取り組む。</p>
<p>3 国際競技力の向上に向けた協力で持続可能な人材育成や環境整備</p> <p>・国際競技大会等において優れた成績を挙げる競技数が増加するよう、各中央競技団体が行う競技力強化を支援する。</p> <p>・日本オリンピック委員会(JOC)及び日本パラリンピック委員会(JPC)の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、我が国のトップアスリートが、オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を修めることができるよう支援する。</p>
<p>4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツ価値の向上</p> <p>・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、クリーンでフェアなスポーツ(スポーツ・インテグリティ)の推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。</p>

## 資1.2 春日部市総合振興計画

本市では、2008年(平成20年)3月に策定した「春日部市総合振興計画」を、市民と行政が共有する、10年間にわたる総合的かつ計画的なまちづくりの指針としてきました。

2017年度(平成29年度)をもって、「春日部市総合振興計画」の計画期間が終了したことから、現在の本市がおかれている状況や社会経済情勢等を的確に判断し、明らかにすることで、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、将来にわたって魅力があり、かつ、強くなやかで持続可能なまちづくりを推進することを目的に「第2次春日部市総合振興計画」を策定しています。

### ① 基本構想

#### ア まちづくりの主な課題

1. 子育て世代の多様なニーズに対応する
2. 高齢者が元気に、住み慣れた地域で暮らす
3. 市民と行政がともに協力して安心・安全なまちをつくる
4. 個性を尊重し、生きる力を育む教育をおこなう
5. 市街地の魅力とにぎわいを創出する
6. 持続可能なまちを次世代に引き継ぐ

#### イ 将来像

### つながる にぎわう すまいるシティ 春日部

私たちは、これからの輝かしい未来を担う子どもたちに、魅力あふれる春日部を大切につなげていきます。その未来には、たくさんの明るい「笑顔」が輝き、いきいきと暮らしている人々と魅力的なまちを行き交う多くの人で、活気にあふれていて、だれもが「住んでみたい、住み続けたい」と思うまちがあります。このような、だれからも「選ばれるまち」を築いていくことを目標に、本市が目指す将来像を「つながる にぎわう すまいるシティ 春日部」とします。

#### ウ まちづくりの基本目標

- 1 子どもが幸せに育ち、生きる力をはぐくむまち
- 2 いつまでも健康でいきいきと暮らせるまち
- 3 市民が主役となって活躍し、生きがいを持てるまち
- 4 恵まれた自然の中で安心安全に暮らせるまち
- 5 地域の資源を活かした魅力あふれるまち
- 6 人々が集い、にぎわいのある快適なまち
- 7 市民の期待に応え、信頼される行政を推進するまち

## ② 基本計画

## ア 重点プロジェクト

少子高齢化の進展や、生産年齢人口の減少が見込まれる中であっても、そのまま受け入れるのではなく、まちの将来像「つながる にぎわう すまいるシティ 春日部」の実現に向けて、チャレンジし続けていくため、7つの「まちづくりの基本目標」において相乗効果や波及効果のある施策を横断的に展開し、重点的かつ優先的に取り組む施策を3つの「重点プロジェクト」として位置づけました。

この「重点プロジェクト」を展開することによって、だれもが「住んでみたい、住み続けたい」と思う、だれからも「選ばれるまち」を目指します。

## 子育て・健康長寿プロジェクト

～「子育てが楽しい、元気でいきいきと笑顔で暮らせるまち」をめざす～

## 目標

待機児童ゼロを実現し、保育サービスの充実を図るとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実させます。また、生きる力の育成を図る教育を進めるとともに、安心して学べる環境を整え、子育て世代に選ばれるまちをめざします。さらに、高齢者の地域での支え合いや見守り、学習活動の支援を充実させるとともに、自分らしい暮らしを続けられるよう健康教育などの充実や、在宅医療と介護の連携に取り組みます。あわせて、医療提供体制を充実させることで、元気でいきいきと暮らせるまちをめざします。

## まちの拠点整備・経済発展プロジェクト

～「だれからも選ばれる、魅力的でにぎわいのあるまち」をめざす～

## 安心・安全・持続可能なまちプロジェクト

～「未来へつながる、みんなで作る安心・安全なまち」をめざす～

基本目標3 市民が主役となって活躍し、生きがいを持てるまち

## イ 個別施策

## 「3-5-1 スポーツ・レクリエーション活動の推進」

だれもが生涯を通じてスポーツ・レクリエーションに参加できる機会の提供や活動を支援する体制づくりを推進すること。

**現状と課題**

- 本市では、市民のだれもが、体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる生涯スポーツの実現に努めています。
- スポーツ・レクリエーションを楽しめるまちをつくるために、体育施設の維持管理および総合体育施設の段階的整備を推進する必要があります。
- 多様なレベルで楽しむことができるスポーツ・レクリエーションを普及することにより、市民の交流機会の拡大を推進するとともに、創意工夫により充実させた、さまざまなスポーツイベントの開催を奨励することが求められます。
- スポーツへの関わり方が「する」、「みる」、「ささえる」と多様化する中、各世代のライフステージに合わせたスポーツ環境を整備するとともに、市民のニーズに即したスポーツ教室や体力づくり事業を実施する必要があります。
- 世代、性別、障害の有無を問わず、だれもが参加して楽しめるスポーツイベントを支援し、地域にねぎらした生涯スポーツを推進していく必要があります。
- 本市のスポーツ・レクリエーション活動の推進の中核を担っている「体育協会」、「レクリエーション協会」、「スポーツ少年団」、「スポーツ推進委員協議会」へは、引き続き、活動を支援するとともに、本市の主催する事業への協力を求める必要があります。

**施策における取組**生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

- 市民のニーズを踏まえながら、「楽しむこと」「健康維持と体力の向上」「習慣化」を目的とした、各種スポーツ教室やイベントなどを創意工夫しながら開催します。
- 世代を超えて気軽に楽しめるニュースポーツや障がいのある人にも親しめる生涯スポーツの普及と推進を図ります。
- 総合型地域スポーツクラブの設立やスポーツ・レクリエーション団体の活動を支援するとともに、自主活動を促進しながら生涯スポーツの普及と推進を図ります。

指導者の育成と資質の向上

- 市のスポーツ・レクリエーション活動の推進役であるスポーツ推進委員の増員と育成に努めます。
- スポーツ・レクリエーション団体において、初心者向けの大会や講習会等の開催を通じ、スポーツ・レクリエーション活動を適切に指導できる、指導者の育成を図ります

体育施設の維持管理と利用の促進

- 体育施設の修繕について、指定管理者と連携を密にしながら計画的に行います。
- 市民が身近な場所で気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会を提供するため、学校体育施設の開放について、さらに効果的に行います。
- 体育施設を有効かつ効果的に利用できるよう、指定管理者と連携し、市民の一般利用と広域的大会などとの利用調整を含め、施設利用の促進を引き続き推進します。

総合体育施設の段階的な整備

- 公共施設マネジメント基本計画や市民ニーズを踏まえて、春日部市体育施設整備基本計画の見直しを行い、総合体育館周辺や市内体育施設の整備を計画的に進めます。

## 資1.3 春日部市都市計画マスタープラン

「春日部市都市計画マスタープラン」は、「春日部市総合振興計画」に示された将来都市像「つながる にぎわう すまいるシティ 春日部」を具体化していくための都市づくりの基本的な方針となるものです。

### ① 全体構想

#### ア まちづくりの基本理念

##### 市民が主役

まちづくりの主役は「市民」です。すべての市民が、まちづくりについて考え、行動することで、だれもが笑顔で、いきいきと暮らしていけるまちづくりを進めます。

##### まちの魅力を創る

水と緑、歴史と文化を大切にしながら、新たなまちの魅力を創り出すことで、だれもが住んでみたい、住み続けたいと思えるような活気にあふれ個性豊かなまちづくりを進めます。

##### 共に未来へチャレンジする

未来を担う子どもたちが夢や希望をかなえられる都市として、持続・発展・躍動し続けるまちづくりを市民と行政が協働して進めます。

#### イ まちづくりの方向

「職と住居が近接した、コンパクトで魅力的なにぎわいのあるまち、春日部」

#### ウ まちづくりの目標

目標1	安全で暮らしやすいコンパクトなまちづくり ー世代が循環するコミュニティ
目標2	人にやさしいまちづくり ー都市と自然の共生
目標3	新たな魅力と活力あふれたにぎわいのあるまちづくり ー魅力づくりと交流による発展
目標4	環境に配慮した持続可能なまちづくり ーエコシティの実施

## 資1.4 春日部市公共施設マネジメント基本計画

### ① 概要

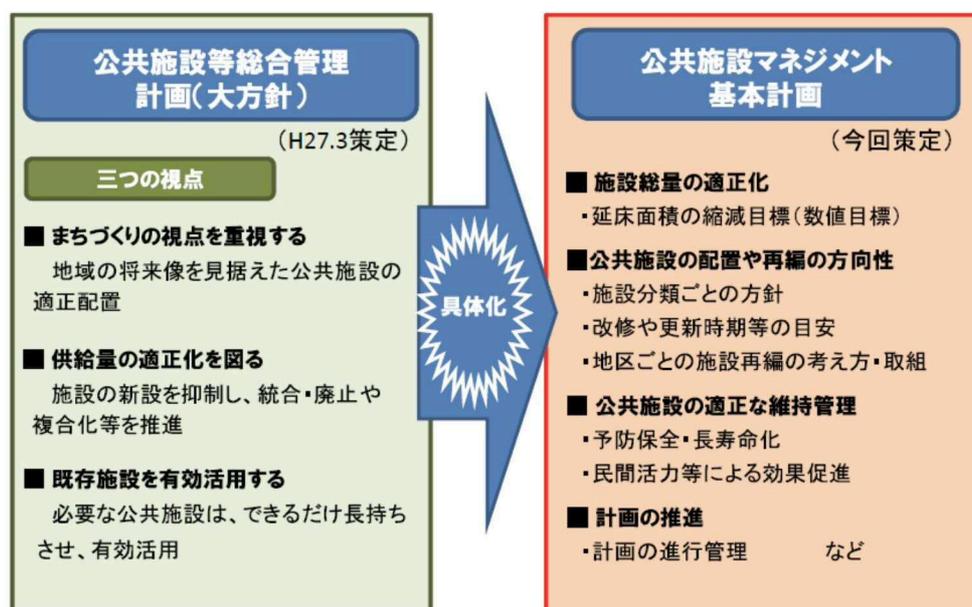
本市では、2014年度(平成26年度)に「春日部市公共施設白書」を作成するとともに、国の指針に基づき、「春日部市公共施設等総合管理計画」を策定しました。この計画では、本市における公共施設マネジメントの基本的な考え方として下記の三つの視点を示しています。

① まちづくりの視点を重視する
② 供給量の適正化を図る
③ 既存施設を有効活用する

この基本的な考え方を取り込んで、具体化した計画が「春日部市公共施設マネジメント基本計画」であり、単に公共施設を廃止・縮小し、施設の縮減を進めることを目的とするのではなく、地域の将来像を見据え、まちづくりの視点を重視し、公共施設の配置や使い方を見直すことで、公共施設の機能やサービスの質の向上を図ることを前提としております。

また、施設総量の適正化に関する数値目標を設定するとともに、それを実現するための施設再編の全体方針や施設分類ごとの方針、改修や更新時期の目安、施設の適正な維持管理のあり方など「公共施設マネジメント」を着実に実行していくための具体的な仕組みや方策を示しています。

資：図表1—4—1 計画の理念・目的

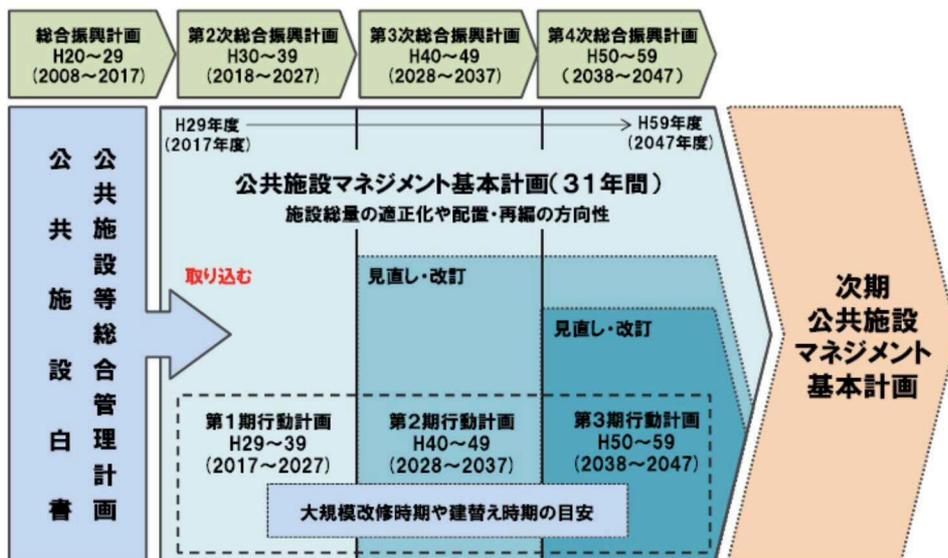


※春日部市公共施設マネジメント基本計画より抜粋

## ② 計画期間

公共施設の管理には中長期的な視点が必要となることから、計画期間を平成 29 年度から平成 59 年度の 31 年間としています。

資：図表1—4—2 計画期間

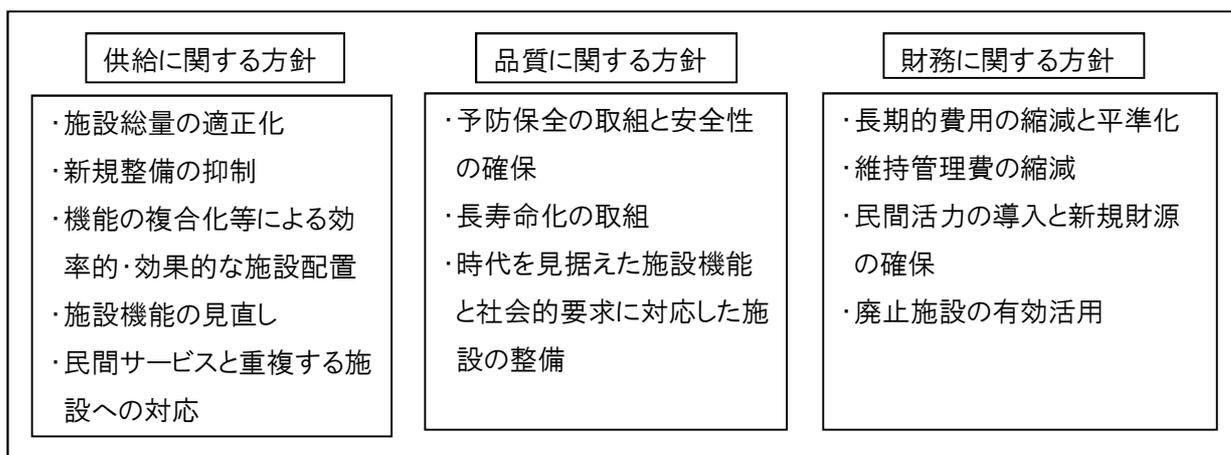


※春日部市公共施設マネジメント基本計画より抜粋

## ③ 基本方針・取組方針

基本方針は、公共施設等総合管理計画で定めた三つの視点を大方針とし、取組方針として、「ハコモノ施設、インフラ施設それぞれにおいて、「供給に関する方針」「品質に関する方針」「財務に関する方針」の3つの方針に基づき、取組を進めていきます。

資：図表1—4—3 マネジメント取組方針(ハコモノ施設)



## 資1.5 春日部市スポーツ推進計画

第2次春日部市総合振興計画前期基本計画における「市民が主役となって活躍し、生きがいを持てるまち」、そして「スポーツ・レクリエーション活動の推進」を実現するためには「だれもが生涯を通じてスポーツ・レクリエーションに参加できる機会の提供や活動を支援する体制づくりを推進すること」が必要となります。

そのため、「スポーツ教室やイベントの満足度」「市の有料体育施設の満足度」の増加を成果指標として掲げます。

また、「するスポーツの推進」「みるスポーツの推進」「ささえるスポーツの推進」「既存体育施設の維持管理と利用促進」「体育施設整備の推進」の「5つの柱」を重点施策として位置付けます。

施策	3-5-1	スポーツ・レクリエーション活動の推進
----	-------	--------------------



成果指標 【目標】	スポーツ教室やイベントの満足度アップ 市の有料体育施設の満足度アップ
--------------	---------------------------------------



重点施策	<input type="checkbox"/> するスポーツの推進 <input type="checkbox"/> みるスポーツの推進 <input type="checkbox"/> ささえるスポーツの推進 <input type="checkbox"/> 既存体育施設の維持管理と利用促進 <input type="checkbox"/> 体育施設整備の推進
------	---

重点 施策	するスポーツ	みるスポーツ	ささえるスポーツ	既存体育施設	体育施設整備
具体的 方策	スポーツ教室の 充実と創意工夫	トップレベル の大会誘致	スポ・レク団体 への支援と連携	補修・維持修繕	庁内検討委員会等 による計画検討
	各種イベント の充実と推進	人気スポーツ の情報発信	学校活動への 支援	利用状況の把握	スポーツ施設マネジメント 基本計画への取組
	地域スポーツ の充実と普及	本市出身・ゆかりの 選手の紹介	指導者の育成と 資質の向上	利用者との連携	ウイング・ハット周辺 整備基本計画への取組
	障がい者スポーツ の普及と啓発	オリ・パラ機運醸成 イベントの開催	各種イベント への協力依頼	指定管理者への 監視と指導	スポーツ拠点施設 の現地調査
	総合型地域スポーツ クラブとの連携	トップアスリート との交流	ボランティア活動 の意識の高揚	学校開放の促進	事業用地の取得

## 資1.6 春日部市緑の基本計画

本市には、美しい水面を有する江戸川や大落古利根川、緑ゆたかな内牧の樹林地、広大な田園地帯や点在する屋敷林等の豊かな自然環境のほか、「牛島のフジ」や「大風」をはじめとした歴史、文化が育まれています。

しかしながら、埼玉県東部地域の中核都市として発展してきた本市は、開発により十分な緑が確保されないまま市街地が形成されてきています。これからの都市づくりには、緑は欠かすことのできない要素でもあり、また、「水と緑、歴史と文化を大切にしながら、新たなまちの魅力」を作るためにも、緑地の保全と生物多様性、緑化の推進は重要な課題であります。

そこで、基本理念を以下のように設定しています。

**豊かな水と緑に恵まれ、風光る  
我がまち「春日部」**

### 緑の基本計画の基本方針

#### (1) 水と緑と風のまちをみんなで「まもる」

本市を象徴する河川と農地、貴重な資源としての社寺林等の「みどり」をまもる。

#### (2) 水と緑と風のまちをみんなで「つくる」

豊かな水辺空間や歴史風土を活かしながら、「みどり」をつくる。

#### (3) 水と緑と風をみんなで「つなげる」

市域内に点在している「みどり」の拠点を、水と緑と風でつなげる。

#### (4) 水と緑と風のまちをみんなで「はぐくむ」

企業・団体、市民の参加により、人と人との交流を広げ、水と緑と風のまちをはぐくむ。

### 第4章 実現のための施策(一部抜粋)

#### 【施策 No.20】 拠点となる公園の整備

全市的なスポーツ・レクリエーションの拠点である「総合体育施設(ウイング・ハット春日部周辺)」を、周囲の自然環境と調和させながら、自然と親しむことのできる空間形成を図ります。そのため、春日部市体育施設整備基本計画に沿って、「(仮称)総合体育施設(ウイング・ハット春日部周辺)整備基本計画」を策定し、総合運動公園の整備を推進します。

## 資料 2 市民意見の把握

### 資2.1 アンケート調査

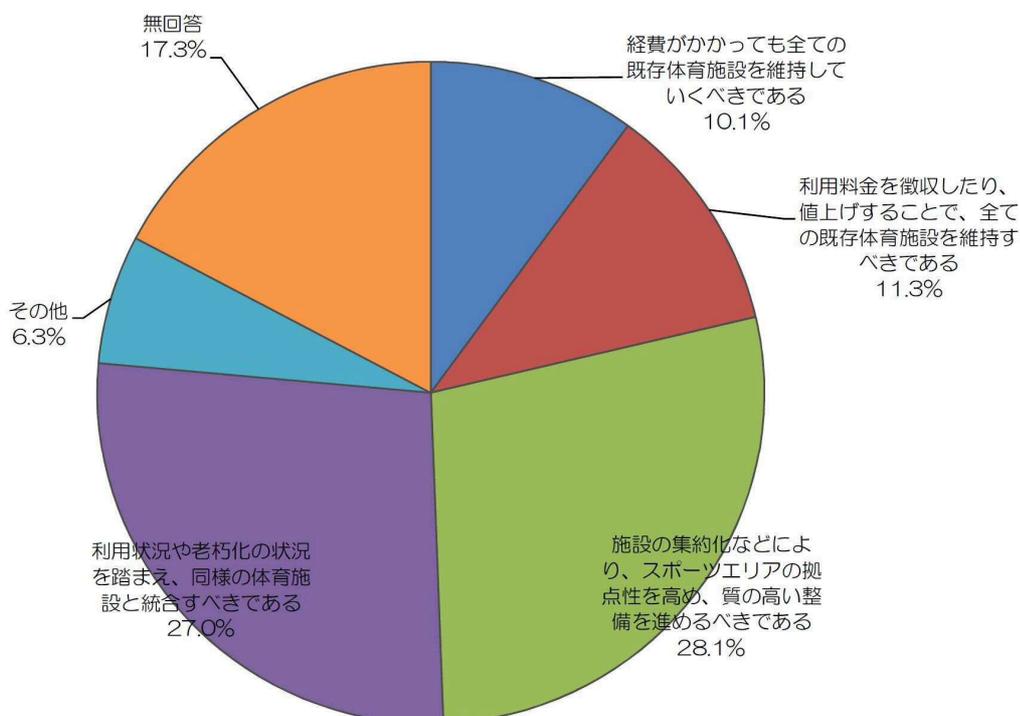
資：図表2-1-1 アンケート調査結果概要一覧表

	市民アンケート	施設利用者アンケート
調査地域	春日部市全域	
調査対象	18歳以上の市内在住者 2,000人を住民基本台帳から抽出	市内4施設(総合体育館、市民体育館、市民武道館、庄和体育館)の施設利用者
調査方法	郵送によるアンケート調査	施設窓口への設置によるアンケート調査
調査期間	平成29年7月27日(木)～8月18日(金)	平成29年8月28日(月)～9月30日(土)
主な調査内容	スポーツ施設の利用状況や運営上の課題、施設サービスに対する考え方等を把握し、計画策定の参考とする。	スポーツ施設の利用動向や施設サービスに対する考え方等を把握し、計画策定の参考とする。
発送数・回収状況	発送数:2,000件 有効回収数:666件 回収率:33.3%	有効回収数:165件

資：図表2-1-2 主な設問における調査結果

市の体育施設の約7割は築30年以上経過し老朽化している状況です。人口減少や少子高齢化を踏まえ、今後の体育施設のあり方についてどのようにお考えか伺います。(1つにマーク)

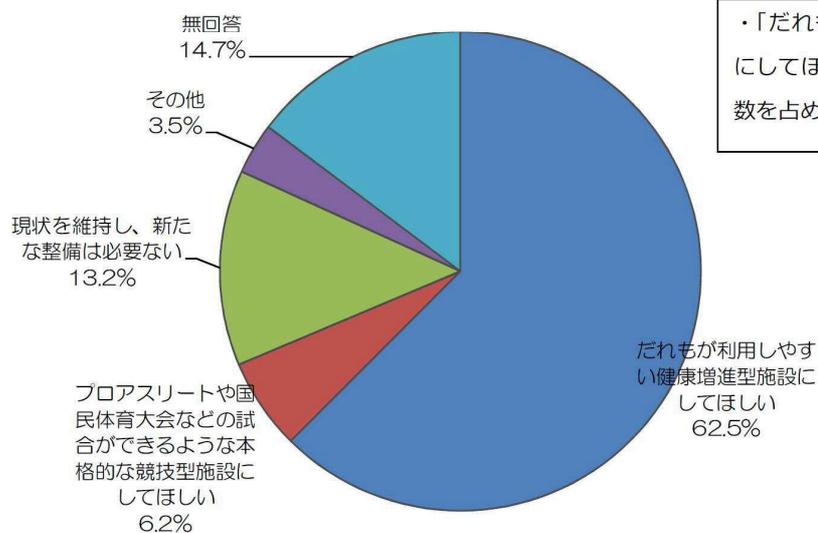
項目		回答者数	全体比 (%)
1	経費がかかっても全ての既存体育施設を維持していくべきである	67	10.1
2	利用料金を徴収したり、値上げすることで、全ての既存体育施設を維持すべきである	75	11.3
3	施設の集約化などにより、スポーツエリアの拠点性を高め、質の高い整備を進めるべきである	187	28.1
4	利用状況や老朽化の状況を踏まえ、同様の体育施設と統合すべきである	180	27.0
5	その他	42	6.3
6	無回答	115	17.3



- ・「施設の集約化などにより、スポーツエリアの拠点性を高め、質の高い整備を進めるべきである」という意見が一番多く28.1%を占めています。
- ・「利用状況や老朽化の状況を踏まえ、同様の体育施設と統合すべきである」という意見が二番目に多く27.0%となっています。

今後の体育施設の方向性として、有効活用を図るために施設の集約化（コンパクト化）や再配置が必要と考えております。あなたが希望する施設機能についてどのように考えていますか。（1つにマーク）

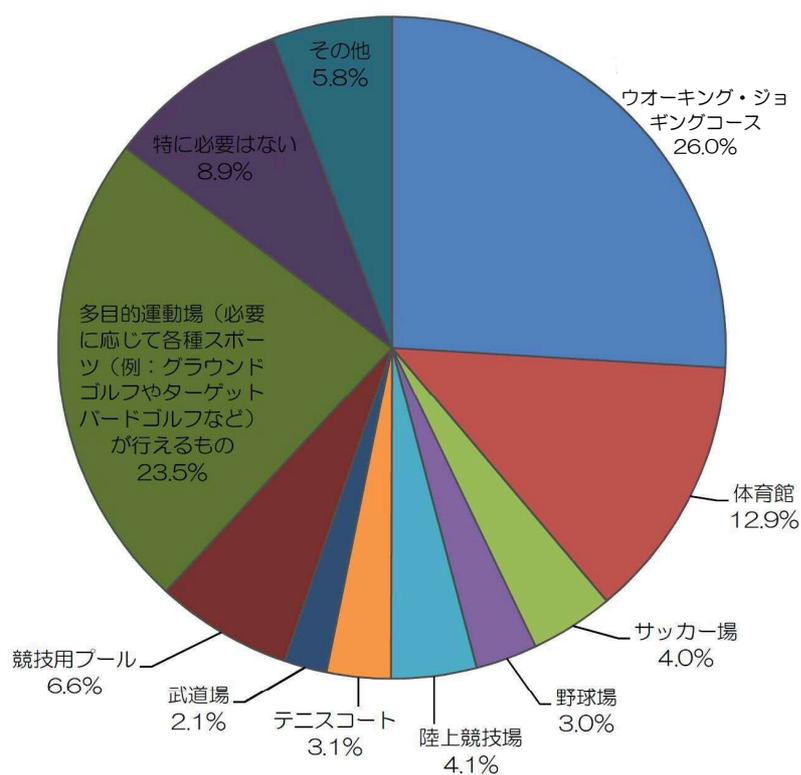
項目		回答者数	全体比 (%)
1	だれもが利用しやすい健康増進型施設にしてほしい	416	62.5
2	プロアスリートや国民体育大会などの試合ができるような本格的な競技型施設にしてほしい	41	6.2
3	現状を維持し、新たな整備は必要ない	88	13.2
4	その他	23	3.5
5	無回答	98	14.7



・「だれもが利用しやすい健康増進型施設にしてほしい」という意見が62.5%で過半数を占めています。

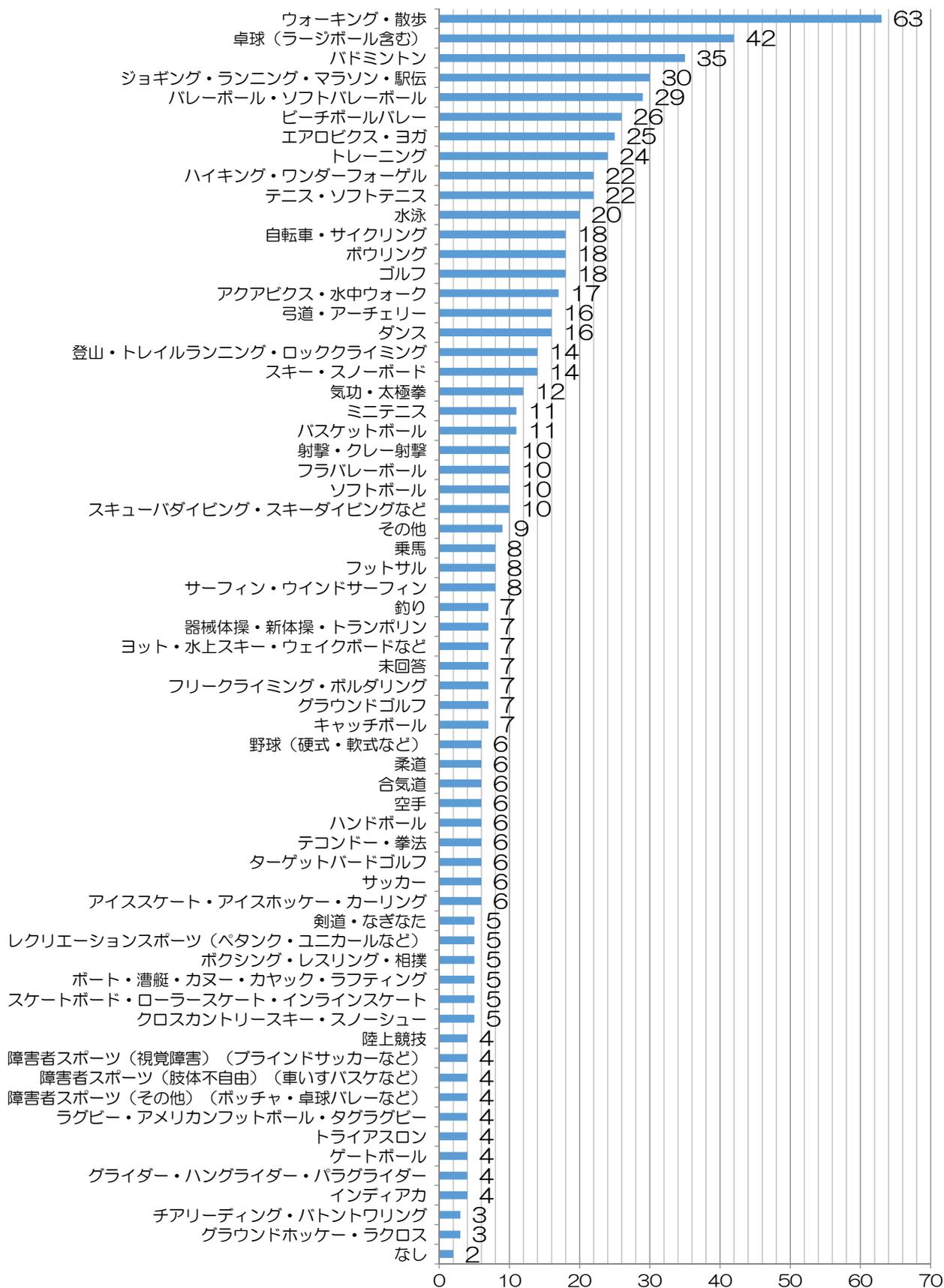
具体的にどのような施設が必要だと思いますか。（3つまで選択可）

項目		回答者数	全体比 (%)
1	ウォーキング・ジョギングコース	251	26.0
2	体育館	125	12.9
3	サッカー場	39	4.0
4	野球場	29	3.0
5	陸上競技場	40	4.1
6	テニスコート	30	3.1
7	武道場	20	2.1
8	競技用プール	64	6.6
9	多目的運動場（必要に応じて各種スポーツ（例：グラウンドゴルフやターゲットバードゴルフなど）が行えるもの	227	23.5
10	特に必要はない	86	8.9
11	その他	56	5.8



- ・「ウォーキング・ジョギングコース」が26.0%で一番多い意見となっています。
- ・「多目的運動場」が23.5%で二番目に多い意見となっています。

現在、あなたがやっている、または、今後やりたいと思うスポーツ種目を教えてください。



「その他」の内容 ・スポーツ吹き矢・7・吹き矢・ボディボード・ピラティス・無回答

## 資2.2 市民意見提出手続(パブリックコメント)

### (1)意見募集期間

2019年(平成31年)1月4日(金曜日)～2019年(平成31年)2月2日(土曜日)

### (2)意見募集方法

#### ア 市の施設への資料配架による意見募集

教育センター1階スポーツ推進課、市役所別館1階市政情報室、庄和総合支所2階市政情報室、教育センター1階学習情報サロン、市民活動センター、男女共同参画推進センター、勤労者会館、及び公民館へ、提出書及び書類資料を配架し、提出書に意見を記入いただいた上で、持参、郵送またはファックスで提出。

#### イ 市公式ホームページによる意見募集

ホームページの市民意見提出手続のページに資料データを掲載し、ホームページ上の規定の書式に意見を入力いただき、送信されることにより、メールとして受信する。

### (3)意見提出数及び意見提出件数

意見提出者数	直接	4人
	郵送	0人
	ファックス	0人
	メール	6人
	計	10人
意見提出件数	直接	5件
	郵送	0件
	ファックス	0件
	メール	8件
	計	13件
意見反映件数	13件中	0件

## 資料3 利用状況

### 資3.1 利用人数

資：図表3—1—1 各スポーツ施設の利用人数

単位：人

機能	施設名	2015年度(平成27年度)	2016年度(平成28年度)	2017年度(平成29年度)
屋内スポーツ施設	総合体育館	281,906	289,591	293,509
	市民体育館	80,083	80,289	83,755
	市民武道館	97,292	94,428	92,478
	庄和体育館	109,672	110,273	122,005
	小計	568,953	574,581	591,747
グラウンド	大沼陸上競技場	20,736	19,826	16,974
	谷原中西側グラウンド	61,470	60,719	57,298
	中野グラウンド	32,012	34,016	27,132
	首都圏外郭放水路多目的広場	24,481	20,092	26,398
	禿地グラウンド	5,157	4,895	4,621
	金崎グラウンド	5,470	5,740	14,100
	西宝珠花グラウンド	0	0	0
	西金野井グラウンド	11,700	11,070	8,020
	内牧グラウンド	13,499	13,276	12,739
	牛島多目的グラウンド	10,092	9,261	10,310
	小計	184,617	178,895	177,592
野球場	大沼野球場	11,944	12,258	10,203
	牛島野球場	18,702	16,792	17,586
	庄和球場	14,518	11,818	13,322
	南栄町グラウンド	8,255	8,686	7,716
	谷原グラウンド	3,866	3,935	3,718
	小計	57,285	53,489	52,545
テニスコート	大沼テニスコート	57,109	55,600	50,832
	庄和テニスコート	32,415	34,253	31,352
	立沼テニス場	20,830	19,510	18,940
	谷原中西側テニスコート	59,459	52,517	53,657
	豊野テニスコート	2,064	1,909	2,203
	小計	171,877	163,789	156,984
合計	982,732	970,754	978,868	

## 資3.2 稼働率

資：図表3—2—1 スポーツ施設稼働状況(平成 29 年度)

機能	施設名	利用可能コマ数	利用コマ数	稼働率
屋内スポーツ施設	総合体育館	219,960	40,960	18.62%
	市民体育館	19,440	5,689	29.26%
	市民武道館	28,080	6,696	23.85%
	庄和体育館	37,440	16,177	43.21%
グラウンド	大沼陸上競技場	1,684	581	34.50%
	谷原中西側グラウンド	2,872	1,594	55.50%
	中野グラウンド	2,872	948	33.01%
	首都圏外郭放水路多目的広場	1,436	714	49.72%
	禿地グラウンド	1,436	231	16.09%
	金崎グラウンド	1,436	578	40.25%
	西宝珠花グラウンド	2,872	0	0.00%
	西金野井グラウンド	2,872	1,072	37.33%
	内牧グラウンド	1,436	701	48.82%
	牛島多目的グラウンド	1,436	959	66.78%
野球場	大沼野球場	1,928	517	26.82%
	牛島野球場	1,092	485	44.41%
	庄和球場	1,092	349	31.96%
	南栄町グラウンド	1,928	502	26.04%
	谷原グラウンド	1,440	271	18.82%
テニスコート	大沼テニスコート	13,496	7,647	56.66%
	庄和テニスコート	9,616	5,916	61.52%
	立沼テニス場	2,880	1,908	66.25%
	谷原中西側テニスコート	11,488	5,980	52.05%
	豊野テニスコート	2,872	553	19.25%

※予約制としていない、総合体育館・庄和体育館内のトレーニング室及び内牧サイクリング道路兼遊歩道は算出できないため、上記の表には含まれていません。

※利用可能コマ数は、各施設が貸し出しすることのできる単位の合計のこと(利用面数×利用単位(時間)×開館日)。利用コマ数は貸し出した単位のこと。(例：総合体育館のメインアリーナの場合は予約可能な最小面(卓球利用時)が1/24であり、利用時間は、9時から22時までの13時間で、1時間単位で利用することができるため、1日あたりの利用可能コマ数は24面×13面÷1=312コマとなり、年間では312×360=112,320コマとなる。)

### 資3.3 利用競技種目

資：図表3—3—1 利用競技別人数

(平成 29 年度)(上位 10 種のみ)

順位	屋内スポーツ施設		屋外スポーツ施設	
	種 目 名	利用人数(人)	種 目 名	利用人数(人)
1	卓球	147,434	硬式テニス	99,367
2	バドミントン	54,305	軟式テニス	57,906
3	フットサル	39,369	サッカー	46,931
4	バスケットボール	38,518	少年サッカー	45,889
5	弓道	20,892	グラウンドゴルフ	32,376
6	ビーチボールバレー	16,042	少年野球	25,510
7	空手道	15,987	硬式野球	21,372
8	バレーボール	15,645	軟式野球	20,306
9	剣道	14,849	ソフトボール	13,451
10	太極拳	12,701	ターゲットバードゴルフ	1,361

※春日部市公共施設予約システムより利用目的及び人数を抽出、各競技種目の合計数を算出。

※算出にあたり、利用目的が不明瞭なものについては、除外しています。

## 資料4 施設評価

### 資4.1 評価項目

施設評価は、ソフト面とハード面の2つの視点から評価することとします。評価にあたっての項目は以下の表のとおりとします。

資：図表4-1-1 評価項目

評価項目			
ソフト面	利用状況	利用者数の推移	【過去3年間の利用者数の増減】:H27-H29
		面積1㎡当たり利用者数	【年間利用者数÷面積数】
		開放日当たり利用者数	【年間利用者数÷年間開放日】
		稼働率	【年間利用コマ数÷年間利用可能コマ数】
	経済性	利用者当たり維持管理費	【年間維持管理費÷年間利用者数】
		面積1㎡当たり維持管理費	【年間維持管理費÷各施設の面積数】
		開放日当たり維持管理費	【年間維持管理費÷年間開放日】
		利用者1人当たり収入	【年間収入÷年間利用者数】
		面積1㎡当たり収入	【年間収入÷面積数】
		開放日当たり収入	【年間収入÷年間開放日】
ハード面	耐震性	耐震基準	新耐震基準 or 旧耐震基準(1981年以前の耐震基準かどうか)
		耐震診断の実施	旧耐震基準である場合について、耐震診断の実施有無
		耐震改修の実施	旧耐震基準である場合について、耐震改修工事の実施有無
	安全性	構造安全性	竣工年からの経過年数、躯体の劣化状況(剥離、ひび割れ等の損傷)、屋根の劣化状況(漏水等)
		機能性	室内環境(空調、衛生、音、光)の状況、付帯設備(トイレ、シャワー、更衣室等)の状況、設備機器・配管等の劣化状況
	屋外スポーツ施設	現状評価(屋外スポーツ施設の場合、ハード面評価は当項目で評価する。)	

※評価にあたっては、平成29年度(2017年度)の金額をもとに算出しています。

※収入は、施設使用料のほか、その他の使用料を含んだものを表しています。維持管理費は、各種委託料、光熱水費などの年間を通して要する金額を表しています。また、面積数は、屋内施設は延床面積。屋外施設は施設面積として計算します。

### 資4.2 評価方法

次表のとおり、評価における視点や項目について把握し、4段階で評価を行うこととします(評価A~D)。

なお、内牧サイクリング道路兼遊歩道については、使用料徴収もなく、予約制ではないため、施設評価からは除外します。

資：図表4—2—1 評価方法

評価方法																
ソフト面	<p>利用状況・経済性(屋内・屋外スポーツ施設共通)</p> <p>各評価項目を施設機能分類ごとにとりまとめ、算出された数値を偏差値(標準偏差)化し、評価します。</p> <table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>同機能施設と比べて数値が高い(偏差値 60 前後)</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>同機能施設と比べて数値が少し高い(偏差値 50～55 前後)</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>同機能施設と比べて数値が少し低い(偏差値 45～50 前後)</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>同機能施設と比べて数値が低い(偏差値 40～45 前後)</td> </tr> </table> <p>※上表の偏差値数については大まかな数値となっております。</p>	A	同機能施設と比べて数値が高い(偏差値 60 前後)	B	同機能施設と比べて数値が少し高い(偏差値 50～55 前後)	C	同機能施設と比べて数値が少し低い(偏差値 45～50 前後)	D	同機能施設と比べて数値が低い(偏差値 40～45 前後)							
	A	同機能施設と比べて数値が高い(偏差値 60 前後)														
B	同機能施設と比べて数値が少し高い(偏差値 50～55 前後)															
C	同機能施設と比べて数値が少し低い(偏差値 45～50 前後)															
D	同機能施設と比べて数値が低い(偏差値 40～45 前後)															
ハード面	<p>屋内スポーツ施設</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">耐震性</td> <td>耐震基準</td> <td>新耐震基準 or 旧耐震基準(1981 年以前の耐震基準かどうか)</td> </tr> <tr> <td>耐震診断実施</td> <td>実施済み or 未実施(新耐震基準の場合は「-」)</td> </tr> <tr> <td>耐震改修の実施</td> <td>実施済み or 未実施(新耐震基準の場合は「-」)</td> </tr> </table> <p>構造安全性・機能性</p> <p>各評価項目において、目視点検や定期点検などにより、施設の現状を確認し、評価します。</p> <table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>全体的に健全である。緊急の修繕の必要がないため、日常の維持保全で管理するもの</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>全体的に健全だが、部分的な劣化が進行している。緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で劣化部分について定期的な観察が必要なもの</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>全体的に劣化が進行している。現時点では重大な事故にはつながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>全体的に顕著な劣化がある。重大な事故につながる恐れがあり、施設の利用禁止あるいは、緊急な補修もしくは更新が必要とされる</td> </tr> </table>	耐震性	耐震基準	新耐震基準 or 旧耐震基準(1981 年以前の耐震基準かどうか)	耐震診断実施	実施済み or 未実施(新耐震基準の場合は「-」)	耐震改修の実施	実施済み or 未実施(新耐震基準の場合は「-」)	A	全体的に健全である。緊急の修繕の必要がないため、日常の維持保全で管理するもの	B	全体的に健全だが、部分的な劣化が進行している。緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で劣化部分について定期的な観察が必要なもの	C	全体的に劣化が進行している。現時点では重大な事故にはつながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの	D	全体的に顕著な劣化がある。重大な事故につながる恐れがあり、施設の利用禁止あるいは、緊急な補修もしくは更新が必要とされる
	耐震性		耐震基準	新耐震基準 or 旧耐震基準(1981 年以前の耐震基準かどうか)												
耐震診断実施			実施済み or 未実施(新耐震基準の場合は「-」)													
耐震改修の実施		実施済み or 未実施(新耐震基準の場合は「-」)														
A	全体的に健全である。緊急の修繕の必要がないため、日常の維持保全で管理するもの															
B	全体的に健全だが、部分的な劣化が進行している。緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で劣化部分について定期的な観察が必要なもの															
C	全体的に劣化が進行している。現時点では重大な事故にはつながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの															
D	全体的に顕著な劣化がある。重大な事故につながる恐れがあり、施設の利用禁止あるいは、緊急な補修もしくは更新が必要とされる															
	<p>屋外スポーツ施設</p> <p>目視点検などにより、施設の現状を確認し、「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」(平成 24 年 4 月国土交通省都市局公園緑地・景観課)の評価基準の参考事例をもとに評価します。※1</p> <table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>全体的に健全である。緊急の修繕の必要がないため、日常の維持保全で管理するもの</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>全体的に健全だが、部分的な劣化が進行している。緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で劣化部分について定期的な観察が必要なもの</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>全体的に劣化が進行している。現時点では重大な事故にはつながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>全体的に顕著な劣化がある。重大な事故につながる恐れがあり、施設の利用禁止あるいは、緊急な補修もしくは更新が必要とされる</td> </tr> </table>	A	全体的に健全である。緊急の修繕の必要がないため、日常の維持保全で管理するもの	B	全体的に健全だが、部分的な劣化が進行している。緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で劣化部分について定期的な観察が必要なもの	C	全体的に劣化が進行している。現時点では重大な事故にはつながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの	D	全体的に顕著な劣化がある。重大な事故につながる恐れがあり、施設の利用禁止あるいは、緊急な補修もしくは更新が必要とされる							
A	全体的に健全である。緊急の修繕の必要がないため、日常の維持保全で管理するもの															
B	全体的に健全だが、部分的な劣化が進行している。緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で劣化部分について定期的な観察が必要なもの															
C	全体的に劣化が進行している。現時点では重大な事故にはつながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの															
D	全体的に顕著な劣化がある。重大な事故につながる恐れがあり、施設の利用禁止あるいは、緊急な補修もしくは更新が必要とされる															

※1…(項目(例):舗装の健全度(クレイ系、芝生系、人工芝等)、付帯施設の健全度(フェンス、スコアボード、ダゲアウト、観覧席、外周壁等)、付帯設備の健全度(照明、散水、排水等の設備)・熱中症対策の状況(屋根、ひさし、木陰等の設置))

### 資4.3 屋内スポーツ施設

資：図表4-3-1 屋内スポーツ施設の評価

評価項目		評価							
		総合体育館		市民体育館		市民武道館		庄和体育館	
利用状況	利用者数の推移	B	B	B	C	D	B	A	A
	面積1㎡当たり利用者数	C		C		A		C	
	開放日当たり利用者数	A		C		C		C	
	稼働率	D		B		C		A	
経済性	利用者当たり維持管理費	D	B	B	B	B	B	B	B
	面積1㎡当たり維持管理費	D		B		B		B	
	開放日当たり維持管理費	D		B		B		B	
	利用者1人当たり収入	A		C		C		C	
	面積1㎡当たり収入	A		C		C		C	
	開放日当たり収入	A		C		C		C	
耐震性	耐震基準	新	良好	旧	良好	新	良好	新	良好
	耐震診断の実施	—		実施済		—		—	
	耐震改修の実施	—		実施済		—		—	
安全性	構造安全性	B	A	C	B	C	C	B	B
	機能性	A		B		C		C	

## 資4.4 グラウンド

資：図表4-4-1 グラウンドの評価

評価項目		評価									
		大沼陸上競技場		谷原中西側グラウンド		中野グラウンド		首都圏外郭放水路 多目的広場		禿地グラウンド	
利用状況	利用者数の推移	C	C	C	A	C	B	B	B	C	C
	面積1㎡当たり利用者数	C		A		B		B		C	
	開放日当たり利用者数	C		A		B		B		C	
	稼働率	C		B		C		B		D	
経済性	利用者当たり維持管理費	B	A	D	D	D	D	B	B	B	B
	面積1㎡当たり維持管理費	B		D		D		B		B	
	開放日当たり維持管理費	B		D		D		B		B	
	利用者1人当たり収入	A		C		C		C		C	
	面積1㎡当たり収入	A		C		C		C		C	
	開放日当たり収入	A		C		C		C		C	
屋外スポーツ施設		B		A		B		B		B	

評価項目		評価									
		金崎 グラウンド		西宝珠花 グラウンド		西金野井 グラウンド		内牧 グラウンド		牛島多目的 グラウンド	
利用状況	利用者数の推移	A	C	B	D	D	D	B	B	C	B
	面積1㎡当たり利用者数	C		D		D		B		A	
	開放日当たり利用者数	C		D		C		C		C	
	稼働率	B		D		B		B		B	
経済性	利用者当たり維持管理費	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B
	面積1㎡当たり維持管理費	B		B		B		B		B	
	開放日当たり維持管理費	B		B		B		B		B	
	利用者1人当たり収入	C		C		C		C		C	
	面積1㎡当たり収入	C		C		C		C		C	
	開放日当たり収入	C		C		C		C		C	
屋外スポーツ施設		B		B		B		C		C	

## 資4.5 野球場

資：図表4-5-1 野球場の評価

評価項目		評価									
		大沼野球場		牛島野球場		庄和球場		南栄町グラウンド		谷原グラウンド	
利用状況	利用者数の推移	D		B		C		B		A	
	面積1㎡当たり利用者数	C	C	A	A	A	B	C	C	D	D
	開放日当たり利用者数	C		A		B		C		D	
	稼働率	C		A		B		C		D	
経済性	利用者当たり維持管理費	D		D		B		B		B	
	面積1㎡当たり維持管理費	C		D		C		B		A	
	開放日当たり維持管理費	B	B	D	B	B	B	B	C	A	C
	利用者1人当たり収入	B		A		C		C		D	
	面積1㎡当たり収入	C		A		B		C		D	
	開放日当たり収入	C		A		C		C		C	
屋外スポーツ施設		D		C		C		C		D	

## 資4.6 テニスコート

資：図表4-6-1 テニスコートの評価

評価項目		評価									
		大沼テニスコート		庄和テニスコート		立沼テニス場		谷原中西側テニスコート		豊野テニスコート	
利用状況	利用者数の推移	C		B		C		C		A	
	面積1㎡当たり利用者数	B	B	A	A	B	C	B	B	D	D
	開放日当たり利用者数	A		B		C		A		D	
	稼働率	B		B		B		B		D	
経済性	利用者当たり維持管理費	B		B		B		B		D	
	面積1㎡当たり維持管理費	B		C		A		C		D	
	開放日当たり維持管理費	B	B	B	A	A	B	D	C	C	D
	利用者1人当たり収入	B		A		C		C		D	
	面積1㎡当たり収入	B		A		C		C		C	
	開放日当たり収入	A		A		C		C		D	
屋外スポーツ施設		A		A		C		B		D	

## 資料5

## 用語集

あ	
イニシャルコスト	新しく建築物を建築したりするときなどに、稼働するまでの間に必要となる費用のこと。初期費用ともいう。
オープンスペース	建造物の立っていない広がりのある場所のこと。
か	
協働	複数の主体が同じ目的のために、協力して働くこと。本文では、市民、議会及び執行機関が、目的を共有し、それぞれの役割と責務に基づいて信頼関係を構築し、対等な立場で補い合い、協力して行動することをいう。
旧耐震基準	建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、昭和56(1981)年5月31日までの建築確認において適用されていた基準のこと。「震度5程度の地震に対して、即座に建物が崩壊しないこと」が前提となっていた。
予防保全	施設を維持するために必要な点検、修繕、改築、更新が起こる前に必要な点検、修繕、改修、などを計画的に実施すること。
公共施設等総合管理計画	2014年(平成26年)4月総務省の要請により、地方自治体が所有するすべての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画を策定するもの。公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って更新・統合・廃止・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現するもの。
公共施設白書	市が保有する公共施設について、施設の概要や建物の状況、利用状況、運営状況、コスト状況などを一覧できるようにまとめて公表するもの。
公共施設マネジメント	市が保有する公共施設について、人口動態や市民ニーズ、財政状況などを踏まえ、将来の望ましいあり方を検討し、効果的・効率的かつ計画的に維持管理していくこと。
合計特殊出生率	その年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を、5歳ごとに算出し、合計したもの。一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むと仮定した時の子どもの数に相当する。
さ	
再配置	施設のあり方について抜本的な見直しを行い、既存施設の有効活用を基本に、同種施設の配置状況を勘案しながら、更新に合わせて統合や複合化により適正な配置及び効率的な管理運営を実現すること。
市街化区域	都市計画法に定める都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び今後優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
市街化調整区域	都市計画法に定める都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域のこと。宅地造成などの開発は原則として制限される。
市直営	民間事業者等に委託せず、直接、市が施設を管理運営すること。
指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法人その他の団体などに、公の施設の管理をゆだねる制度。指定管理者の範囲については、特段の制限を設けず、議会の議決を経て指定される。

集約化	分散して立地する同種の施設の機能をまとめていくこと。
従来手法	公共施設の設計、建築、維持管理及び運営を個別に公共が実施又は委託する手法。
縮減	面積やコストを減らすこと。
省エネルギー機器	施設で使用される空調設備や給湯設備などのうち、省エネルギー性能の高い機器のこと。
生涯スポーツ	生涯を通じて健康の維持・増進やレクリエーションを目的として取り組めるスポーツのこと。誰もが、いつでも、どこでも気軽に参加できることが特徴。
新耐震基準	昭和43年の十勝沖地震、昭和53年の宮城県沖地震の後、従来の耐震基準が抜本的に見直され、昭和56年6月1日に建築基準法及び同法施行令の大改正が行われた耐震基準。建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模の地震(震度5強程度)に対しては構造体を無被害にとどめ、極めてまれに遭遇するような大地震(震度6強程度)に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊などの被害を生じないことを目標としている。
た	
大規模改修	公共施設において、経年により通常発生する建物や設備の損耗、機能低下に対する復旧措置を行い、機能を回復させること(修繕)に加えて、近年の社会的要求(バリアフリー化、省エネ化など)に応じて、建設当初の水準以上に機能を向上させること。本市の公共施設マネジメント基本計画においては、40年に一度、大規模改修を行う想定としています。
耐震基準	建築物を設計する際に、地震力に耐えられるような強度を保つため、建築基準法及び同法施行令などの法令に定められた基準のこと。昭和56年6月1日の耐震基準の見直し以前に用いられていた耐震基準を旧耐震基準といい、それ以降の耐震基準を新耐震基準という。
耐震診断	建築物が地震に対してどの程度耐える力を有しているか判定する調査のこと。
耐用年数	建築物が使用に耐えなくなるまでの年数または利用可能年数のこと。 本計画では、恣意性を排除して試算の種類や構造、用途別に耐用年数を詳細に定めた法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数)を参考に老朽化状況の評価基準を設定している。
地域コミュニティの拠点	日常的に地域住民などが集い、学習活動や交流活動を通じて地域のコミュニティを形成する場のこと。 まちづくりの核としての役割や、災害時には地域の避難所としての役割も果たすことも期待されている。
長寿命化	スポーツ施設の維持管理において、点検や修繕・改修を計画的に行うことにより、建物や設備などに不具合や故障が生じる前に適切な対応を行い、施設を将来に渡って長く使い続けること。
低炭素社会	社会に多大な影響をもたらす地球温暖化の緩和を目的として、その原因である温室効果ガスのうち、大きな割合を占める二酸化炭素の排出が少ない社会の構築を目指すこと。
統合	設置目的が同じである複数の施設で、施設利用者が少ない場合や将来的に減少が見込まれる場合、また、設置目的が異なる複数の施設で、貸室など施設機能が重複している場合などに、サービス・建物ともに一つの施設に集約し、もう一方の施設を廃止する方法。
な	
ニュースポーツ	アメリカ合衆国において20世紀後半以降に新しく考案・紹介されたスポーツのこと。子どもの体力向上や中高年の健康維持・増進、高齢者の介護予防など、様々な分野での活用が期待されている。
年齢階層別人口	年少人口(0歳～14歳)、生産年齢人口(15歳～64歳)、老年人口(65歳以上)ごとの人口のこと。

④	
廃止	施設でのサービス提供をやめること。単純にやめるだけでなく、統合や複合化などにより、一方の施設が廃止となることもある。なお、廃止後の建物は、施設の状況により、取壊しや転用、譲渡、売却などを検討する必要がある。
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となるものを除去すること。段差等の物理的障壁の除去をいうことが多い。
PDCA サイクル	Plan(計画)、Do(実施実行)Check(点検評価)、Action(処置改善)の4段階の頭文字をつなげたものでこれを繰り返し、サイクルを向上させることによって継続的に業務を改善しようとする事業活動における管理システムのこと。
フィルムコミッション	映画やテレビドラマ等の撮影場所としてメディアを誘致したり、撮影の支援を行う機関のこと。地域で映像作品等が撮影されることで、地域文化の発信や地域活性化といった効果が期待される。
複合化	設置目的が異なる施設を、一つの建物に集約し、それぞれのサービスを継続しつつ、会議室など共通の機能を共同で利用する方法です。
⑤	
ユニバーサルデザイン	障がいのある人の便利さ使いやすさという視点ではなく、障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいように意図して作られた製品や情報、環境などのデザインのこと。
⑥	
ライフサイクルコスト	製品や構造物などの企画・設計・施工・運用・維持管理・補修・改造・解体・廃棄といった一連の段階にかかる費用をトータルして考えたもの。





## 春日部市体育施設整備基本計画

発行 春日部市教育委員会

編集 社会教育部スポーツ推進課

作成 2019年（平成31年）3月

所在地 〒344-0062

春日部市粕壁東3-2-15

TEL 048-736-1111(内線4856)

FAX 048-736-2218

E-Mail [sports@city.kasukabe.lg.jp](mailto:sports@city.kasukabe.lg.jp)